

第2次

# うるま市都市計画 マスタープラン



令和5年3月

沖縄県うるま市

## ごあいさつ

うるま市のまちづくりの根幹をなす都市計画において、市土地利用のあり方から道路・公園等の都市施設の配置や市街地整備に関する事項について、将来のまちづくり方針を示した「うるま市都市計画マスタープラン」を平成22年3月に策定し、「人・自然・歴史文化の調和する、活力ある都市」の将来都市像の実現に向けて施策を展開してまいりました。



当初の計画から、10年以上が経過し、急速に進行する少子高齢化や人口減少、大規模な自然災害・気候変動に加え、新型コロナウイルス感染症の流行など本市を取り巻く状況は大きく変わりました。また、まちづくりには、国が推奨する Society5.0 の実現、持続可能な開発を目指す SDGsの達成や IoT を活用したスマートシティの実現などが期待されています。このような時代の変化に対応するため、うるま市都市計画マスタープランの改定を行いました。

新たなマスタープランでは、これまで積み重ねたまちづくりを継承しつつ、これからも人々に愛され、住みよいまち「うるま」を実現するため、「人・自然・歴史文化が調和し、特色ある拠点がネットワークで結ばれ、都市の豊かさが次世代へ受け継がれるまち」を新たなまちづくりの方針とした「第2次うるま市都市計画マスタープラン」を策定し、市民・事業者・関係団体の皆様と共に協働によるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民・学生アンケートや地域別説明会など幅広い市民参画の機会を通して、貴重なご意見をくださいました市民の皆様、専門的な分野からご意見・ご提言をいただきましたうるま市都市計画審議会をはじめとする多くの関係者の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

令和5年3月

うるま市長



# 目次

## 序章 はじめに

- 序-1. 都市計画マスタープランとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 序-1
- 序-2. 都市計画マスタープランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 序-2

## 第1章 現況と課題

- 1-1. 上位・関連計画の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- 1-2. うるま市の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2
- 1-3. アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-12
- 1-4. 現況・アンケートから見る都市の改善点と方向性・・・・・・・・ 1-18
- 1-5. 都市づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-23
- 1-6. まちづくりの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-25

## 第2章 都市づくりの目標

- 2-1. 都市づくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- 2-2. 将来都市構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-5

## 第3章 分野別方針

- 3-1. 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
- 3-2. 市街地整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-11
- 3-3. 道路・交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-15
- 3-4. 都市施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-23
- 3-5. 安全・安心まちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-29
- 3-6. 水とみどりの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-35
- 3-7. 都市景観づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-41

## 第4章 地域別方針

4-1. 地域別方針の概要	4-1
4-2. 地域別方針	4-2
1. 北部東地域	4-2
2. 北部西地域	4-9
3. 中部北地域	4-15
4. 中部南地域	4-21
5. 南部臨海地域	4-35
6. 東部地域	4-41
7. 島しょ地域	4-53

## 第5章 実現化方策

5-1. 計画の実現に向けた考え方	5-1
5-2. 実現に向けた取組み	5-6
5-3. 都市計画マスタープランの評価と見直し	5-11

## 参考資料

参-1. 計画の策定の流れ	参-1
参-2. 設置要綱及び委員名簿	参-3
参-3. 用語集	参-6

---

# 序 章

---

## はじめに

---

序-1. 都市計画マスタープランとは

序-2. 都市計画マスタープランの概要

---

## 序－1．都市計画マスタープランとは

### 1．都市計画マスタープランとは

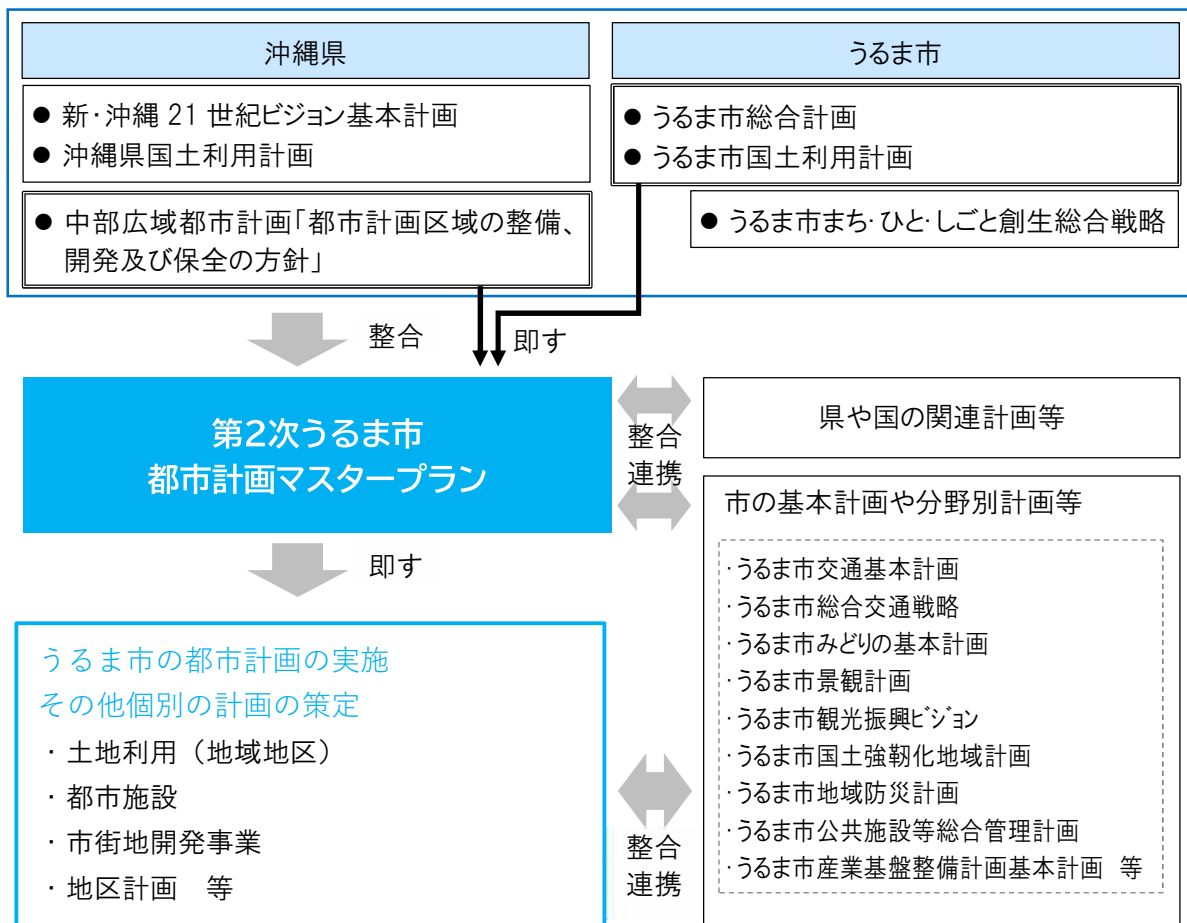
「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、「都市計画マスタープラン」という。）は、都市計画法第18条の2に基づき、住民の意向を反映させながら、地域特性を踏まえたうえで土地利用のあり方や道路、公園、住環境整備など、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

### 2．計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市づくりのビジョンの統一や一体性の確保を図ることから、沖縄県が策定する「中部広域都市計画『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』」やうるま市が策定する「うるま市総合計画」などの上位計画に即して定めます。

また、「第2次うるま市都市計画マスタープラン」の改定においては、「うるま市交通基本計画」や「うるま市国土強靱化地域計画」等の分野別計画や「うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、国や県等の関連計画との連携、整合を図ります。

〈都市計画マスタープランの位置付け〉



## 序ー2. 都市計画マスタープランの概要

### 1. 策定の背景

うるま市（以下、「本市」という。）においては、2市2町の合併後の新たな都市計画の指針として、平成22年3月に、都市計画マスタープラン（以下、「本プラン」という。）を策定し、道路や公園などの都市施設の計画的な整備、適切な土地利用の規制誘導などに取り組んできました。

本プラン策定後、約10年が経過し、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、本市の人口は今後令和12年まで増加すると推計されていますが（「第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第2次総合戦略」という。）における市将来展望に基づく。）、その後は減少に転じて少子高齢社会が進行するものと予想されており、これまでよりも更に計画的かつ質の高い持続可能な都市づくりが求められています。将来に向け、生活サービス施設や公共交通を維持し、既存のストック<sup>1</sup>を活用しながら本市に適した都市機能の配置、居住の誘導を検討する取組みも必要となります。また、国が推進するSociety5.0<sup>2</sup>の実現、持続可能な開発を目指すSDGs<sup>3</sup>の達成や、IoT<sup>4</sup>を活用したスマートシティの実現などが期待されています。

こうした本市を取り巻く状況や特性の変化を適切に捉え、今後の都市づくりの方向性を改めて見据えるため、「第2次うるま市都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

### 2. 基本事項

#### (1) 目標期間

期間は令和5年度を初年度とし、概ね20年後の令和24年度を目標年次とします。

なお、本市を取り巻く情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) 対象範囲

本計画は本市全域を対象とします。

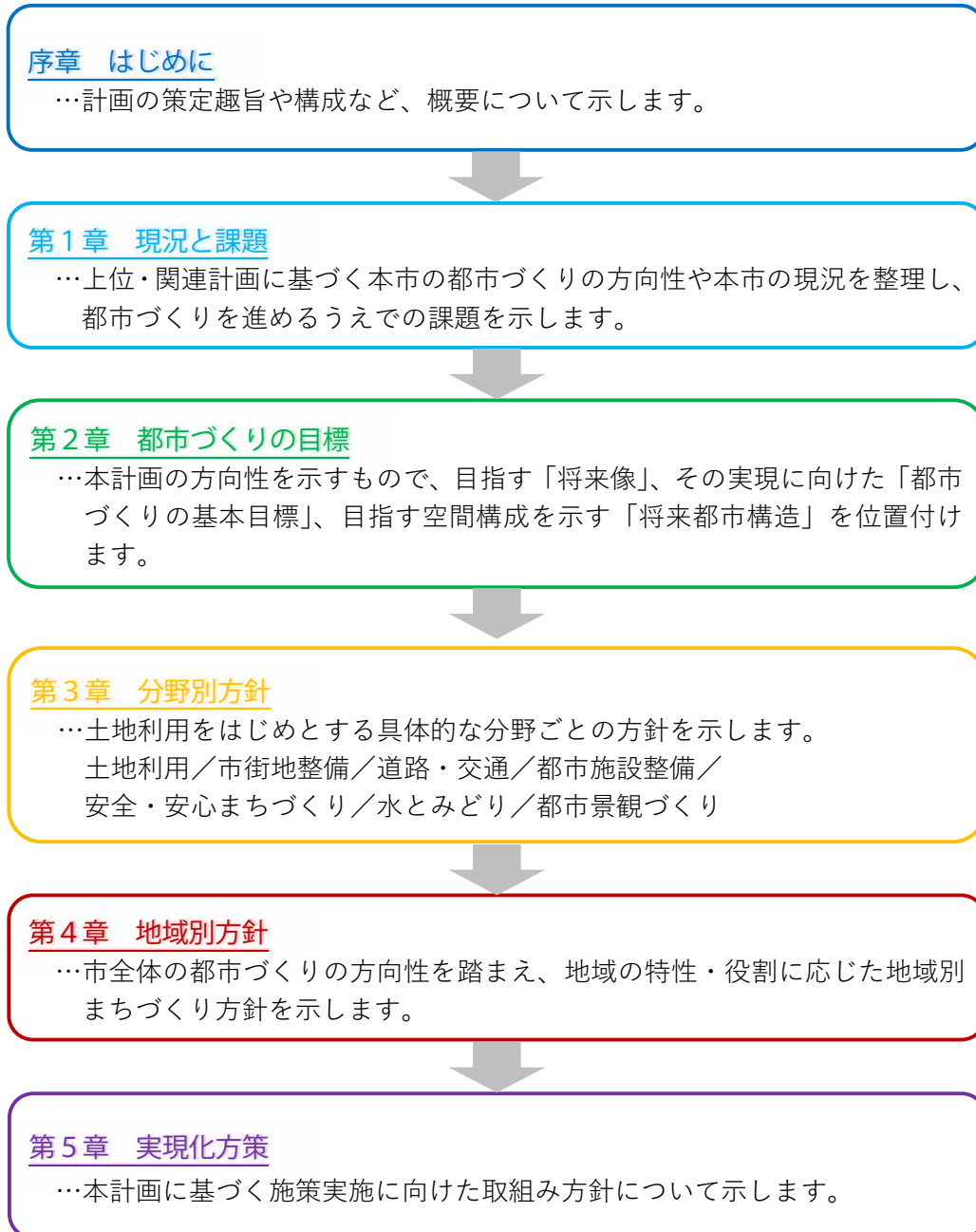
ただし、返還合意がされていない駐留軍用地については、具体的な返還の見通しが立つまでは全体構想の中で対応することとします。

- 
- 1 スtock: 蓄えられたもの。ここでは整備された道路、公園の都市基盤施設や市役所をはじめとした施設のこと
  - 2 Society5.0: 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱
  - 3 SDGs: Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の目標。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしている
  - 4 IoT: 「Internet of Things」の略称で、「モノのインターネット」とされ、人を介さずモノが自動的にインターネットに繋がる技術のこと

### (3) 計画の構成

本計画の構成は、以下に示す通りです。

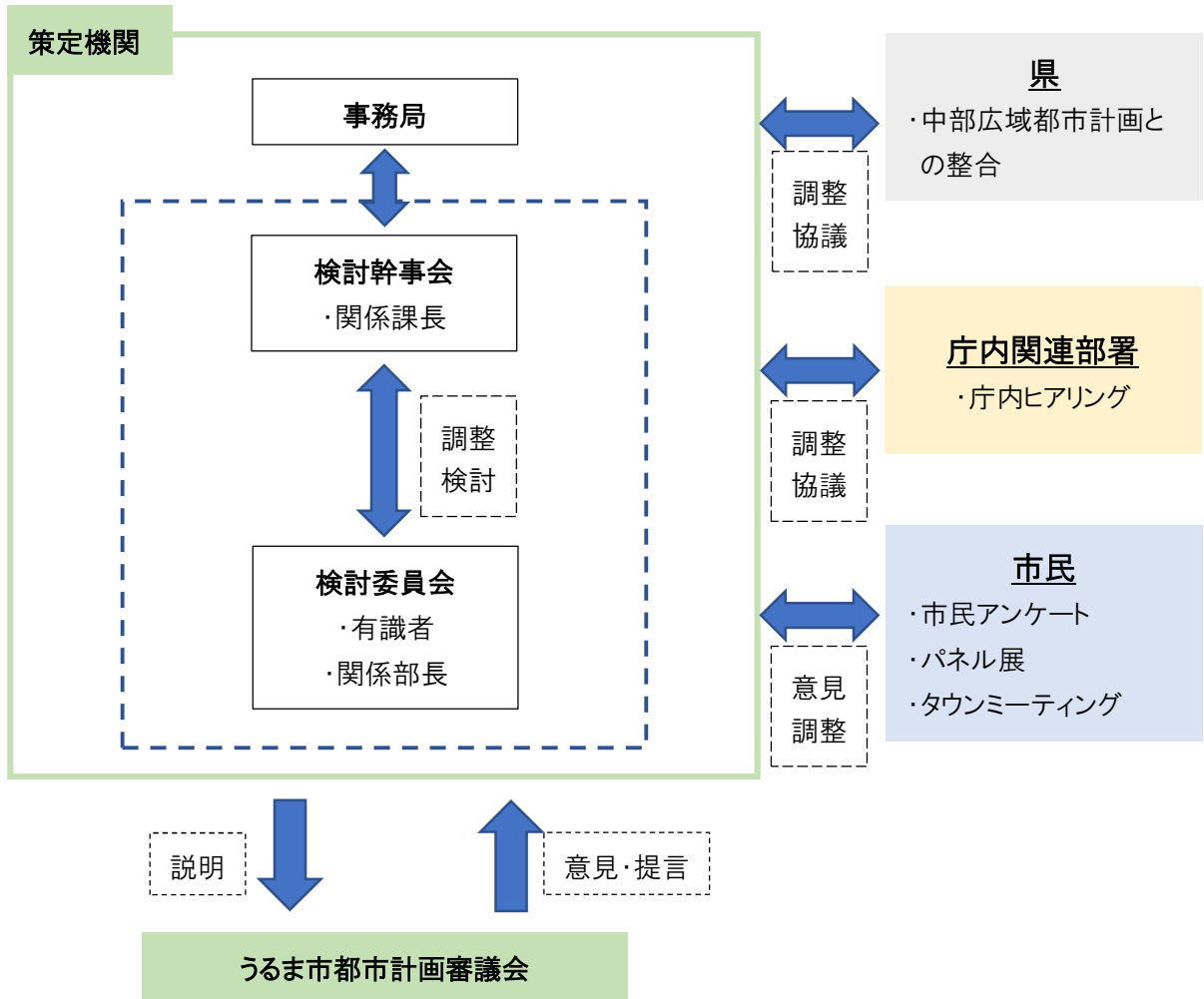
#### <計画の構成>





(4) 策定体制

本計画の策定体制は以下の通りです。



委員会の開催



パネル展の開催

---

# 第 1 章

---

## 現況と課題

---

- 1-1. 上位・関連計画の整理
  - 1-2. うるま市の現況
  - 1-3. アンケート調査結果の概要
  - 1-4. 現況・アンケートから見る都市の改善点と方向性
  - 1-5. 都市づくりの課題
  - 1-6. まちづくりの方向性
-

## 1-1. 上位・関連計画の整理

## 1. 上位・関連計画

本計画の策定にあたっては、国や県、本市における各種上位・関連計画と整合を図り策定しています。

主 体	計 画 名 称	策 定 年
国・県等	新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画	令和 4 年 5 月
	第 5 次沖縄県国土利用計画	平成 30 年 3 月
	中部広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	令和 4 年 11 月
	沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン・新広域道路交通計画	令和 3 年 3 月
	沖縄県広域緑地計画	平成 30 年 3 月
	東海岸サンライズベルト構想	令和 3 年 3 月
市	第 2 次うるま市総合計画後期基本計画	令和 4 年 3 月
	第 2 次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2 年 3 月
	第 2 次うるま市国土利用計画	令和 3 年 3 月
	うるま市交通基本計画	平成 31 年 3 月
	うるま市総合交通戦略	令和 2 年 3 月
	うるま市道路整備プログラム	令和 4 年 6 月
	うるま市みどりの基本計画	平成 22 年 3 月
	うるま市景観計画	平成 29 年 6 月
	うるま市公園整備プログラム	平成 27 年 3 月
	第 2 次うるま市観光振興ビジョン	平成 29 年 3 月
	うるま市国土強靱化地域計画	令和 4 年 3 月
	うるま市地域防災計画	平成 27 年
	うるま市墓地整備基本計画	平成 22 年 3 月
	うるま市公共施設等総合管理計画	平成 29 年 3 月
	うるま市産業振興計画	令和 4 年 3 月
	うるま市産業基盤整備計画基本計画	令和 2 年 3 月

## 1-2. うるま市の現況

### (1) 本市の概要

- ・本市は、平成17年4月に具志川市・石川市・勝連町・与那城町の2市2町の合併により誕生しました。
- ・本市の総面積は87.02 km<sup>2</sup>で、沖縄本島中部の東海岸に位置し、西は沖縄市、北は恩納村と金武町に隣接し、県都那覇市から約25kmの距離にあります。また、東に金武湾、南に中城湾の両湾に面し、両港湾は国の重要港湾に指定されています。そして、有人・無人を含めて10の島々があり、伊計島・宮城島・平安座島・浜比嘉島・藪地島の5島は海中道路や架橋によって結ばれています。



図 位置図

### (2) 人口・世帯数の推移

- 人口・世帯数ともに増加傾向、平均世帯人員は減少傾向
- 令和12年までは人口増加、その後は減少傾向となる予測（国立社会保障・人口問題研究所に基づく推計（以下同様））
- 令和27年には老年人口は3割を超える

#### <人口・世帯数の推移>

- ・本市の人口と世帯数は、令和2年時点で125,303人、48,163世帯と、ともに増加傾向
- ・1世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、核家族化や少人数世帯の増加が進む

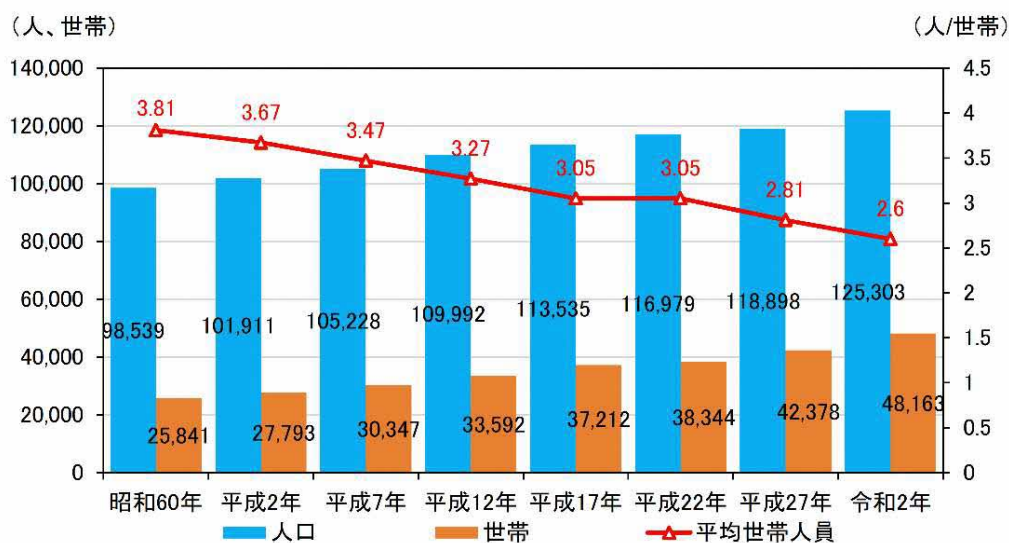


図 人口、世帯数、平均世帯人員の推移 [資料：国勢調査（令和2年度）]

<将来人口動向>

- ・国立社会保障・人口問題研究所によると、将来人口は、令和12年まで人口は増加傾向にあるものの、その後は減少傾向
- ・令和27年には老年人口は38,197人と全体の3割を超え、更なる少子高齢化の進行が予測

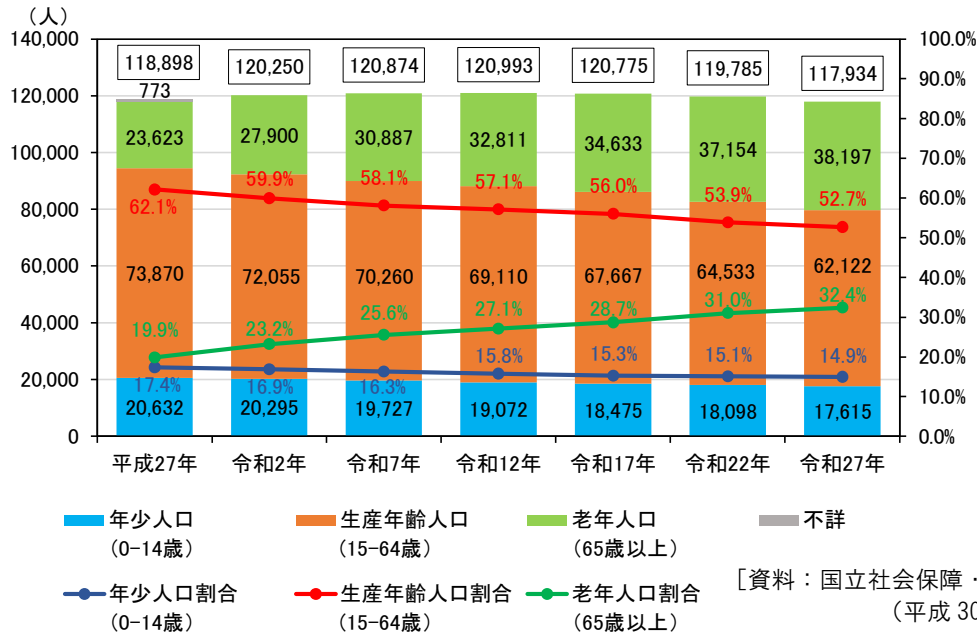


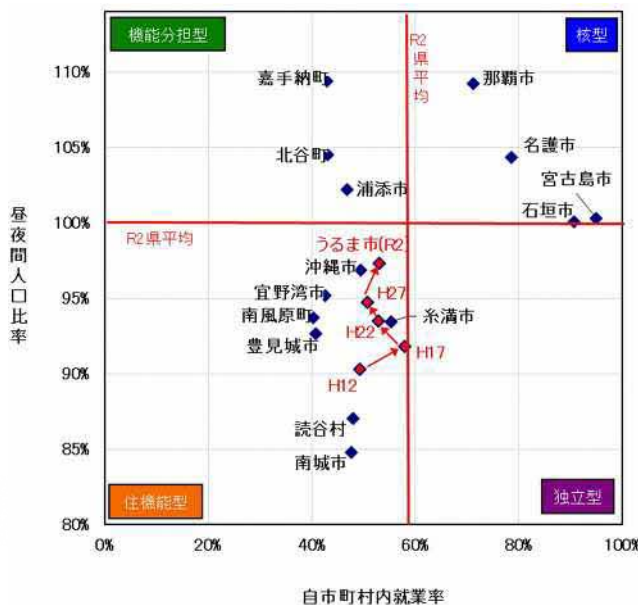
図 年齢三区分別人口の推移

(3) 都市の性格

- 県中部圏域における周辺都市のベッドタウンとして機能する「住機能型」
- 近年は昼夜間人口比率も上昇傾向

- ・本市の昼夜間人口比率、自市町村内就業率を沖縄県内の主要都市と比較すると、県の平均値以下となっており、本市は周辺都市のベッドタウンとして機能する「住機能型」の都市
- ・昼夜間人口比率は上昇傾向にあり、核型・機能分担型に近付いている傾向

<県内主要都市の自市町村内就業率・昼夜間人口比率>



核型

自市内で働く人が多く、就業・通学者を含めた昼間の人口が多い都市であり生活圏における中心都市として機能

独立型

自市内で働く人は多いが、昼間の人口は多くない都市であり、1都市である程度独立した生活圏を形成

住機能型

自市内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能

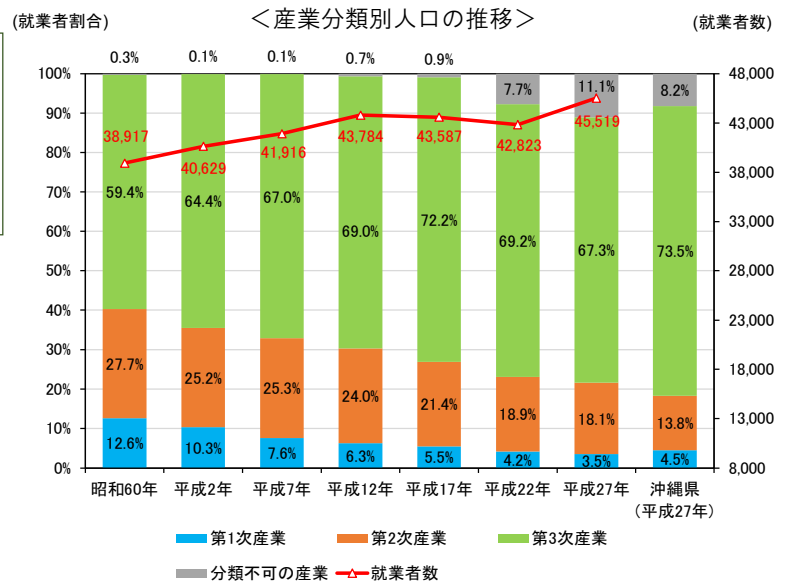
機能分担型

自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職・教育等の機能に特化

〔資料：国勢調査 (令和2年度)〕

(4) 産業

- 15歳以上就業者数は45,519人(H27)であり、増加傾向で推移
- 第2次産業の就業者数の比率は、県平均を上回る



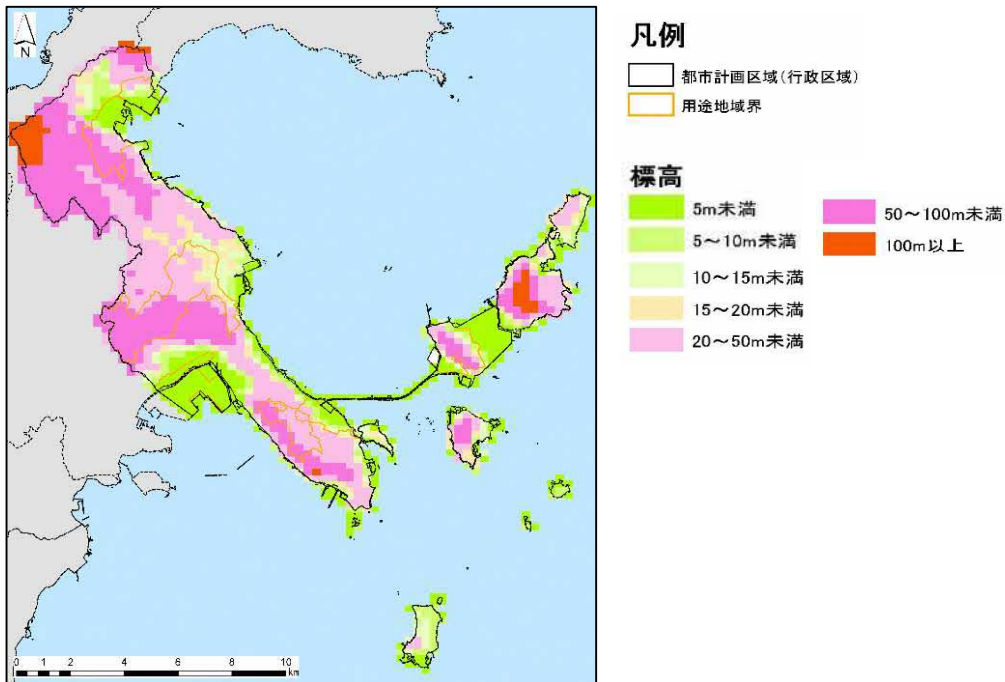
(5) 土地利用

- 用途地域内でも土地の高低差が大きい
- 行政区域全域が都市計画区域に指定、用途地域(約2,081ha)の7割以上が住居系用途
- 市全域の土地利用比率は、自然的土地利用は50.7%、都市的土地利用は49.3%
- 都市的土地利用は用途地域で83.9%、用途地域外は38.4%

[資料：国勢調査(平成27年度)]

<地形図>

<地形図>



[資料：国土数値情報(平成21年5月)]

<法規制の状況>

(都市計画法に基づく規制)

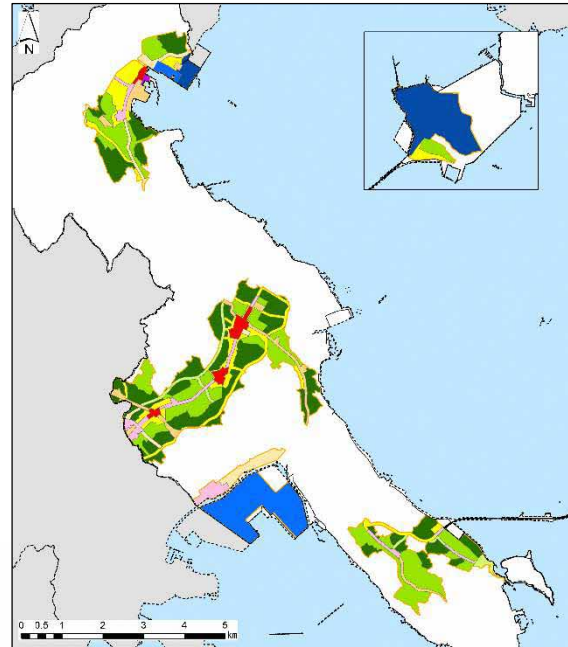
●用途地域の指定状況

表 用途地域の指定状況

用途地域		面積 (ha)	割合 (%)
住居系	第一種低層住居専用地域	556	26.7
	第一種中高層住居専用地域	483	23.2
	第二種中高層住居専用地域	39	1.9
	第一種住居地域	228	11.0
	第二種住居地域	87	4.2
	準住居地域	84	4.0
商業系	近隣商業地域	85	4.1
	商業地域	43	2.1
工業系	準工業地域	4	0.2
	工業地域	230	11.1
	工業専用地域	242	11.6
計		2,081	100.0

[資料：庁内資料（令和3年3月）]

<用途地域図>



[資料：都市計画図（令和3年3月）]

凡例

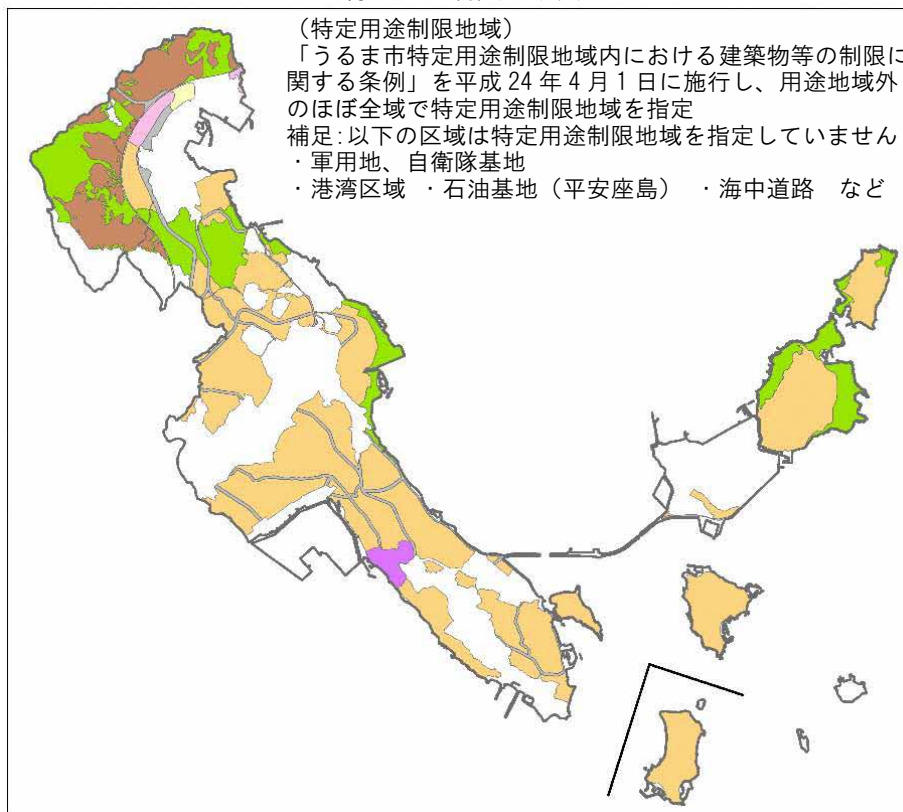
- 都市計画区域(行政区)
- 用途地域界

用途名

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 商業地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種住居地域
- 準工業地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 準住居地域
- 工業地域
- 近隣商業地域
- 工業専用地域

●特定用途制限地域の指定状況

<特定用途制限地域図>



凡例

- 市街地形成誘導地区
- 幹線道路沿道地区
- 市街地緩衝地区
- 集落環境保全地区
- 景観保全地区
- 農業保全地区
- 勝連城跡周辺保全地区

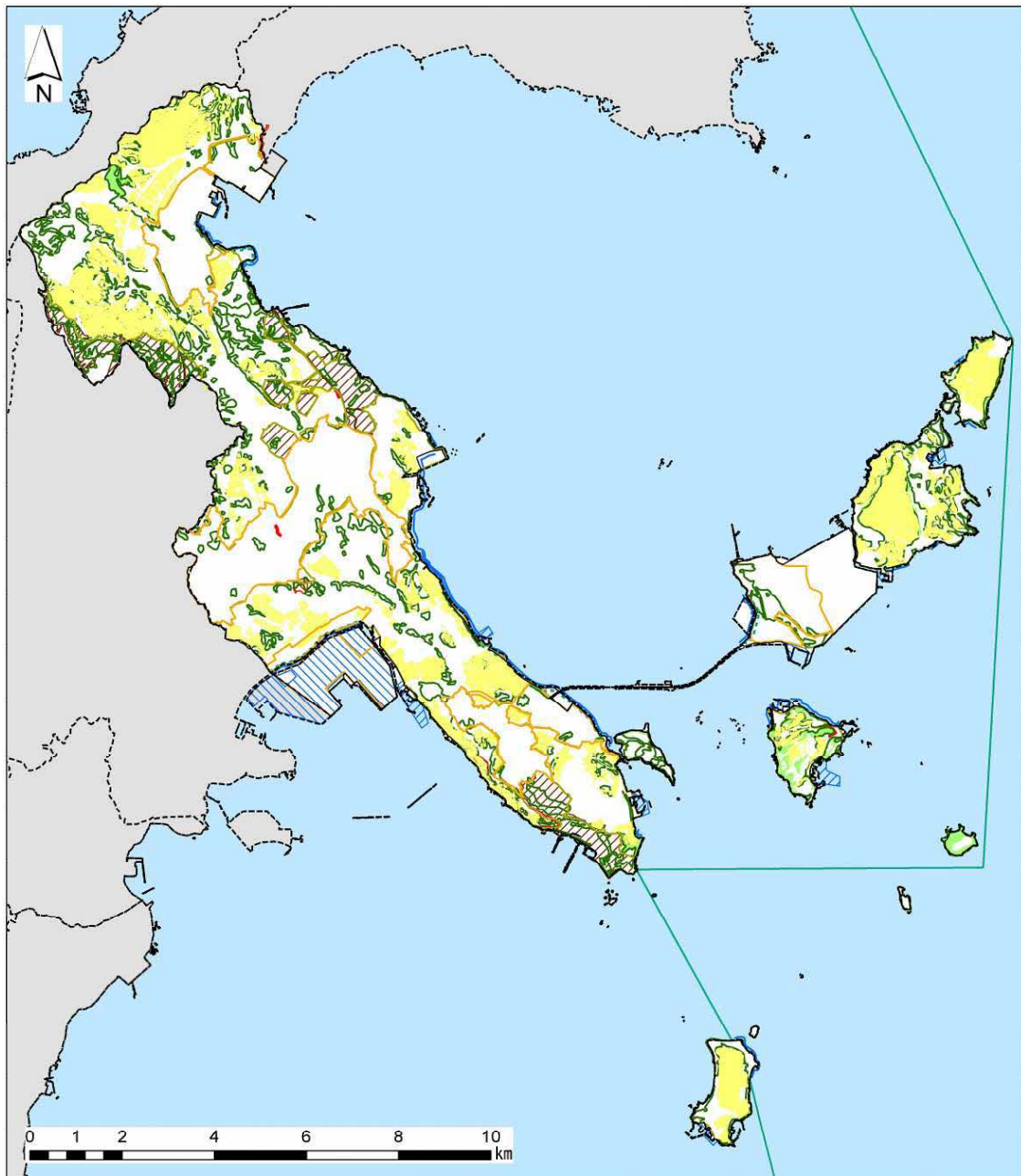
[資料：都市計画図（令和3年3月）]

## 第2次うるま市都市計画マスタープラン

(その他の規制)

- ・農業振興地域や森林地域など様々な規制がされています。

<各種法規制の指定状況図>



### 凡例

都市計画区域(行政区域)	森林地域	砂防指定地	漁港区域
用途地域界	保安林	海岸保全区域	臨港地区
農業振興地域	急傾斜地崩壊危険区域	港湾区域	風致地区
農用地区域	地すべり防止地区	港湾隣接地域	軍用地

[資料：都市計画基礎調査(平成28～平成30年度)]



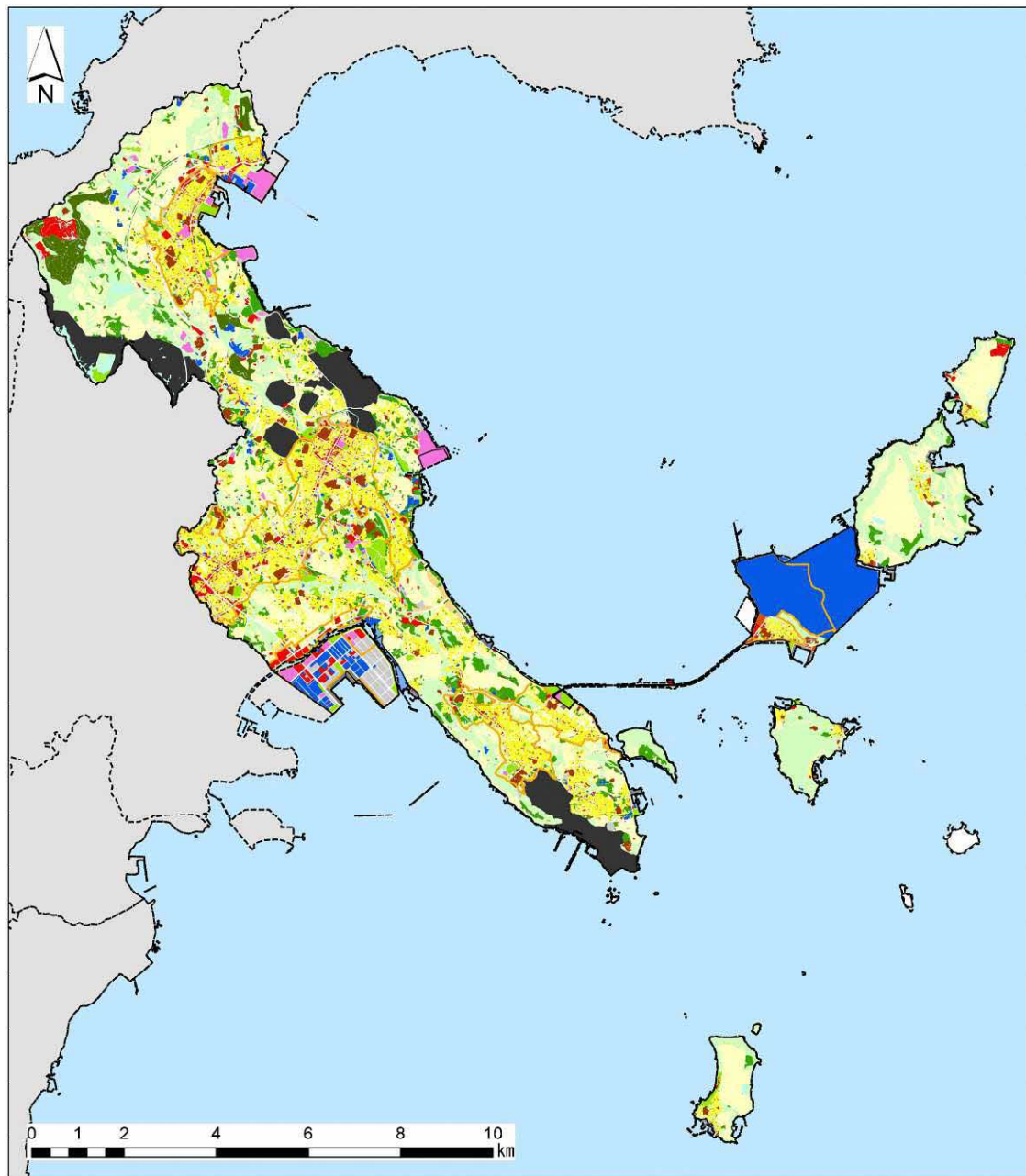
## ＜土地利用の状況＞

表 土地利用別面積集計表

土地利用区分			市全域		用途地域		用途地域外	
			面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
自然的 土地 利用	農 地	田	20.9	0.2	0.0	0.0	20.9	0.3
		畑	2,041.8	23.5	187.6	9.0	1,854.2	28.0
		計	2,062.7	23.7	187.6	9.0	1,875.1	28.3
	山林	1,541.6	17.7	70.7	3.4	1,470.9	22.2	
	水面	55.0	0.6	2.4	0.1	52.6	0.8	
	その他の自然地	754.8	8.7	75.1	3.6	679.7	10.3	
小計			4,414.1	50.7	335.8	16.1	4,078.3	61.6
都市的 土地 利用	宅 地	住宅用地	1,130.5	13.0	653.6	31.4	476.9	7.2
		商業用地	393.6	4.5	99.8	4.8	293.8	4.4
		工業用地	573.2	6.6	296.2	14.2	277.0	4.2
		計	2,097.3	24.1	1,049.6	50.4	1,047.7	15.8
	農林漁業施設用地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	公益施設用地	341.3	3.9	173.0	8.3	168.3	2.5	
	道路用地	811.6	9.3	291.9	14.0	519.7	7.9	
	交通施設用地	53.7	0.6	18.8	0.9	34.9	0.5	
	その他公的施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他公的施設用地	706.2	8.1	53.1	2.6	653.1	9.9	
	その他空地	277.8	3.2	161.2	7.7	116.6	1.8	
小計			4,287.9	49.3	1,747.6	83.9	2,540.3	38.4
合計			8,702.0	100.0	2,083.4	100.0	6,618.6	100.0

[資料：都市計画基礎調査(平成28～平成30年度)]

## 第2次うるま市都市計画マスタープラン



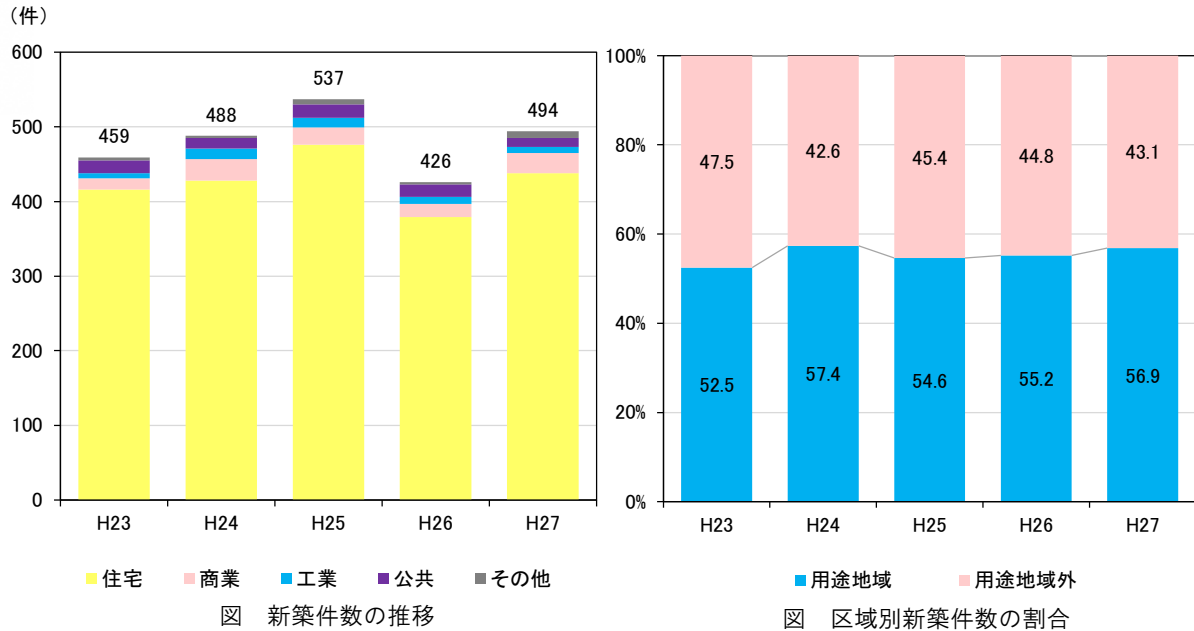
### 凡例

都市計画区域(行政区域)	<b>土地利用</b>	水面	併用住宅用地	公共用地	公園・緑地	ゴルフ場
用途地域界	田	原野・荒地・牧野	商業用地	道路用地	防衛用地	
	畑	その他(海浜等)	工業用地	運輸施設用地	その他の空地	
	山林	住宅用地	文教厚生用地	公共空地	駐車場用地	

[資料：都市計画基礎調査(平成28～平成30年度)]

(6) 開発動向

- 5年間の新築件数は2,404件、住宅が約9割を占める
- 用途地域外の新築件数が4割を超える



[資料：都市計画基礎調査(平成28～平成30年度)]

(7) 公共交通等

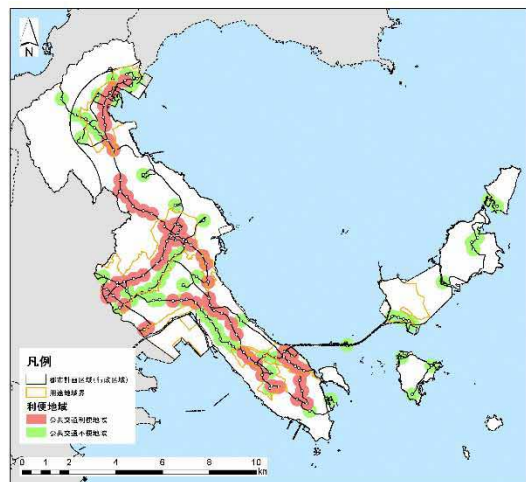
- 31のバス路線が運行されており、1時間1本以上運行がある路線は15路線
- 公共施設間連絡バスが運行中

- ・市内には具志川バスターミナルと屋慶名バスターミナルが立地
- ・平成27年度時点、約31%の市民が公共交通空白地域に居住
- ・令和3年時点、平敷屋港、津堅港より1日それぞれ高速船2便、フェリー3便が運航し、高速船は年間約3万人、フェリーは年間約5.2万人が利用
- ・公共施設間バスは、令和3年10月まで2路線(1路線7本/日)で運行、令和3年11月からは4路線にて実証運行

表 公共交通の利便性の評価

			利便地域
バス	バス停から300m圏内	運行本数30便/日(往復)以上	公共交通利便地域
		運行本数30便/日(往復)未満	公共交通不便地域
	バス停から300m圏外		公共交通空白地域

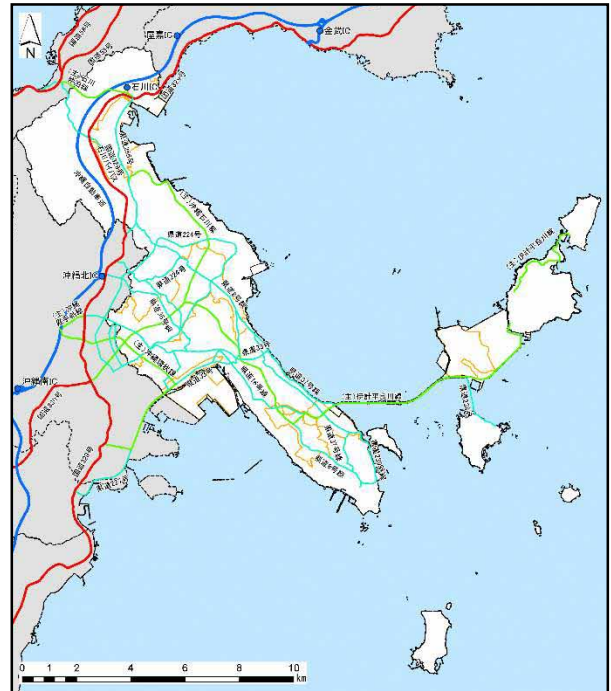
[資料：都市計画基礎調査(平成28～平成30年度)を基に作成]



## (8) 都市施設

### <都市計画道路等>

- ・沖縄自動車道・国道329号・県道75号線を基軸に道路ネットワークが構築
- ・具志川地域に38路線、石川地域に20路線の計58路線の都市計画道路が計画決定
- ・都市計画道路の種別は、具志川地域は幹線街路が29路線、区画街路が9路線。石川地域は幹線街路が13路線、特殊街路が7路線
- ・都市計画道路の整備率は90%
- ・本市決定の都市計画道路は、未着手が1路線、一部未着手が2路線



凡例 図 主要道路ネットワークの状況



[資料：交通センサス（平成27年度）、道路整備プログラム（令和4年度）]

### <都市公園>

- ・都市公園（うち、都市計画決定公園55箇所）は105箇所、そのうち94箇所は整備済み（街区公園79、近隣公園12、地区公園3、総合公園2、運動公園1、風致公園2、都市緑地6）
- ・都市公園の供用率は約68%

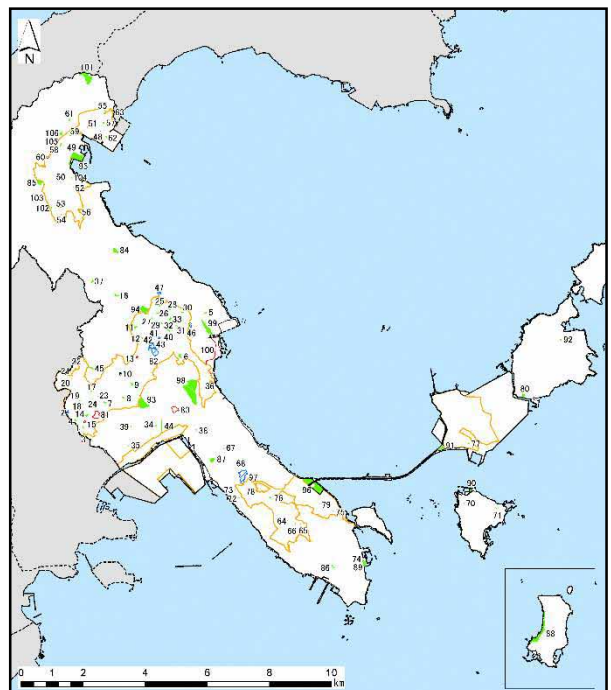
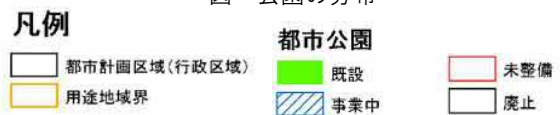


図 公園の分布



[資料：庁内資料]

<下水道>

- ・公共下水道、流域下水道の整備率（進捗率）は、それぞれ 66.9%、80.6%
- ・うるま市流域関連公共下水道および単独公共下水道の 2 種類の下水道が都市計画決定されており、認可区域面積は 2,848.7ha
- ・農業集落排水の整備率（進捗率）は 100% となるが、水洗化率は 31.5% であり、今後も接続推進が必要（津堅島）

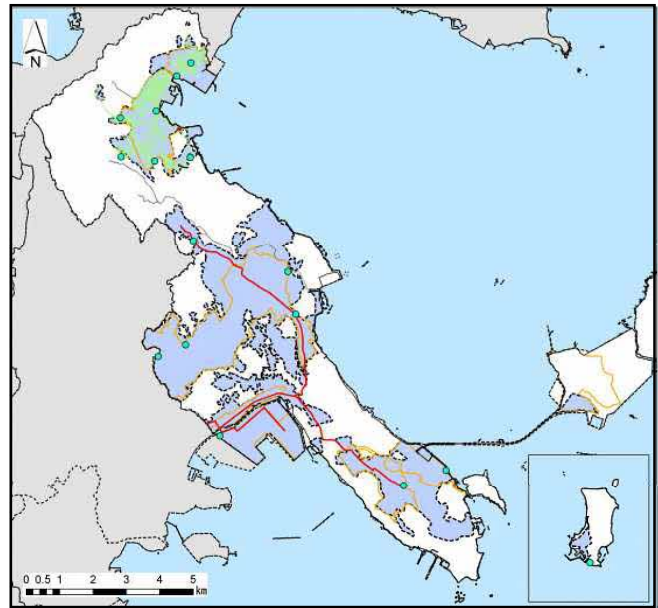


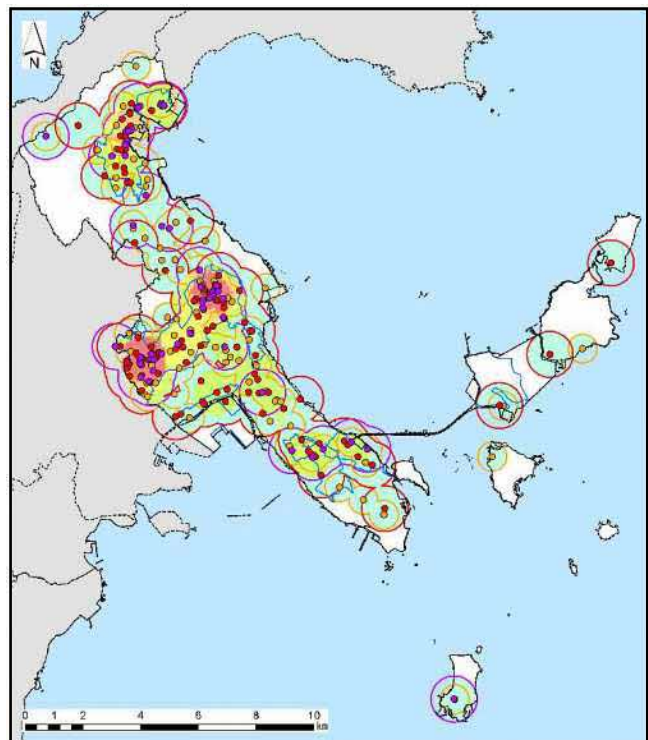
図 下水道の整備状況



[資料：都市計画基礎調査(平成 28～平成 30 年度)、庁内資料]

(9) 生活利便施設集積状況

- ・「安慶名・みどり町（具志川地区）」「江洲・赤道地区（具志川地区）」、「石川 1 丁目・石川 2 丁目（石川地区）」に日常生活に必要な施設が集積
- ・島しょ地域においては、医療施設が無く（診療所のみ）、本島への移動が必要



凡例



図 生活サービス施設集積密度



[資料：国土数値情報、i タウンページなど]

## 1-3. アンケート調査結果の概要

本計画策定の参考とするため、市民、学生及び本市職員を対象にアンケート調査を実施しました。

## (1) 実施概要

	①市民アンケート	②学生アンケート	③市職員アンケート
実施対象、方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19歳以上の市民2,500人を対象</li> <li>・郵送にて実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内7高校に通う高校生を対象</li> <li>・アンケート用紙を配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市職員約1,000人を対象</li> <li>・庁内アンケートを実施</li> </ul>
実施期間	令和2年9月23日 ～10月8日	令和2年10月中旬 ～11月上旬	令和2年10月13日 ～10月27日
回答人数（回収率）	907人（36%）	668人（-）	311人（31%）

## (2) 調査内容

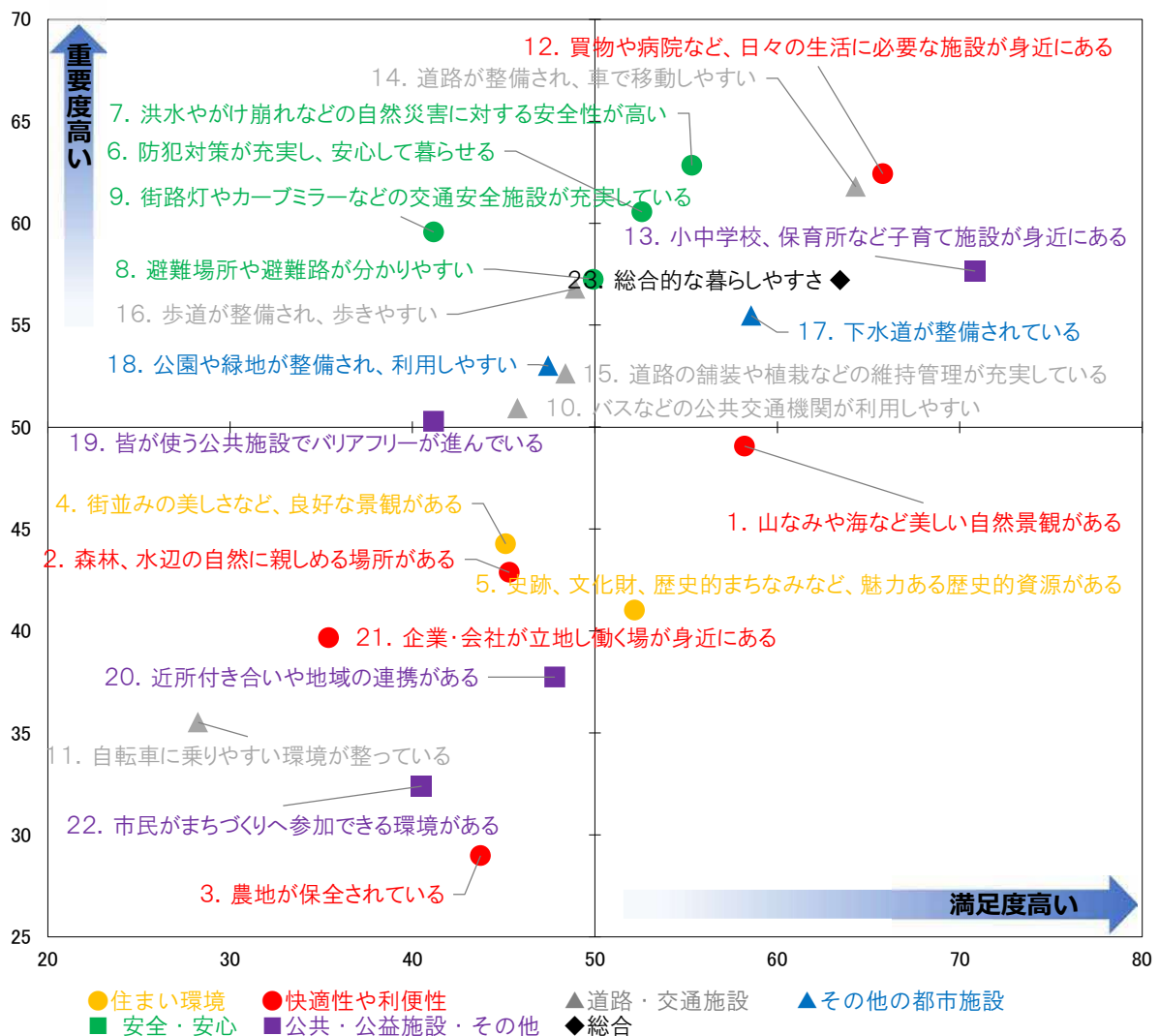
アンケート調査の内容は、主に以下に挙げる項目を対象としました。

調査内容	
属性	【居住地（中学校）】【性別】【年齢】【職業】【居住形態】 【世帯構成の内訳】【本市への居住継続希望】
居住動向	【居住形態】【世帯構成の内訳】【居住意向】【移転理由】
現在の居住地域について 生活の満足度・重要度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな環境</li> <li>・安心・安全</li> <li>・利便性</li> <li>・公共施設の整備</li> <li>・地域社会</li> <li>・総合的な暮らしやすさ</li> </ul>
日常生活圏、交通手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学</li> <li>・買い物（毎日の食料品）</li> <li>・買い物（家電・家具・衣料品などの買い回り品）</li> <li>・病院、福祉サービスの利用</li> <li>・スポーツ、レクリエーション、映画などの娯楽</li> <li>・図書館や公民館などでの文化活動</li> </ul>
将来のうるま市について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後重要と考える事項</li> <li>・まちづくりのキーワード（市全体、居住地）</li> </ul>
これまでのまちづくり	【まちづくりの基本目標に沿った評価】
まちづくりへの参加意向	【現在の参加状況】【参加意向】【市の取組み】
自由意見	自由記述

(3) 調査結果

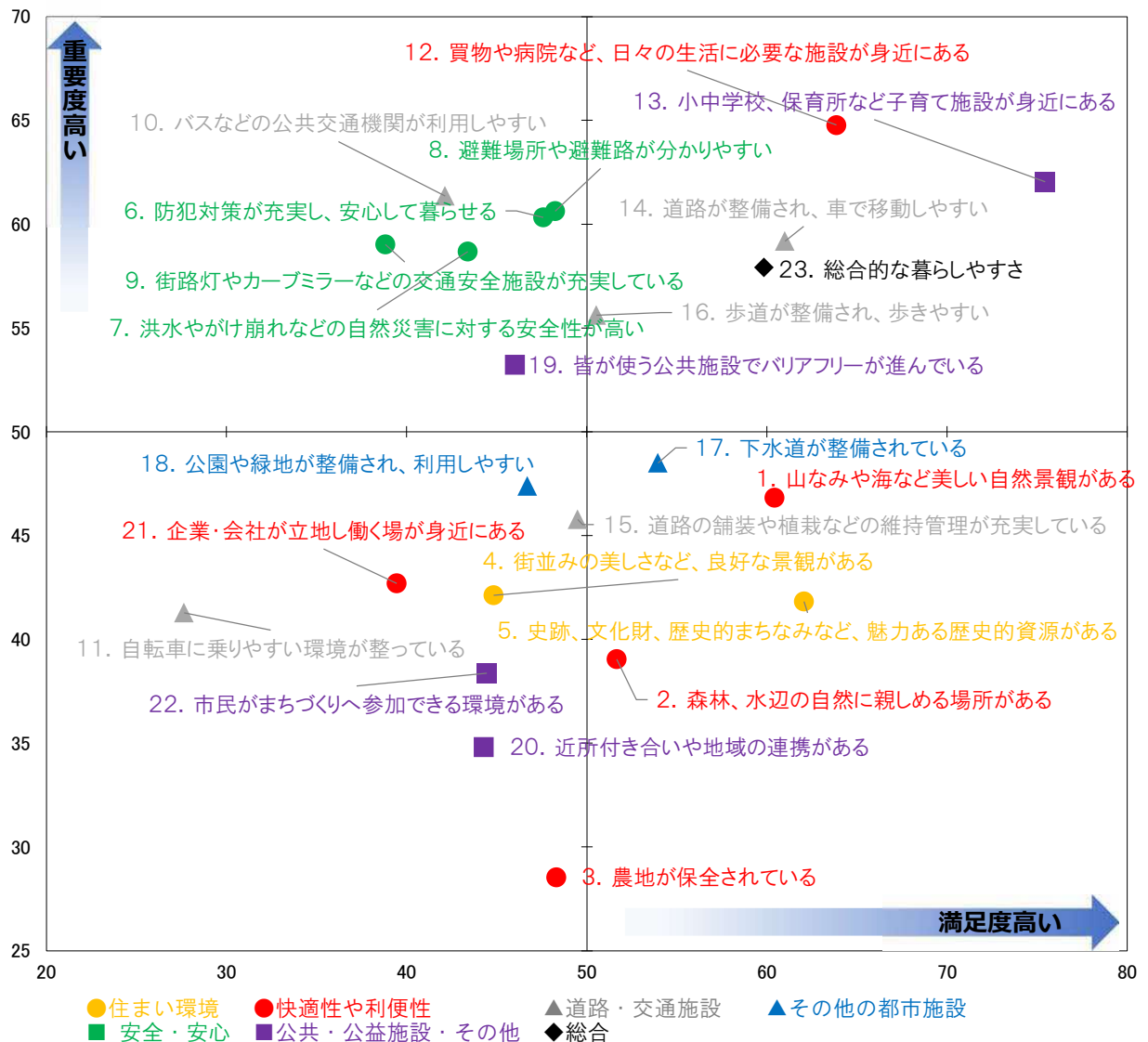
<生活の満足度・重要度：①市民アンケート>

項目	調査結果の概要
現在の居住地 域について生 活の満足度・ 重要度	○重要度、満足度ともに高い項目 ・小中学校、保育所など子育て施設が身近にある ・買物や病院など、日々の生活に必要な施設が身近にある ・道路が整備され、車で移動しやすい
	○重要度は高いが、満足度は低い項目 ・街路灯やカーブミラーなどの交通安全施設が充実している ・避難場所や避難路が分かりやすい ・歩道が整備され、歩きやすい
	○重要度は低いが、満足度高い項目 ・山なみや海などの美しい自然景観がある ・史跡、文化財、歴史的まちなみなど、魅力ある歴史資源がある
	○重要度、満足度ともに低い項目 ・自転車に乗りやすい環境が整っている ・農地が保存されている
【その他】 ○生活に必要な施設の「利便性」は重要度、満足度ともに高く、本市の伸ばすべき特徴 ○「安全・安心」に関する項目及び公共交通機関の利便性については重点的に改善すべき事項	



<生活の満足度・重要度：②学生アンケート>

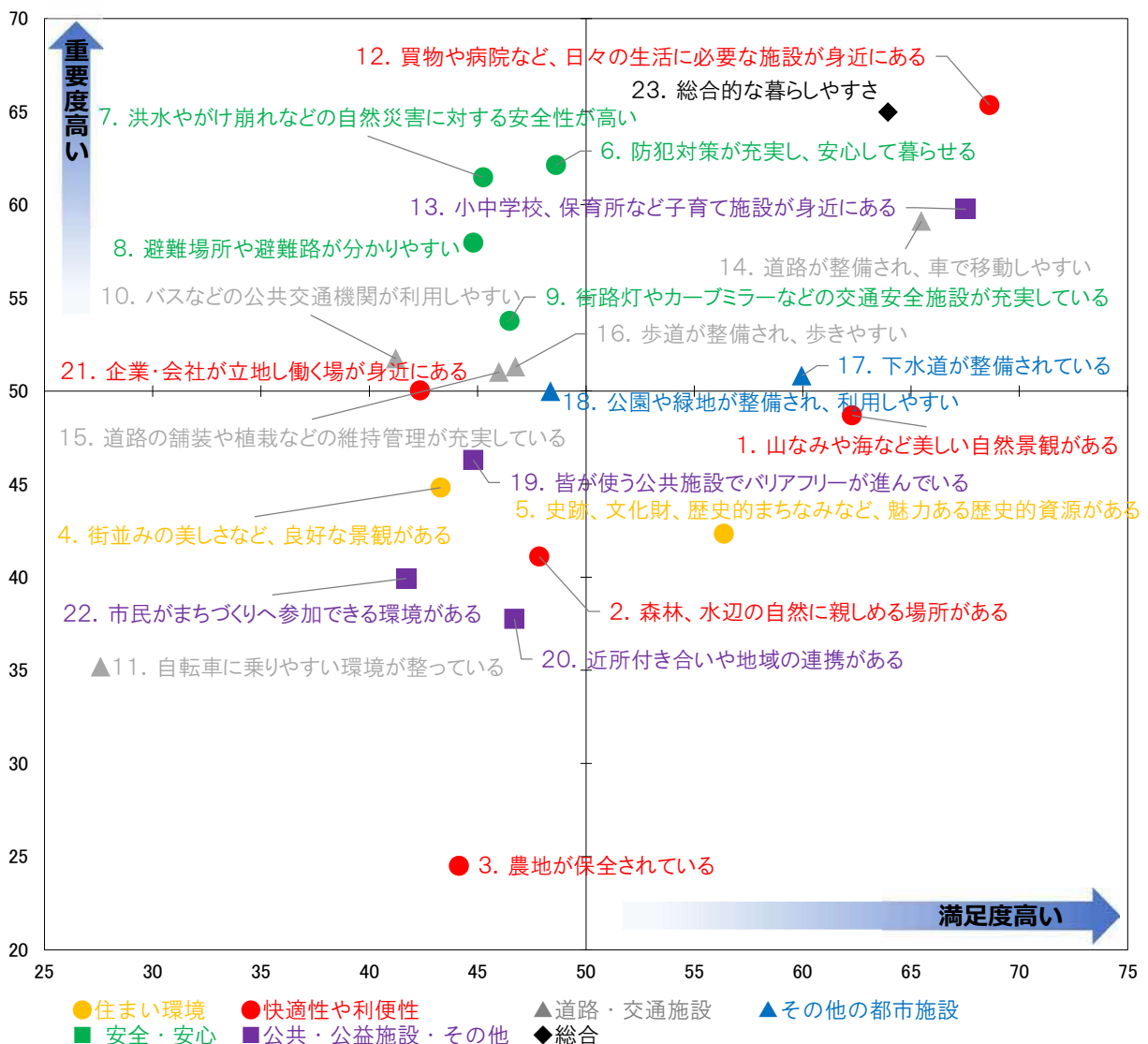
項目	調査結果の概要
現在の居住地 域について生 活の満足度・ 重要度	○重要度、満足度ともに高い項目 ・小中学校、保育所など子育て施設が身近にある ・買物や病院など、日々の生活に必要な施設が身近にある ・道路が整備され、車で移動しやすい
	○重要度は高いが、満足度は低い項目 ・街路灯やカーブミラーなどの交通安全施設が充実している ・バスなどの公共交通機関が利用しやすい ・洪水やがけ崩れなどの自然災害に対する安全性が高い
	○重要度は低いが、満足度高い項目 ・史跡、文化財、歴史的まちなみなど、魅力ある歴史資源がある ・山なみや海などの美しい自然景観がある
	○重要度、満足度ともに低い項目 ・自転車に乗りやすい環境が整っている ・農地が保存されている
【その他】	○生活に必要な施設の「利便性」は重要度、満足度ともに高く、本市の伸ばすべき特徴 ○「安全・安心」に関する項目及び公共交通機関の利便性については重点的に改善すべき事項





<生活の満足度・重要度：③市職員アンケート>

項目	調査結果の概要
現在の居住地 域について生 活の満足度・ 重要度	○重要度、満足度ともに高い項目 ・買物や病院など、日々の生活に必要な施設が身近にある ・道路が整備され、車で移動しやすい ・総合的な暮らしやすさ
	○重要度は高いが、満足度は低い項目 ・洪水やがけ崩れなどの自然災害に対する安全性が高い ・防犯対策が充実し、安心して暮らせる ・避難場所や避難路が分かりやすい
	○重要度は低いが、満足度高い項目 ・史跡、文化財、歴史的まちなみなど、魅力ある歴史資源がある ・山なみや海などの美しい自然景観がある
	○重要度、満足度ともに低い項目 ・自転車に乗りやすい環境が整っている ・農地が保存されている
【その他】	○生活に必要な施設の「利便性」は重要度、満足度ともに高く、本市の伸ばすべき特徴 ○「安全・安心」に関する項目及び公共交通機関の利便性については重点的に改善すべき事項



<その他調査結果概要>

項 目	調査結果の概要
<p>居住意向 と移転理由</p>	<p>&lt;居住意向&gt; 「今の地域に住み続けたいが約75%」 &lt;移転理由&gt;（上位3項目） 「日常生活をする施設の利便性」「通勤・通学の利便性」「バスなどの公共交通の利便性」</p>
<p>日常の生活圏</p>	<p>&lt;通勤・通学&gt;（上位3項目 以下同様） 「沖縄市」「安慶名地区」「その他具志川地区」 &lt;買い物（毎日の食料品等）&gt; 「安慶名地区」「石川市街地地区」「江洲、赤道地区」 &lt;買い物（家電・家具・衣料品などの買い回り品）&gt; 「江洲、赤道地区」「前原地区」「沖縄市」 &lt;病院、福祉サービスの利用&gt; 「沖縄市」「江洲、赤道地区」「安慶名地区」 &lt;図書館や公民館などでの文化活動&gt; 「石川市街地地区」「その他の具志川地区」「安慶名地区」</p>
<p>中心拠点に ほしい施設</p>	<p>&lt;中心拠点（安慶名）&gt;（上位3項目 以下同様） 「大規模病院」「買い回り品」「食料品・飲料・日常生活品などの店舗」 &lt;地域拠点（石川）&gt; 「大規模病院」「買い回り品」「食料品・飲料・日常生活品などの店舗」 &lt;地域拠点（勝連）&gt; 「食料品・飲料・日常生活品などの店舗」「買い回り品」「医院・診療所」 &lt;地域拠点（与那城）&gt; 「食料品・飲料・日常生活品などの店舗」「医院・診療所」「買い回り品」</p>
<p>将来のうるま市 について （今後重要と 考える事項）</p>	<p>&lt;住宅地について&gt;（上位2項目 以下同様） ・老朽化した住宅の建て替えや空き家への住み替えを促進し、既存住宅地の改善を図る（37.4%） ・住宅地の周辺に医療・福祉施設、商業施設を集約・誘導し、人口を集積するコンパクトなまちづくり（29.2%） &lt;商業地について&gt; ・既存住宅地の近辺に、徒歩でも利用できる商店などを充実させる（23.8%） ・現状のままでよい（新たな対応は必要ない）（19.0%） &lt;工業地について&gt; ・現状のままでよい（新たな対応は必要ない）（35.1%） ・住宅と工場、物流施設の混在を解消し、周辺と調和した工業地を整備する（26.6%） &lt;農地の保全・活用について&gt; ・観光農園など多角的に利用（28.7%） ・活用されていない農地は、住宅地などに利用（24.4%） &lt;森林や海、河川などの自然について&gt; ・今ある自然を保全（43.9%） ・必要に応じて開発（26.0%）</p>

<p>将来のうるま市 について (今後重要と考 える事項)</p>	<p><u>&lt;道路・交通について&gt; (上位2項目 以下同様)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス、コミュニティバス、乗合タクシーなどの公共交通を充実させる (31.1%)</li> <li>・身近に利用する生活道路を整備する (20.9%)</li> </ul> <p><u>&lt;公園・緑地について&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に利用できる公園・広場の整備 (31.5%)</li> <li>・既存の公園の適切な維持管理 (24.4%)</li> </ul> <p><u>&lt;高齢者や障がい者への対応&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいの場、健康づくりの場の充実 (21.2%)</li> <li>・高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー環境の整備 (17.7%)</li> </ul> <p><u>&lt;防災のあり方&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に安全に避難ができる道路や避難できる公園などを整備する (27.7%)</li> <li>・土砂崩れや洪水などの災害対策を行う (17.5%)</li> </ul> <p><u>&lt;環境のあり方&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまった農地、海、河川などの自然環境をできる限り保全する (32.0%)</li> <li>・畜舎や排水路等からの悪臭対策を行う (26.3%)</li> </ul> <p><u>&lt;景観のあり方&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に応じた景観の保全 (25.8%)</li> <li>・無電柱化の推進 (24.5%)</li> </ul>
<p>将来のうるま市 について (まちづくり のキーワード)</p>	<p>(上位5項目 (複数回答))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者などが住みやすい福祉、医療のまち (42.8%)</li> <li>・働く場が充実したまち (31.0%)</li> <li>・緑や川などの自然が美しく豊かなまち (27.7%)</li> <li>・通勤・通学に便利で住環境の優れたまち (27.5%)</li> <li>・人口減少・高齢化を見据えたコンパクトシティの形成 (25.2%)</li> </ul>
<p>これまでの まちづくり</p>	<p>第1次計画の評価 (評価の高い項目及び低い項目 上位3つ)</p> <p><u>&lt;評価の高い項目&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川多目的ドームや市民芸術劇場などを活用し、闘牛やエイサーといった文化を積極的に発信している。</li> <li>・勝連城跡や各地域に残る御嶽、拝所などうるま市らしい歴史・文化的資源の保護が図られている。</li> <li>・安慶名地区に商業施設や業務施設などの新しい建物が増え、歩行者も増えて賑わっている。</li> </ul> <p><u>&lt;評価の低い項目&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海や海岸線、地域にまとまって残る緑や農地が保全されている。</li> <li>・公共交通機関を用い、生活に必要な移動を簡便に行うことができる。</li> <li>・勝連・与那城地区に商業施設や業務施設などの新しい建物が増え、歩行者も増えて賑わっている。</li> </ul>

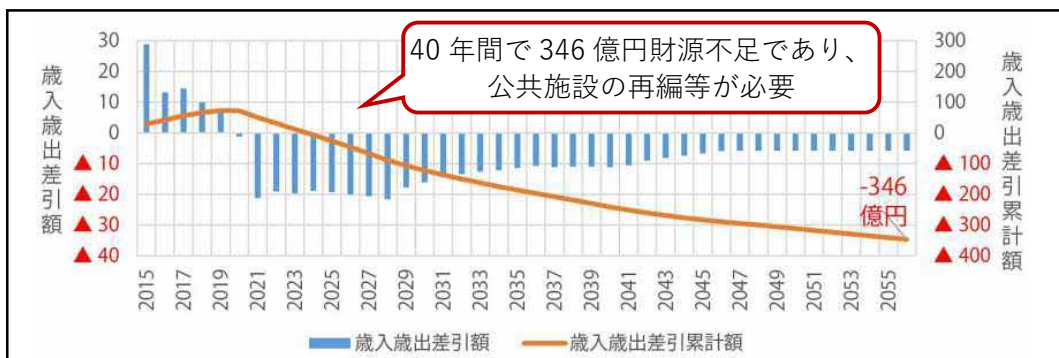
## 1-4. 現況・アンケートから見る都市の改善点と方向性

### 1. 都市全体の改善点と方向性

#### <改善点>

- ・ 将来的な人口減少を見据え、用途地域外での無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用を進めるなど、効率的な都市構造への転換が求められる。(集約型都市を見据えた機能誘導、人口動態に基づく都市づくりが必要)
- ・ 類似する公共施設の集約化や低利用施設の有効活用、複合化が求められる。(※1)
- ・ 市街地周辺の開発は利便性を高める一方で、まちの顔となる市街地の衰退も発生しており、質の高い持続可能な都市形成・都市経営が求められる。
- ・ 東海岸サンライズベルト構想を展開し、観光や産業を基軸とした東海岸地域の発展に寄与する地域資源の活用、広域連携が求められる。
- ・ 島しょ地域での人口減少・高齢化に対しては、地域(集落)の維持、生活利便性の確保に向けて、地域活力の形成や周辺の拠点との連携が求められる。

<※1：財政シミュレーション結果(単位：億円)>



資料：うるま市公共施設等総合管理計画

#### <方向性>

#### 【質の高い持続可能な都市づくりの実現】

将来的な人口減少や将来に向けた質の高い持続可能な都市づくりを見据え、都市の一体性確保や都市の再構築が必要

- 持続可能な都市構造への転換
- 既存の都市施設が集積している地域への機能誘導や類似公共施設の統廃合
- 特色ある地域資源の活用や、生活利便性の確保による地域(集落)の維持・活性化
- 周辺市町村との広域的な連携・ネットワークの構築
- 東西と南北に長い地形、島しょ地域といった特徴を捉えた、うるまらしい都市構造(※2)の形成

※2：中心拠点だけでなく、各地域の拠点がネットワークで結ばれた多極連携のまちづくり

## 2. 分野別の改善点

### <土地利用・開発動向>

#### <改善点>

- ・本市の生活利便性の高さを生かし、将来においても高齢者をはじめ誰もが住みやすい（住み続けたいくなる）まちづくりへ向けて、都市構造の方針の深堀が求められる。
- ・地域それぞれの需要に応じた、核となる都市機能の集積が必要。
- ・無秩序な開発の抑制、良好な市街地環境形成に向け、用途地域内外の計画的な土地利用の検討が必要。
- ・拠点地区では都市機能の集積に併せ、それぞれの機能を結び、まちなかの回遊性や滞留性の促進に向けて、安慶名地区における歩行者空間等の活用が必要。

#### <方向性>

#### 【地域に応じた拠点形成と適正な土地利用コントロール】

- ①現在の生活環境や高い利便性を継続するとともに地域の賑わいや魅力を創出する拠点づくりに取組み、交通ネットワークを構築
- ②庁舎周辺を中心拠点とし、各拠点を交通軸で結んだ、生活しやすい生活圏の形成
- ③各拠点内及び島しょ地域内で生活サービス施設を誘導・集約させる適切な土地利用・集約型のまちづくりを推進

### <都市施設>

#### <改善点>

- ・市民の生活利便性を高めるため、各種都市施設については、継続した整備・改善が求められる。
- ・一方で、公共施設の維持管理費が増大しており、都市のマネジメントの観点に立って、計画的な都市施設の整備（公園の集約・一部廃止の検討など）が望まれる。
- ・災害時における島しょ地域との道路ネットワークの構築、緊急輸送道路整備が必要。
- ・島しょ地域においては、今後の人口減少を見据えた計画的な公共施設の整備・維持管理が求められる。

#### <方向性>

#### 【効率的な都市施設整備】

- ①うるまらしい持続可能なまちづくりを目指した、統廃合を含めた都市施設の計画的な整備
- ②各地域で快適に暮らすことができる都市施設の整備、災害時に安心して利用できる強固な道路ネットワークの構築
- ③今後の人口減少を踏まえ、計画的かつ地域や事業者と協働（公民連携）による都市施設の整備・維持管理を推進

<産業>

<改善点>

- ・従来の住機能型都市の性格から働く場としての性格も強くなっているが、中城湾港新港地区の分譲可能用地が減少していることから、引き続き都市の活力を高めるために、土地利用方針との整合を図りながら新たな産業用地の確保が必要。
- ・生活サービスや生活圏を考慮した都市構造の検討や公共交通をはじめ、周辺市町村との連携を踏まえた検討が必要。
- ・農地保全のための計画的な土地利用や畜産業との共存を見据えた土地利用、産業基盤強化を見据えた6次産業の推進が求められる。

<方向性>

**【産業振興を見据えたまちづくり】**

- ①本市の持つ多様な環境を最大限に生かした住機能、産業が両立するまちづくり
  - 農地や産業拠点用地の適正な誘導、集積によって地域ごとの活力を創出
- ②周辺市町村と連携し、市民の生活行動が円滑になる都市構造を目指す

<観光動向>

<改善点>

- ・勝連城跡の入場者数は年々増加しており、周辺地区へ観光客を波及させる施策の実施が必要（通過型観光から滞在型観光への転換）。
- ・レンタカー以外でも観光地周遊が可能になるためのバス、タクシー、自転車など交通機関の連携が求められる。
- ・島しょ地域の景観・自然を生かした観光ルートの構築やコンテンツの提供が必要。

<方向性>

**【観光活性化を促すまちづくり】**

- ① 観光客に滞在を促す、魅力ある観光地の形成
  - 特色ある景観・自然の保全と観光活用の両立
  - 観光拠点を中心とした周遊型観光を見据えた観光交流ネットワークの構築を推進

## &lt;公共交通等&gt;

## &lt;改善点&gt;

- ・将来において、高齢者をはじめ誰もが公共交通により移動しやすく、日常生活を円滑に送ることができる交通環境の構築が求められる。
- ・集約型都市構造の形成及び拠点をつなぐ交通体系の整備を見据えた、土地利用と公共交通の連携による取組みが求められる。
- ・勝連城跡周辺の自転車を活用した観光ルートの構築、クルーズ船の観光客を周遊させるための交通拠点形成が必要（タクシー、シャトルバス乗り場の設置）。
- ・島しょ地域においてはグリーンスローモビリティなど新しい交通手段を活用した地域の交通課題の改善と観光事業の強化が必要。

## &lt;方向性&gt;

**【拠点間・拠点内をつなぐ交通手段の整備】**

- ①うるまらしい都市構造を見据えた、拠点間、周辺市町村をつなぐ交通ネットワークの構築
- ②日常生活を円滑に行うための拠点内の交通、交通機能向上を図るための公共交通システムの構築
- ③島しょ地域の公共交通の改善
  - 新たな交通手段を導入した地域課題の解決と観光への活用
  - 自転車通行空間の整備を推進

## &lt;自然環境・景観&gt;

## &lt;改善点&gt;

- ・島しょ地域の景観・自然を生かした観光ルートの構築やコンテンツの提供が必要(再掲)。
- ・地域固有の豊かな自然や貴重な歴史遺産、文化財、伝統芸能と、暮らしの自然・景観は、本市の魅力を形成する要素となっており、将来に継承することが求められる。

## &lt;方向性&gt;

**【うるまらしい景観の保全と活用】**

- ①美しい海と豊かな緑による潤いのあるまちづくりに向け、自然環境の保全・活用を推進
- ②歴史文化遺産を核とし、周辺地域が一体となった景観の創出
- ③島しょ地域の特色ある自然環境を観光に生かした拠点づくりの推進

<防災>

<改善点>

- ・災害時でも安全・円滑に避難可能な都市基盤の整備、公共施設等の耐震化が必要。
- ・密集市街地の整備改善が必要。
- ・島しょ地域と本島を結ぶ交通ネットワーク構築、孤立時の島内での防災強化が必要。
- ・多様なニーズ、情勢の変化に対応した避難計画の策定、他市町村とも連携した防災体制の構築が求められる。

<方向性>

**【安心して住み続けられるための都市の強靱化】**

- ①どの地域でも住み続けられる環境維持のため、災害に強い安全・安心のための施策を推進
- ②島しょ地域の孤立化を想定した避難・防災施設の整備に取り組む
- ③各種災害ハザードの回避、低減に向けたハード・ソフトを一体的に取り組む

<参考：前回計画で位置付けられていた問題点>

- ①新たな都市構造の形成：旧市町で位置付けられた都市の核の位置付けの見直し、都市軸・ネットワークとしての道路構造の形成
- ②持続可能な都市形成のための都市成長管理：土地利用のコントロール、都市施設の効率的な管理
- ③うるまらしい都市景観の形成：景観計画の策定、用途未指定地域での建築物の誘導・制限、墓地等の配置コントロール
- ④石川 IC 開発動向、県道 33 号線整備（中城湾港新港地区の開発）、環境調和型まちづくり、南部・島しょ地域の観光



## 1-5. 都市づくりの課題

## 課題1

## 拠点が連携し、機能が集約した都市構造の形成

- 当面、人口増加傾向であるが、今後の人口減少・高齢化社会を見据え、各拠点においてこれまで同様に郊外の無秩序な開発への対応として集約型の都市づくりを進めながら、都市の質、生活サービスの維持・向上、都市の持続可能性（施設の効率的・効果的な維持管理など）を高めることが必要
- 本市の東西と南北に長い地形や生活圏のつながり、合併後の望ましい都市の姿などを踏まえ、本庁舎周辺を核とした中心拠点とそれらを結ぶ地域拠点の形成など、本市の特性を踏まえた都市構造の位置付けが必要
- 各拠点間及び各生活圏内において、高齢者をはじめ誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築や歩いて暮らせるまちづくりが必要
- 拠点形成のため、適切な都市機能の集積や居住者の誘導、各地域の特性に配慮した土地利用コントロールが必要
- 人口減少・高齢化が進んでいる島しょ地域においては日常生活の利便性の確保と活性化を見据えた都市構造の検討が必要

## 課題2

## 地域特性を生かし、本市の魅力を高める拠点づくり

- 歩いて暮らせる生活利便性（付加価値）の高い都市構造及び拠点形成に加え、地域特性を生かし、本市及び地域の魅力を高める拠点づくりが必要
- 中城湾港新港地区周辺を中心とした産業振興を推進するとともに、新たな産業用地の確保と働く場所の創出が必要
- 勝連城跡周辺を一体活用した観光拠点の形成、島しょ地域の特色ある景観・自然を生かした持続的な観光振興づくりが必要
- 安慶名市街地、石川インターチェンジ周辺などは、既存施設・周辺地域と連携した交通結節点の整備や地域活性化が必要

課題3

うるま市のもつ骨格・資源の保全活用

- 本市の都市の豊かさ、産業、文化を支える骨格となる自然資源、歴史・文化資源を今後も保全・活用することが必要
- 農地の適切な保全及び土地を有効的に活用するため、地域の実情に沿った農地の集約などによる生産性の高い生産基盤の形成が必要
- うるまらしい景観や文化遺産、自然環境を適切に保全・維持管理していくための計画的な土地利用が必要
- 勝連城跡周辺を一体活用した観光拠点の形成、島しょ地域の特色ある景観・自然を生かした持続的な観光振興づくりが必要（再掲）

課題4

持続可能な都市マネジメントの推進

- 誰もが安心して生活し、住みたい・住み続けたいと感じる安全・安心なまちづくりが必要
- 環境にやさしいまちづくりの推進や最新技術を活用しながら、経済、社会、環境が調和した持続可能な都市の構築が必要
- 効率的な財政の運営に向け、需要と供給のバランスが成り立つ計画的な都市施設の維持管理や、事業者・市民との協働による都市のマネジメントが必要

## 1-6. まちづくりの方向性（キーワード）

### （1）うるまらしい多極連携・集約型の都市構造形成

- ・人口減少・高齢化を見据えた、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり
- ・集約型のまちづくりを支える拠点形成・役割の位置付け
- ・本庁舎周辺を核とした中心拠点とそれらと連携する生活拠点の形成
- ・拠点、生活圏内の交通体系の見直しや歩行者空間の形成
- ・島しょ地域の生活利便性の維持・確保
- ・都市機能の集積と適切な土地利用コントロール
- ・地域拠点とその他の拠点の機能連携・ネットワークによる都市全体の魅力の向上  
（（2）と連動）

### （2）地域特性を生かし、本市の魅力高める拠点づくり

- ・既成市街地の都市再構築、拠点ごとの役割を検討
- ・産業拠点づくり（新たな産業用地、働く場の確保）
- ・景観、自然などの地域特性を生かした、計画的な拠点づくり
- ・安慶名市街地、石川インターチェンジ周辺における交通結節点などの戦略的な拠点づくり

### （3）うるま市のもつ骨格・資源の保全活用

- ・本市の都市の豊かさを支える自然資源の保全・活用
- ・本市の都市の特性を支える歴史・文化の保全・活用
- ・本市が有する優良な農地の保全・活用・住環境との調和
- ・地域資源を生かした特色ある良好な景観形成

### （4）将来を見据えた都市のマネジメント

- ・どの地域でも住み続けられる、安全・安心なまちづくり
- ・需要と供給のバランスが成り立つ都市施設の計画、運用、維持管理
- ・環境にやさしいまちづくり（SDG s）、スマートシティやICTなど最新技術の活用
- ・市民・事業者との連携による都市マネジメントや付加価値の創出

---

## 第 2 章

---

### 都市づくりの目標

---

2-1. 都市づくりの目標

2-2. 将来都市構造

---

## 2-1. 都市づくりの目標

上位関連計画、本市の現況及び市民意向から見える都市づくりの課題や歴史、文化などを踏まえ、本計画の方向性を定めます。

### 1. 都市の将来像と基本目標

具体的な施策の展開や計画策定の共通目標として、本市が今後 20 年のうちに実現を目指す「将来像」とその実現に向けた都市づくりの基本目標を以下のように設定します。

#### 将来像

### 人・自然・歴史文化が調和し、特色ある拠点がネットワークで結ばれ 都市の豊かさが次世代へ受け継がれるまち

各拠点の魅力が調和し、交通ネットワークによって市全体が結ばれる都市構造を目指します。また、拠点内では生活に必要な機能の集積、住環境と産業・観光振興との調和や美しい自然環境の保全を行った上で、その豊かさを次世代へ継承できるような、質の高い持続可能な多極連携・集約型の都市づくりを目指します。

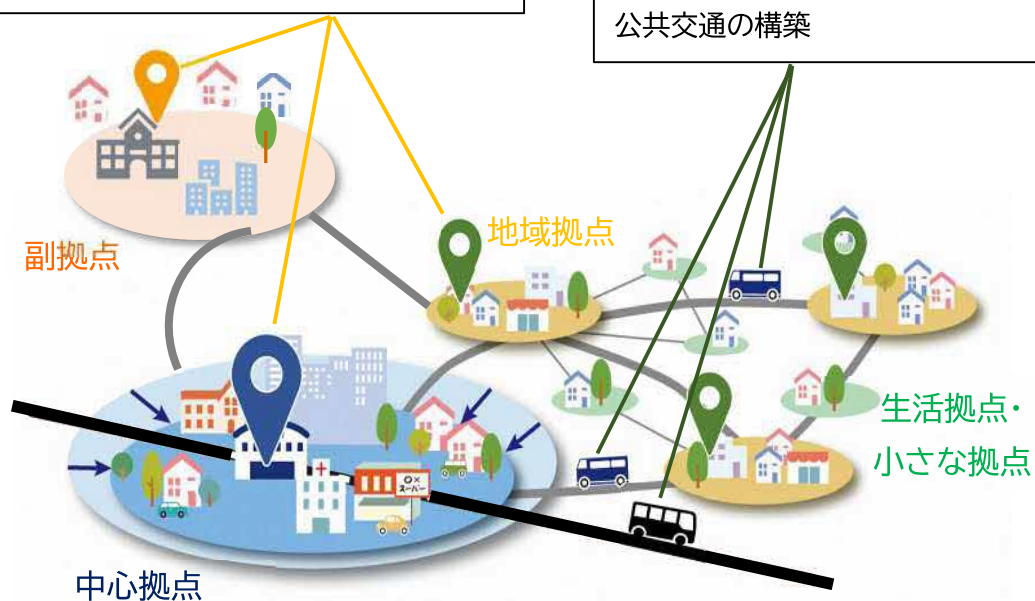
<イメージ：多極連携・集約型都市>

#### 拠点の形成

必要な場所に必要な機能を誘導

#### ネットワークの充実

拠点同士や、拠点に行きやすい公共交通の構築



(国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」等のイメージを基にうま市の特性を踏まえ加工)

基本目標① 構築・再編

特色ある拠点が核となり、連携・集約した持続可能なまち

- ・本庁舎周辺を核とした中心拠点とそれらと連携する生活拠点の形成
- ・各拠点の特色を生かすための土地利用コントロールや歩いて楽しいまちづくり
- ・多極連携・集約型都市を形成するための、交通ネットワークの再構築
- ・都市機能の集積や都市施設の統廃合

基本目標② 振興

住環境・産業・観光が調和し、人々が交流できるまち

- ・港湾や産業基盤を生かした、雇用の場の創出
- ・戦略的な拠点づくりによる交流人口・関係人口の増加
- ・文化財や自然、新たな技術を活用した、観光地一帯の魅力創出

基本目標③ 保全

うるまらしい景観・自然・文化伝統が継承されるまち

- ・次世代へ繋ぐ自然環境の保全
- ・都市の特性を支える自然資源・文化財の保全活用
- ・都市の潤いや質を高める景観や水とみどりのネットワークの創出

基本目標④ 安全・安心

安全・安心に住み続けられるまち

- ・どの地域でも住み続けられる安全・安心なまちづくり
- ・「強さ」と「しなやかさ」を合わせ持った都市・地域の形成
- ・ユニバーサルデザインに配慮したみんなにやさしいまちづくり

基本目標⑤ 都市経営

将来を見据えた都市のマネジメント

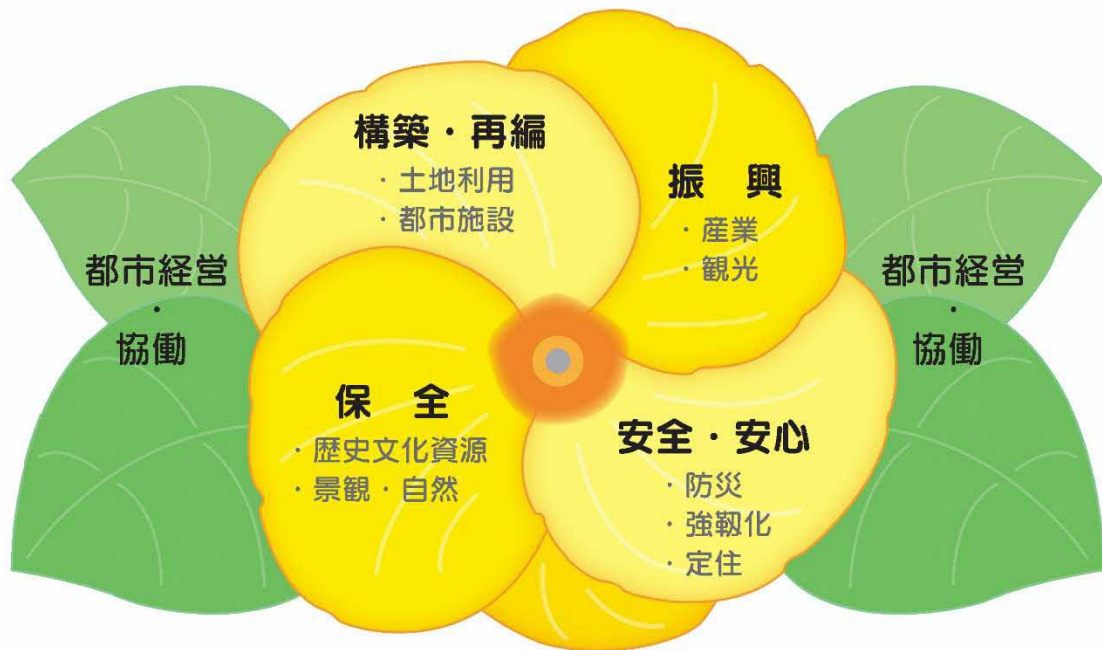
- ・需要と供給のバランスが成り立つ都市施設の維持管理
- ・経済、社会、環境が調和した持続可能な（SDGsの理念を踏襲した）まちづくり
- ・市民・事業者との連携による都市マネジメントや付加価値の創出

基本目標⑥ 協働

様々な主体が相互に補完・協力しあうまち

- ・市民・地域コミュニティ・行政と協働によるまちづくり
- ・積極的な公民連携手法の導入
- ・市民や事業者などの主体的な取り組みへの支援
- ・自治会やNPOなどによる地域コミュニティ形成の促進及び支援（ソーシャルキャピタル<sup>5</sup>の醸成）

<イメージ：うるま市の花木「ユウナ」>



5 ソーシャルキャピタル：人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴

## 2. 将来目標人口

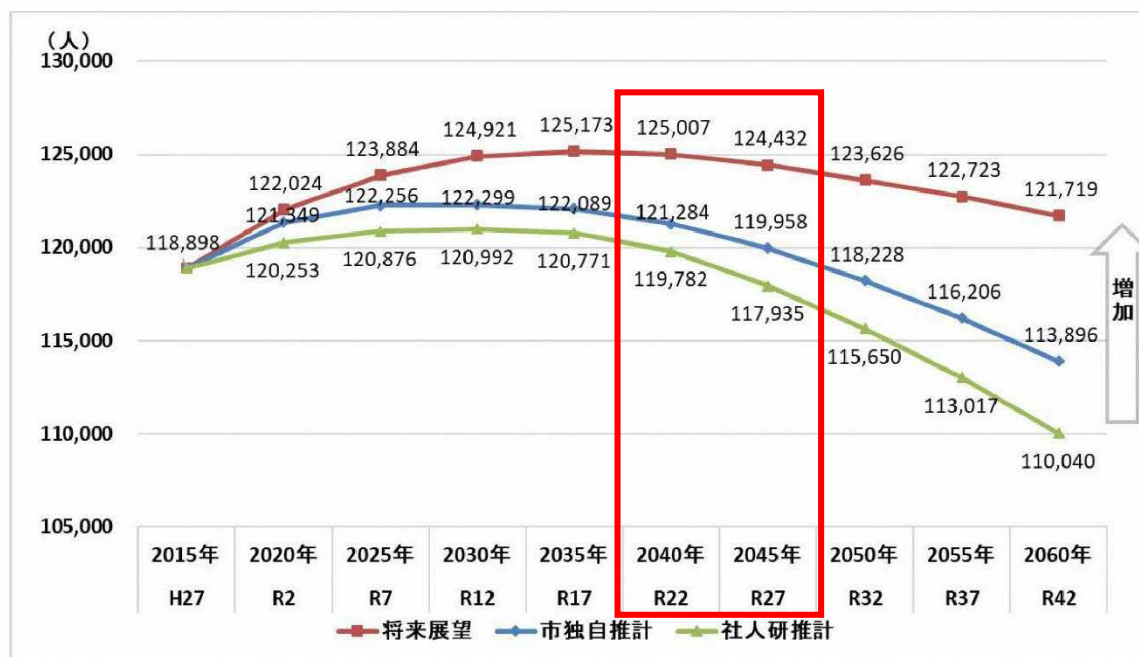
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来人口は増加傾向にありますが、令和12年をピークとして、以降は減少し転じ、令和22年には119,782人となる見込みです。

一方、「第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、雇用の場の創出、新しいひとの流れの創出、若い世代の子育て等の希望をかなえる、快適で安心したまちをつくることで「将来展望」において令和22年の目標人口を125,007人と見込んでいます。

本計画においては、第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の「将来展望」に基づく人口フレームを採用し、令和24年の目標人口を約124,600人とします。

**目標年次：令和24年**  
**目標人口：124,600人**

### ◆人口の推移



[出典：第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）]



## 2-2. 将来都市構造

### 1. 将来都市構造の考え方

#### (1) 基本的な考え方

将来都市構造は生活や産業の中心となる拠点及びその拠点間や周辺市町村と連携するための軸・ネットワークを設定します。また、拠点・軸の特性に沿った将来の土地利用を勘案したゾーンを設定します。

#### (2) 設定の考え方

上位関連計画、本市の現況及び市民意向を踏まえ、「中心拠点」「地域拠点」などを設定します。また、拠点、軸及びゾーンの考え方は以下の通りです。

#### <都市構造の構成要素>

##### 拠 点

- 都市活動の中心となる場であり、それぞれの特性に応じて各種機能を集積する地区を拠点と設定
- 行政、産業、観光など、核となる機能をもった地区、地域生活サービスの核となる地区を拠点と設定

##### 軸 ・ ネット ワーク

- 市の活性化、賑わいの創出・発展のために各拠点及び周辺市町村を結び、ひと・もの・機能・情報などのつながりを空間的に表したものを軸と設定
- 道路、公共交通など人や車などの動線をネットワークと設定

##### ゾーン

- 市土をそれぞれの地域特性・機能ごとに区分し、土地利用の基本的な方向を示すエリアをゾーンと設定

## 2. うるま市が目指す将来都市構造

### (1) うるま市が目指す将来都市構造の方向性とねらい

#### <都市構造の方向性>

#### 東西と南北に長い地形・島しょ地域の特色を捉えた、 うるまらしい「多極連携・集約型都市」の形成

それぞれの地域特性に沿った都市機能を集積させ、特色ある拠点をネットワークで結ぶことにより、誰もが暮らしやすいまちづくり・質の高い持続可能な都市経営を目指す

#### <多極連携・集約型都市を形成するねらい>

##### < 全体 >

#### 都市の一体性を強化

- ・ 第1次計画（平成22年）において、平成17年度の2市2町合併を踏まえ、都市の一体性強化に向けた将来像の実現を掲げています。
- ・ 第2次計画においても、引き続き都市の一体性を強化するため、本市の都市吸引力を高め、都市活力を牽引する中心的な拠点形成とともに、各地域及び生活圏を支える拠点及び産業・観光拠点の形成と拠点間を連携する都市構造（多極連携・集約型都市）を目指します。
- ・ 特に、東西と南北に長い地形、島しょ地域を有する本市の特性からも、各拠点、生活圏をネットワークで結び、適切な施設や機能を配置することで今後予想される人口減少社会にも耐えうる将来都市構造を目指します。

##### < 拠点形成と機能分担 >

#### 特色ある拠点形成などによる賑わい再生、交流人口・関係人口<sup>6</sup>の増加

- ・ 中心拠点や副拠点など、都市における生活利便性の確保に向けた拠点形成に加え、公民学が連携した産業振興、うるまらしい景観や自然を生かした観光地の整備により、賑わいのある拠点形成を目指します。
- ・ 各拠点における役割を明確化し、拠点の規模や誘導する施設の適正化を図ります。各拠点をネットワークで結ぶことにより、本市が目指す多極連携・集約型都市を形成し、賑わいや活力を高めます。
- ・ 拠点においては、空き家や公共施設跡地の活用によって、地域資源を利用した賑わいの再生、地域の再編・再構築を推進し、質の高い住環境・生活空間の形成を目指します。

<拠点と生活圏>

**地域での定住と生活利便性の強化による歩いて暮らせるまちづくり**

- ・ どの地域においても、生活圏内で日常生活が不便なく行うことのできる拠点と生活圏の形成を目指します。
- ・ 過度な自動車利用に頼ることなく、歩いて日常生活を送ることのできるまちづくりをすることで、子どもからお年寄りまで、誰もが暮らしやすく健康的な生活を送ることのできる将来都市構造を目指します。
- ・ 拠点と生活圏の形成においては、各地域内に点在する集落や地域コミュニティの生活利便性向上に向けた取組みを推進します。

<土地利用の適正化、効率的な基盤整備 >

**都市の成長管理<sup>7</sup>、効率的な都市経営の実現**

- ・ 拠点における適切な都市機能及び施設を誘導します。また、拠点周辺においては、必要に応じて用途地域の指定など、計画的な土地利用を検討します。
- ・ 無秩序な開発を抑制し保全と開発のバランスを保ち、これまでに蓄積された社会資本を活用しながら、質の高い安全で快適な都市環境、持続可能な都市形成を目指します。
- ・ 今後の高齢化・人口減少社会を見据え、公共施設の集約化や統廃合、都市基盤施設の効率的な維持・整備を適切に行うことで、健全な都市の成長管理・効率的な都市経営を目指します。

<交通ネットワーク >

**快適な道路網及び公共交通ネットワークの構築による都市構造の形成**

- ・ 本市の東部地域はハシゴ道路ネットワークの空白地帯となり、アクセス性に課題があるため、ハシゴ道路と連絡する東西連絡道路の構築を推進します。
- ・ 拠点と拠点、拠点と生活圏を有機的に結び、都市の一体性や活力を高めるため、道路ネットワーク、公共交通ネットワークを強化します。
- ・ 各拠点へのアクセスについては、高齢者や障がい者、子どもをはじめとした交通弱者や観光客などが、車以外でも容易に移動ができる、公共交通ネットワークの構築を目指します。
- ・ 将来の公共交通ネットワークを見据え、コミュニティバスの運用強化や既存公共交通との連携等、新たな交通システムの導入を検討します。

6 交流人口：観光などを目的として本市を訪れる人

関係人口：祭りやイベントの運営に参画するなど、地域に継続的に多様な形でかかわる人

7 都市の成長管理：市街地が無秩序に広がることで、道路や公共下水道等の都市施設の新たな整備が必要となり、維持管理コストも増加し、多大な財政負担が発生することが予測されます。また、開発により、豊かな自然や住環境、景観などの貴重な財産が失われていくこととなります。これらのことから、今ある豊かな環境を守り、効率的・効果的な都市施設の投資や維持管理を行うために、土地利用をコントロールすること(第1次計画より踏襲)


3. 将来都市構造

(1) 点的要素：拠点

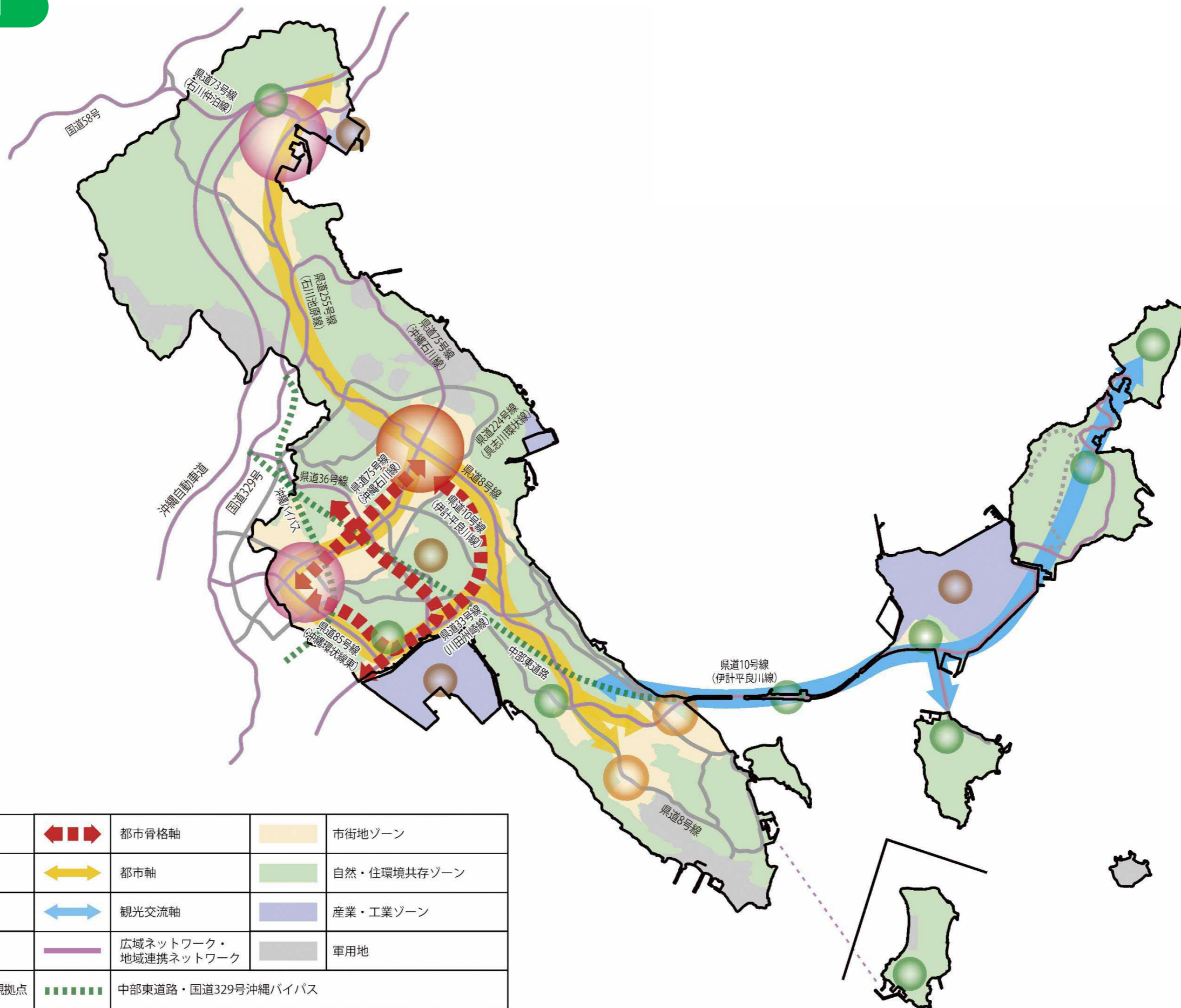
うるま市の集約型都市・定住（住みよさ）を牽引する拠点		配置
中心拠点 	役 割	・市の魅力や活力を牽引するまちの顔となる拠点
	方向性	・ひと・もの・機能・情報が集積し、人々の交流の場となる都市の拠点性を高めることを目指します。 ・様々な機能の集積、人の交流や活動が行われることで、まちの多様性を育むとともに、歩いて楽しいまちなかの創出を目指します。
副拠点 	役 割	・周辺都市と連携し、市の玄関口として機能する賑わいや発展を牽引する拠点
	方向性	・ひと・もの等の流れや周辺都市圏（沖縄市、金武町、恩納村ほか）の都市拠点の一つとして、市の発展に寄与する拠点の形成を目指します。 ・生活機能の集積及び日常的なサービスの提供を目指します。
地域拠点 	役 割	・地域の生活利便性を高める拠点
	方向性	・日常に必要な生活機能を誘導、集積することで、生活圏を一体とする（島しょ地域を含めた）周辺地域へのサービス向上・生活機能の需要に応え、定住人口の維持（増加）、住みやすさの向上を目指します。
うるま市の魅力や個性を高める拠点		配置
産業拠点 	役 割	・経済活動、産業振興の中心となる拠点
	方向性	・流通機能、生産機能及び研究施設の立地や公民学連携により、県及び本市の産業振興、雇用機会を創出し、都市活力の向上を目指します。 ・周辺地域と連携による更なる産業振興の形成を目指します。
観光・交流・景観拠点 	役 割	・市のシンボルとなり得る観光地や文化、交流、景観の拠点
	方向性	・観光、文化、自然等の資源を生かし、市の賑わいや魅力を創出し、住む人訪れる人が交流できる拠点の形成を目指します。

うるま市の住みやすさ地域のつながりを維持する拠点（核）			配置
生活拠点 ・ 小さな拠点	役割	・各地区、コミュニティ単位的生活利便性を確保する拠点	-
	方向性	・上記各拠点と連携し、各地区（小学校区等）、各集落単位のコミュニティの維持を目指します。 ・地域社会への参加機会等の充実により、ソーシャルキャピタルが醸成した拠点の形成を目指します。	

(2) 線的要素：軸・ネットワーク

軸：市内外からの主たる往来やひと・ものの流れ			
都市軸 	役割	・中心拠点を核として各拠点を結び、都市機能の集積や賑わいを形成する軸 ・各拠点を結び、本市の一体性を創出する軸	
	方向性	・都市軸を中心とし、都市的土地利用の展開、交通利便性の充実を推進します。	
観光交流軸 	役割	・観光周遊の基軸 ・都市軸と連携しながら、各地域等の連携を確保する軸	
	方向性	・交流人口、関係人口をはじめ、本市における様々な人の流れ（回遊）を創出します。 ・地区に応じて、沿道サービスや地域資源を生かした観光など、複合的な賑わいを創出します。	
都市骨格軸 	役割	・産業振興等を見据え、特に活発な人やものの流れを生み出し、都市活動を推進する軸	
	方向性	・中心拠点や産業拠点を一体的に結び、市内の生産や生活を支える骨太な都市骨格を構築します。	
ネットワーク：都市間及び拠点と拠点をそれぞれ結ぶ道路及び公共交通ネットワーク			
広域ネットワーク 	役割	・隣接する都市間の連携に寄与するネットワーク	
	方向性	・都市間の円滑な人の移動や物流の流れを確保する道路ネットワーク、公共交通ネットワークを構築します。	
地域連携ネットワーク 	役割	・各拠点を結び、市全体の連携に寄与するネットワーク	
	方向性	・地域間の円滑な移動、交通の流れを確保する道路ネットワーク、公共交通ネットワークを構築します。	

将来都市構造図



	中心拠点		都市骨格軸		市街地ゾーン
	副拠点		都市軸		自然・住環境共存ゾーン
	地域拠点		観光交流軸		産業・工業ゾーン
	産業拠点		広域ネットワーク・地域連携ネットワーク		軍用地
	観光・交流・景観拠点		中部東道路・国道329号沖縄バイパス		

---

# 第 3 章

---

## 分野別方針

---

- 3-1. 土地利用
  - 3-2. 市街地整備
  - 3-3. 道路・交通
  - 3-4. 都市施設整備
  - 3-5. 安全・安心まちづくり
  - 3-6. 水とみどりの整備
  - 3-7. 都市景観づくり
-

**【主な文末表現の定義】**

- ・推進します、進めます：政策として、特に力を入れ進めていくもの
- ・取組みます、行います：政策として、進めていくもの
- ・図ります：政策として実現できるよう試みるもの
- ・努めます：他機関等と協働して、可能な限り進めていくもの
- ・検討します：今後必要とされる個別の施策として進めていくもの
- ・促進します：他機関、民間事業者等に働きかけるもの

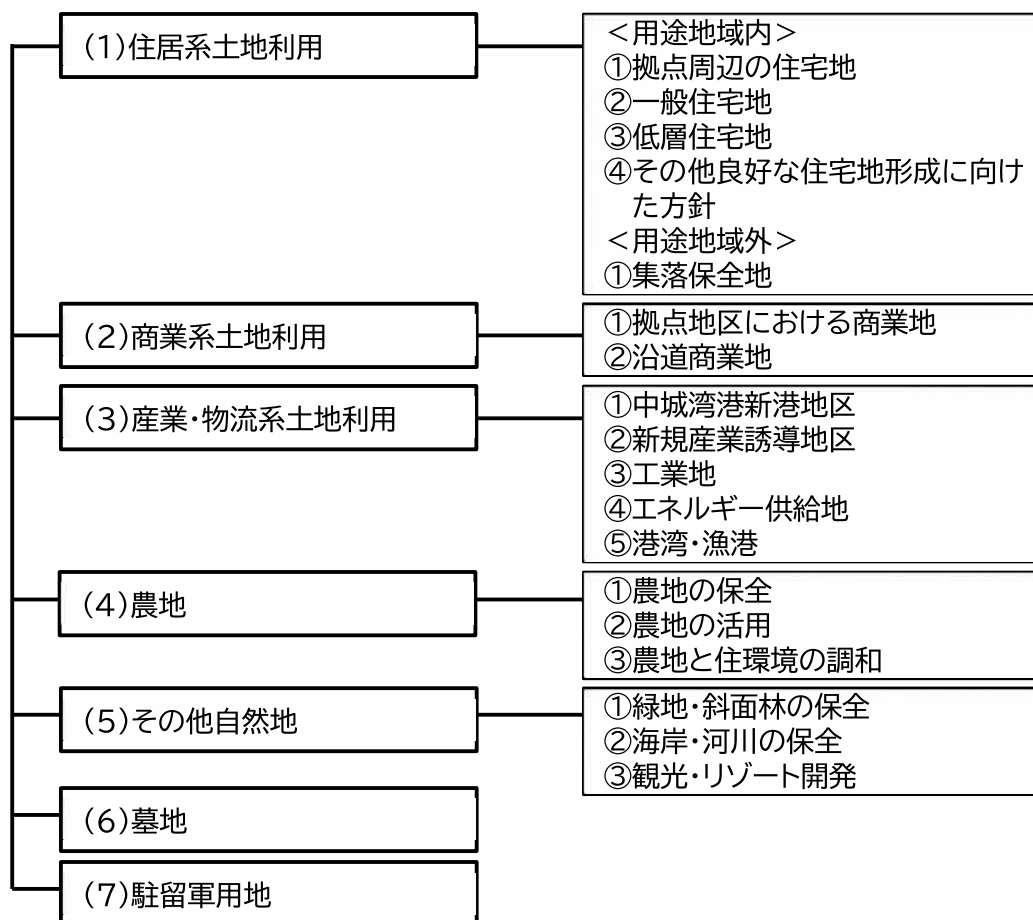


## 3-1. 土地利用

### 1. 基本的な考え方

- 用途地域外での無秩序な開発を抑制し、質の高い持続可能な都市経営（都市の成長管理）を実現するため、拠点への都市機能の誘導及び拠点と一体となった居住地の形成を図るとともに、交通ネットワークの充実により、多極連携・集約型都市の形成を目指します。
- 一定の人口及び都市機能が集積する既成市街地では、将来の人口減少（補足<sup>1</sup>）、都市の質的充実や多様性の創出に向けた土地利用の規制・誘導を図ります。
- 本市の美しい景観、豊かな文化を彩り、まちを構成する骨格的な要素である豊かな自然環境の保全を基本としながら、良好な住環境の形成や産業振興・観光交流などを推進するため、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 「うるま市景観計画」で定められた建築物の高さ制限に基づき、土地利用との整合を図りながら地域固有の街並みを守ります。
- 地域の特性を踏まえ、必要に応じて、地域地区（用途地域・特定用途制限地域など）や地区計画、景観計画などの見直しを検討します。
- これらの計画的な土地利用の実現に向けて、立地適正化計画の策定及びエリアマネジメントを検討します。

<計画の体系>



補足<sup>1</sup>「うるま市人口ビジョン改定版」では、令和12年をピークに人口が減少する見込みである。一方、用途地域外（いわゆる市街地外）での開発、人口増加が進んでおり、このままでは既成市街地の空洞化、用途地域外での開発に伴うインフラ整備の拡大により、行財政を圧迫することが想定される。

## 2. 土地利用の方針

### (1) 住居系土地利用

#### <用途地域内>

指定された用途に応じ適正な土地利用が行われるよう、規制・誘導します。

#### ① 拠点周辺の住宅地

- 各拠点地区内及び都市軸沿いの住宅地は、商業施設や行政機能など多様な都市機能が集積している特性を生かし、高密度・複合的な土地利用により、利便性の高い賑わいのある住環境の形成を図ります。



安慶名土地区画整理事業地区の住宅地

#### ② 一般住宅地

- 生活サービスの核となる拠点へのアクセスが容易で、一体的な生活圏を形成する拠点周辺の住宅地は、一定の生活サービス機能を確保した利便性の高い快適な中層住宅地の形成を図ります。



石川市街地の住宅地

#### ③ 低層住宅地

- 低層の住宅地が立ち並ぶ住宅市街地は、低層の戸建住宅や集合住宅を主体とし、既存の良好な住環境の維持・形成を図ります。

#### ④ その他良好な住宅地形成に向けた方針

- 良好な住環境の維持・形成を図るため、市街地環境の保全や都市基盤整備と一体となった市街地の再編を推進します。
- 土地区画整理事業により整備された良好な市街地は、敷地の分割や人口密度の増加による住環境の悪化を防止するため、地区計画の指定などによる市街地環境の維持に向けた検討を行います。



地区計画が指定された市街地  
(石川西地区地区計画)

- 8 小さな拠点: 小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点
- 9 ウォーカブルなまちづくり: 居心地が良く歩きたくなるまちづくり。  
現在、国内外の多くの都市において、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換する取組みが推進されている。居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり(ウォーカブルなまちづくり)を進めることは、人々が憩い、集い、多様な活動を繰り広げられる場づくりにつながると同時に、環境に優しいまちづくりにつながるとされている。また、これらの実現に向けて、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組みが進む。

## <用途地域外>

特定用途制限地域や各種法制度との整合を図りながら、無秩序な開発を抑制し、地域特性に配慮した、良好な住環境の維持・形成に努めます。

### ①集落保全地

#### <用途地域周辺の住宅地>

- 用途地域内の市街地と連続する住宅地や、人口密度が高く一定規模の市街地を形成する郊外住宅地は、周辺環境と調和した土地利用の規制・誘導を図るとともに、主要生活道路の整備などにより、良好でゆとりのある住環境を維持します。
- 一定の社会資本が整い、用途地域内の市街地と一体的な住宅地を形成する地区においては、地区の開発動向や目指す土地利用方針を踏まえ、用途地域の指定など、適正な土地利用を検討します。

#### <集落地>

- 集落のコミュニティや地域福祉を維持するとともに、地域振興に向けた利活用を図るため、公民館や学校跡地などを核とした小さな拠点<sup>8</sup>づくりを進めます。
- 集落及びその周辺においては、既存集落の無秩序な拡大を抑制しながら、農地と住宅地が調和した土地利用の規制、誘導を検討します。



旧校舎を活用した地域の拠点施設  
(HAMACHU) 浜比嘉島

## (2) 商業系土地利用

### ①拠点地区における商業地

#### <中心拠点>

- 本庁舎周辺から安慶名地域の中心拠点においては、市の魅力や活力を牽引するまちの顔として、利便性の高い土地にひと・もの・機能・情報を誘導させるため、多様な機能が複合し、共存する都市空間の形成を進めます。
- 高等学校が4校立地する特性を生かし、学生がまちなかで過ごすことのできる環境や、若者が中心となった賑わい空間の創出など、新たな魅力を感じる拠点づくりの検討を進めます。
- 多様な機能の誘導に加え、公共空間、歩道空間などを活用し、回遊性が高く、まちなかにおける交流・滞在を促進するウォーカブルなまちづくり<sup>9</sup>に向けた土地利用を推進します。



安慶名土地区画整理事業地区の  
商業地



ウォーカブルなまちのイメージ  
(他都市事例)

## 第2次うるま市都市計画マスタープラン

- 安慶名交差点は、沖縄市方面、与那城・勝連方面、石川方面への幹線道路が交差する交通の要衝であることから、広域交通結節点として、誰もが便利に公共交通を利用できる環境の整備を検討します。また、本地区の高度利用を推進するため、必要に応じて地区計画の見直しを検討します。

### <副拠点及び地域拠点>

- 北部（石川）市街地周辺、江洲・赤道地域の副拠点においては、本市及び周辺都市圏における様々な都市活動やサービスの拠点として、商業・業務系機能に加え、医療・福祉・行政サービスや観光交流など、複合的な土地利用を推進します。
- 旧勝連庁舎周辺・旧与那城庁舎周辺の地域拠点においては、生活利便施設の誘導・集積を促進することで、島しょ地域を含めた周辺地域の日常生活サービス機能の需要に応え、定住人口の維持（増加）を図ることができる土地利用を推進します。



石川市街地の商業地



旧与那城庁舎周辺の市街地



県道 33 号（川田州崎線）沿道の市街地

### ②沿道商業地

- 県道 33 号線（川田州崎線）沿道は、中城湾港新港地区の近接性などを生かしながら、用途地域内へ商業や業務サービス施設などの立地誘導を進めます。
- 各拠点を結ぶ県道 75 号線（沖縄石川線）など都市軸上の沿道商業地については、拠点同士の連携により都市の一体性を創出するとともに、生活利便性を向上させるため、都市的土地利用を推進します。
- 用途地域外における都市軸沿道については、特定用途制限地域（幹線道路沿道地区）及びその他法制度の位置づけを踏まえた規制・誘導を基本としながら、地域の生活利便性の確保や地域振興に向けて、必要に応じて開発の誘導を進めます。

- 10 国際物流拠点産業集積地域：沖縄における産業及び貿易を振興し、沖縄の自立型経済の構築を目的とした国際物流拠点産業集積地域制度に基づき指定された地域で、税制上の特例措置や、中小企業信用保険法等の特例、沖縄振興開発金融公庫の融資制度等の活用が可能となる
- 11 滞在型観光：バスツアーなどで複数の観光目的地を駆け足で巡る周遊型観光とは異なり、1ヵ所あるいは一定の地域に宿泊し、体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイルのこと  
滞在型観光を楽しむ観光客は、地域の文化に触れ、地域の住民と交流できる機会が豊富にあり、豊かで深い体験を味わうことが可能となる

### (3) 産業・物流系土地利用

#### ①中城湾港新港地区

- 中城湾港新港地区については、「東海岸サンライズベルト構想」に基づき、国際物流拠点産業集積地域<sup>10</sup>として機能するための基盤強化及び産官学が連携した各種研究、施設の立地などを図ります。
- 物流インフラの整備促進及びクルーズ船の寄港に対応した港湾機能の向上を目指します。

#### ②新規産業誘導地区

- 仲嶺・上江洲地区においては、「うるま市産業基盤整備計画基本計画」に基づき、新規産業用地の確保・雇用の場の創出に向けた土地利用を推進します。
- 石川ビーチから金武湾港石川地区のエリアにおいては、「うるま市産業基盤整備計画基本計画」に基づき、マリナー機能など滞在型観光<sup>11</sup>空間を創出し、交流人口を増進する産業集積に向けた土地利用を検討します。
- 石川インターチェンジ周辺においては、地域のにぎわい創出を図るため、アクセス性の高さを生かした交通機能及び観光振興に資する機能などを有する交流拠点として公民連携による整備を検討します。
- 「(仮称)うるまインターチェンジ」の追加インターチェンジの検討に合わせて、新たな産業基盤の構築に向けた土地利用についても検討します。
- 新規産業誘導地区においては、計画的な都市基盤整備を一体的に進め、周辺環境と調和した土地利用を推進します。

#### ③工業地

- 工業用地については、周辺の住環境や自然環境に配慮した土地利用を推進します。

#### ④エネルギー供給地

- 平安座島の油槽所周辺や具志川及び石川地域の火力発電所周辺においては、民間事業者と連携のもと、周辺環境に配慮した土地利用を推進します。

#### ⑤港湾・漁港

- 港湾については、港湾計画に基づき周辺環境に配慮した港湾機能の充実を図ります。
- 漁港については、漁港施設保全計画に基づき計画的に施設の更新及び適切な維持管理を行います。



中城湾港新港地区



仲嶺・上江洲地区  
(新規産業誘導を検討する地区)

## (4) 農地

### ①農地の保全

- 農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、「うるま市農業振興地域整備計画」に基づき、優良な農地の維持・保全を推進します。

### ②農地の活用

- 農地を転用する際には、周辺の営農環境に配慮し、関係機関と調整のもと、住環境と調和した土地利用の誘導に努めます。

### ③農地と住環境の調和

- 住宅と畜舎が混在しないよう集団的な農地（生産環境）の保全を推進します。また、悪臭問題発生防止のため、畜産農家へ「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準の啓蒙に努めます。



優良農地（伊計島）



農地と住環境の調和（下原地域）

## (5) その他自然地

### ①その他自然地の保全

- 「うるま市環境基本計画」に基づき、地域の豊かな自然環境の保全を推進します。

### ②緑地・斜面林の保全

- 森林が持つ市土の保全や水源涵養<sup>12</sup>、生物多様性の保全、温室効果ガス吸収源、レクリエーションなどの公益的機能を認識し、将来世代がこれらの多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けた多様で健全な森林の保全を推進します。
- 「うるま市みどりの基本計画」に基づき、都市内部の貴重な緑地である公園などのまとまった緑地や斜面林の維持・保全に努めます。



市街地を囲む貴重な緑地（石川高原周辺）



市街地内の緑地（安慶名闘牛場）

### ③海岸・河川の保全

- 市土の保全と安全性の向上に資するため、海岸・河川の保全に努めます。
- 海岸については、漁業・海上交通及び親水空間としてレクリエーションなどの各種利用への期待を踏まえつつ、沿岸域の多様な生態系の確保及び景観の保全・再生、汚濁負荷対策、漂着ごみ対策を図ります。
- 河川については、良好な散策空間として活用するほか、自然の水質浄化作用や生物の生息・生育空間、さらに都市における貴重なオープンスペース及び熱環境の改善といった、多様な機能の維持・向上に努めます。

### ④観光・リゾート開発

- 歴史・文化遺産や、自然を観光資源として活用する際には、地域の意向や住環境、景観、自然環境の保全に配慮し、周辺の土地利用と調和した計画的な開発、適正な施設の立地を検討します。
- 東部地域及び島しょ地域は、「うるま市観光振興ビジョン」や「うるま市景観計画」の方針を踏まえて、観光をはじめ、地域の振興に向けた計画的な土地利用を進めます。



伊計ビーチ  
出典：うるま市観光物産協会 HP



サンライズヨガ(ホテル浜比嘉島リゾート)  
出典：うるま市観光物産協会 HP

## (6) 墓地

- 歴史的・文化的背景から個人墓地が設置され散在化している現状を踏まえ、「うるま市墓地整備基本計画」に基づいた墓地禁止区域について市民への周知を継続し、可能な限り個人墓地の集約化を図ります。
- 市民の新たな墓地需要に応えるため、公営墓地などの整備を検討し、まちの景観の向上や土地の有効利用を推進します。

## (7) 駐留軍用地

- 返還後の跡地利用については、地権者や周辺住民との合意形成を図りながら、計画的かつ有効な土地利用を推進します。

## (8) 新たな土地利用の規制・誘導の方針

### ①市街地（用途地域内）

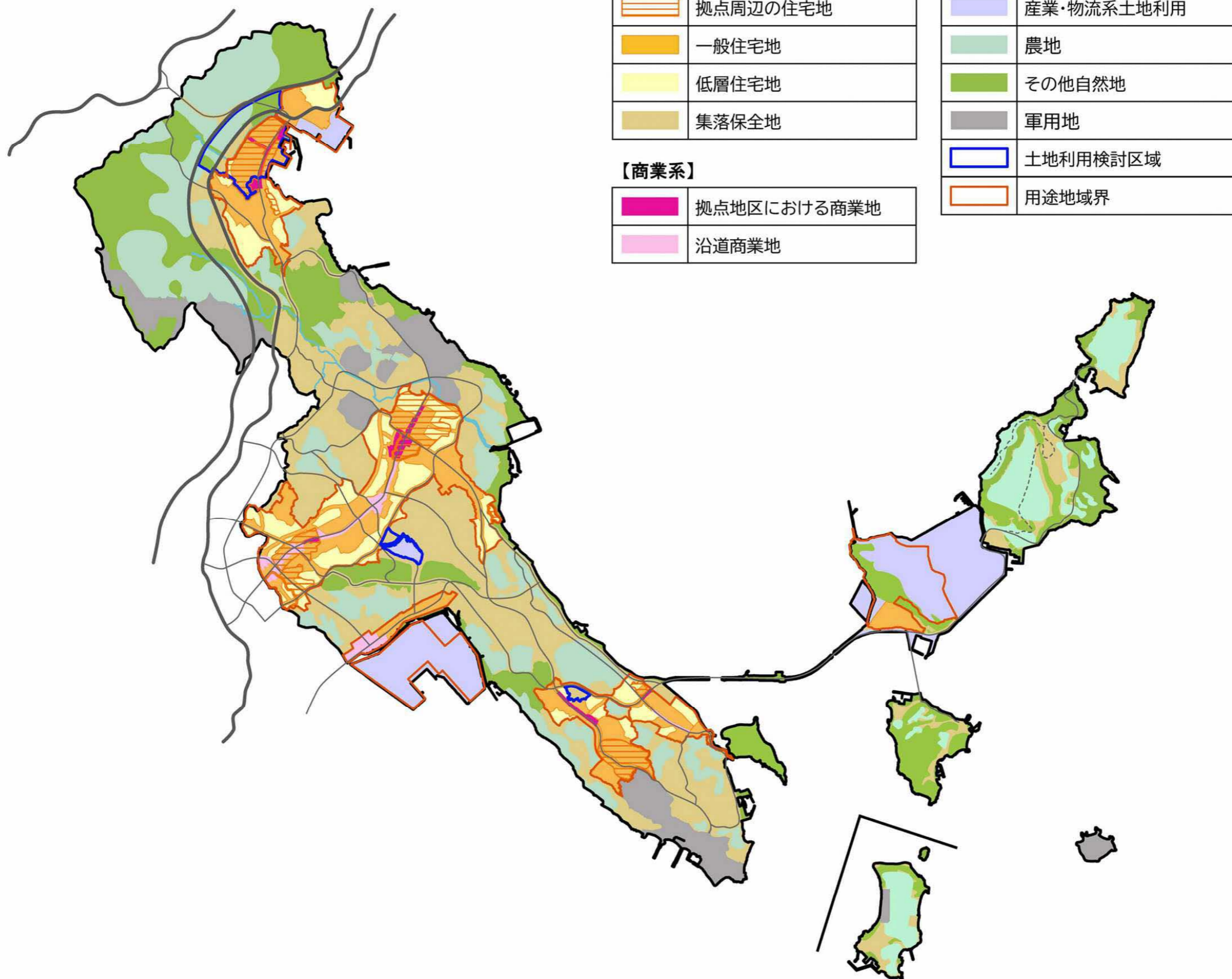
- 用途地域、地区計画制度など都市計画の手法を適切に組み合わせ、住居系、商業・業務系、産業・物流系などの用途に応じた秩序ある土地利用を行います。
- 集約型都市の形成に向けて、市街地開発事業の実施地区をはじめ、これまでに蓄積された社会資本を有効に活用するとともに、高密度・複合的な土地利用を進め、市街地（都市）の質的充実を図ります。
- 新たに市街地開発事業や道路整備が実施される地区や指定された用途地域と現況の土地利用が大きく異なる地区においては、将来の土地利用に適した用途地域などの見直しを検討します。

### ②市街地周辺部（用途地域外）

- 用途地域外については、自然環境と住環境が共存した土地利用や無秩序な市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域などの地域地区、景観計画、その他各種土地利用の法令に基づき計画的な土地利用を進めます。
- 人口密度が高く社会資本が整備された市街地周辺部、中心拠点をはじめこれら区域と一体的な市街地形成を図る地区については、市街地開発事業や道路整備と一体となった新たな用途地域や地区計画の指定などを検討します。（具志川の用途地域の指定、北部市街地周辺などの用途拡大）
- 「うるま市産業基盤整備計画基本計画」に基づく新規産業用地や、石川インターチェンジ周辺、（仮称）うるまインターチェンジ等の物流拠点となる地区周辺においては、市街地開発事業や道路整備と一体となって、用途地域の指定など土地利用の規制誘導手法を検討します。（産業系の開発による土地利用の見直し）
- 観光と連携した地域振興等に向けて、幹線道路沿線や海岸沿い、世界遺産勝連城跡周辺など、周辺の歴史、自然等の地域資源と連携した開発が想定される地域については、用途地域等をはじめとした地域地区の見直しのほか、景観計画と連携しながら、計画的な土地利用の検討を進めます。（観光、景観と連携した土地利用の見直し）



図：土地利用の方針図

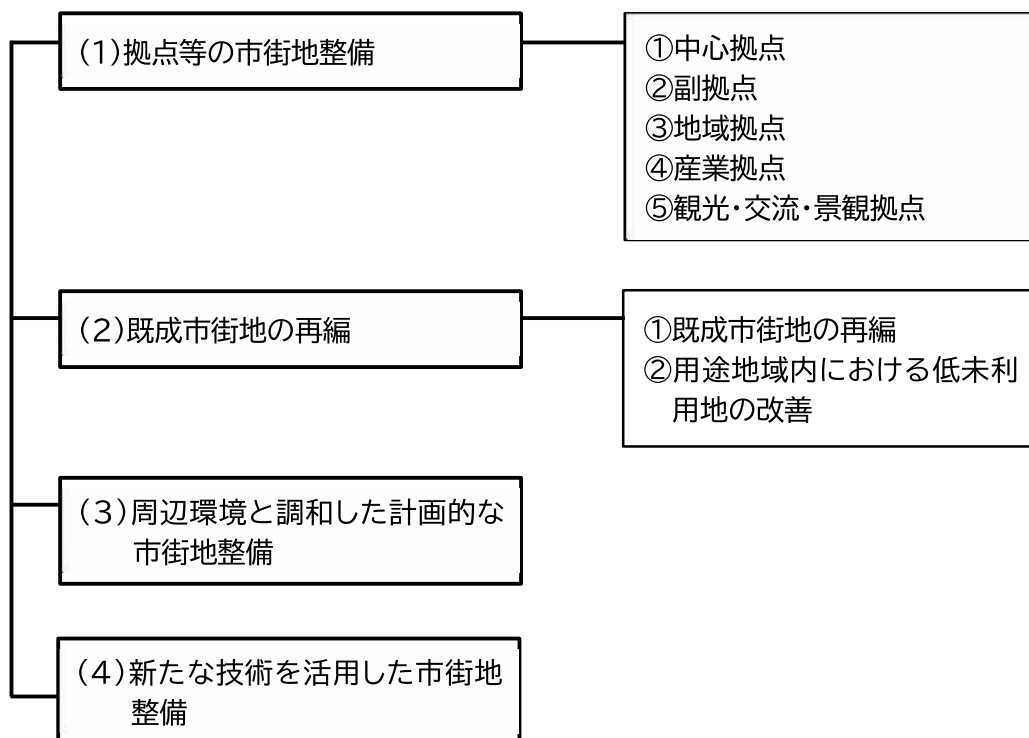


## 3-2. 市街地整備

### 1. 基本的な考え方

- 多極連携・集約型都市の形成に向けて、中心拠点、副拠点、地域拠点について各種都市機能の誘導と周辺の居住地が一体となった市街地の再編を目指します。
- 各拠点の魅力やまちの多様性の創出と質の高い持続可能な都市構造の形成を図り、居心地が良く歩きたくなるウォークラブルなまちづくりの推進や既存施設の有効活用などについて、エリアマネジメントをはじめとした公民連携（多様な主体）による取組みを推進します。（都市のマネジメント）
- 産業・観光振興及び居住地の確保など、新たな市街地整備にあたっては、周辺の自然環境と調和した計画的な整備を推進します。

#### <計画の体系>



## 2. 市街地整備の方針

### (1) 拠点等の市街地整備

#### ①中心拠点

- 市の魅力や活力を牽引するまちの顔となる中心拠点の形成に向けて、市民、事業者、行政の連携や都市再生特別措置法などの活用により、多様な都市機能の集積や活動を促進し、中心市街地の再編を図ります。
- 円滑にまちの回遊ができる歩行者ネットワークの構築及び住む人、訪れる人が楽しめる空間を演出するため、オープンカフェやイベント開催など、歩道や公園をはじめとする公共空間の有効活用に向けて、公民連携のウォークラブルなまちづくりの検討を進めます。
- 安慶名土地区画整理事業地区は、まちの顔として人の賑わいや交流に寄与する都市機能を誘導します。
- 安慶名土地区画整理事業地区を核として、ヌーリ川公園や沿道市街地の整備のほか、利便性が高い市街地環境の形成に向けて周辺の一体的な市街地整備や用途地域の見直しなどを検討します。
- 中心拠点としてのエリア価値を高めるため、交通結節点としての機能強化と滞留機能創出に向けた広域交通拠点の整備について、公民連携で取り組みます。



市街地再整備が進む  
安慶名土地区画整理事業地区

参考：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり～ウォークラブルなまちなかの形成～  
＜空間創出イメージ＞



出典：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度（法律・税制・予算等）の概要



左：歩行者空間の創出（道路の利用）

右：民地・公共空間のオープンスペース化



左：公園内のカフェの設置



## ②副拠点

- 北部（石川）市街地周辺は、周辺市町村との交流拡大に向け、市の発展に寄与する本島北部の玄関口としての拠点を形成します。
- 旧石川庁舎周辺においては、石川インターチェンジや金武湾港石川地区の近接性を生かし、交流人口拡大の拠点として滞在型観光空間の創出や、交通結節点の整備を含めた新たな産業集積地としての活用について、周辺地区と連携し一体的な整備検討を進めます。
- 石川インターチェンジ周辺は、アクセス性の高さを生かした交通及び物流拠点の整備や石川多目的ドームを核とした観光交流拠点に向けた整備を検討します。
- 江洲・赤道地域は医療、商業などの都市機能の集積状況を生かし、沖縄市をはじめとする周辺市町村と連携しながら、広域的な玄関口としての拠点を形成します。また、都市機能の集積による生活サービス向上や定住を促進し、市街地の再編を進めます。

## ③地域拠点

- 旧勝連庁舎周辺・旧与那城庁舎周辺においては、居住、商業・業務、医療・福祉のほか、地域特性に応じた施設を誘導・集積することで、生活利便性の向上を図ります。

## ④産業拠点

- 中城湾港新港地区などの産業拠点においては、県及び本市の産業振興及び雇用機会の創出に向け、「東海岸サンライズベルト構想」に基づいた流通機能や生産機能及び研究施設の立地・誘導を促進し、関係機関と連携しながら、必要な基盤整備や機能誘導を図ります。
- 産業基盤整備計画基本計画において位置づけられた仲嶺・上江洲地区については、新規産業用地の確保・雇用の場の創出に向けて、土地区画整理事業をはじめとした整備手法や土地利用の規制・誘導の見直し、また道路ネットワーク及び周辺地域との連携に向けた基盤整備を検討します。

## ⑤観光・交流・景観拠点

- 市のシンボルとなり得る観光・交流・景観拠点においては、市の賑わいや魅力を創出し、住む人、訪れる人が交流できる拠点の形成を目指します。
- 世界遺産勝連城跡周辺地区は、歴史ロマンを感じる交流空間の創出に向けて、勝連城跡周辺整備事業に公民連携手法を導入し、「勝連城跡」「文化観光施設」「勝連城跡公園」の3施設が効果的に連動する土地利用及び地域活性化の拠点づくりを進めます。



旧石川庁舎周辺地区  
（新たな産業集積地としての活用検討）



勝連城跡周辺整備事業イメージ  
出典：うるま市勝連城周辺整備事業（第三次改訂版）

## (2) 既成市街地の再編

### ①既成市街地の再編

- 既成市街地の再編に向けては、空き家の有効活用や住宅密集地の改善が必要な地区の調査・検討を進め、建て替えの誘導に向けた取組みを促進します。
- 建築物が密集し、安全性・快適性において課題を有する密集市街地においては、市街地の再編に向けて、計画的な面整備や土地利用を検討します。

### ②用途地域内における低未利用地の改善

- 住居系用途地域のうち低未利用地が残る地区においては、指定された用途に沿った土地利用を図るため、地域の意向や周辺のまちづくりを踏まえながら、土地区画整理事業や道路整備などと一体となった市街地整備の検討を推進します。

## (3) 周辺環境と調和した計画的な市街地整備

- 質の高い持続可能な都市を形成するための都市の成長管理（都市のマネジメント）を踏まえ、無秩序な市街化の拡大を防ぎ、環境に配慮した計画的な市街地整備を推進します。
- 新たな産業地の形成やインターチェンジ・道路整備に伴う開発の必要が生じた場合は、関連計画との整合を図り、公共投資の必要性や周辺環境に配慮した適切な市街地整備・開発を検討します。
- 面的・一体的なバリアフリー化を推進することによって、誰もが暮らしやすいまちづくりにつなげるため、「移動円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想」の策定を検討します。

## (4) 新たな技術を活用した市街地整備

- ICT<sup>13</sup>やAI（人口知能）、IoT<sup>14</sup>やオープンデータ<sup>15</sup>の活用などにより、現在の都市の実態・課題を適切に捉えた計画の立案や整備進捗管理を検討します。
- SDGs<sup>16</sup>やSociety5.0<sup>17</sup>社会へのニーズに応えるため、スマートシティ<sup>18</sup>やスマートアイランド<sup>19</sup>の概念に基づく市街地整備について、公民学が連携し検討を進めます。

13 ICT:「情報通信技術」のこと。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術を表す

14 序-2 参照

15 オープンデータ:一般的には、国、地方公共団体及び事業者が保有するデータを、誰もが編集・加工等がしやすい形で、インターネットで公開すること。これにより、新たなサービスが創出されることが期待される

16 序-2 参照

17 序-2 参照

18 スマートシティ:先進的技術や官民データを活用し、まちの課題を解決し、新たな価値を創出するため、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するまちづくりの考え

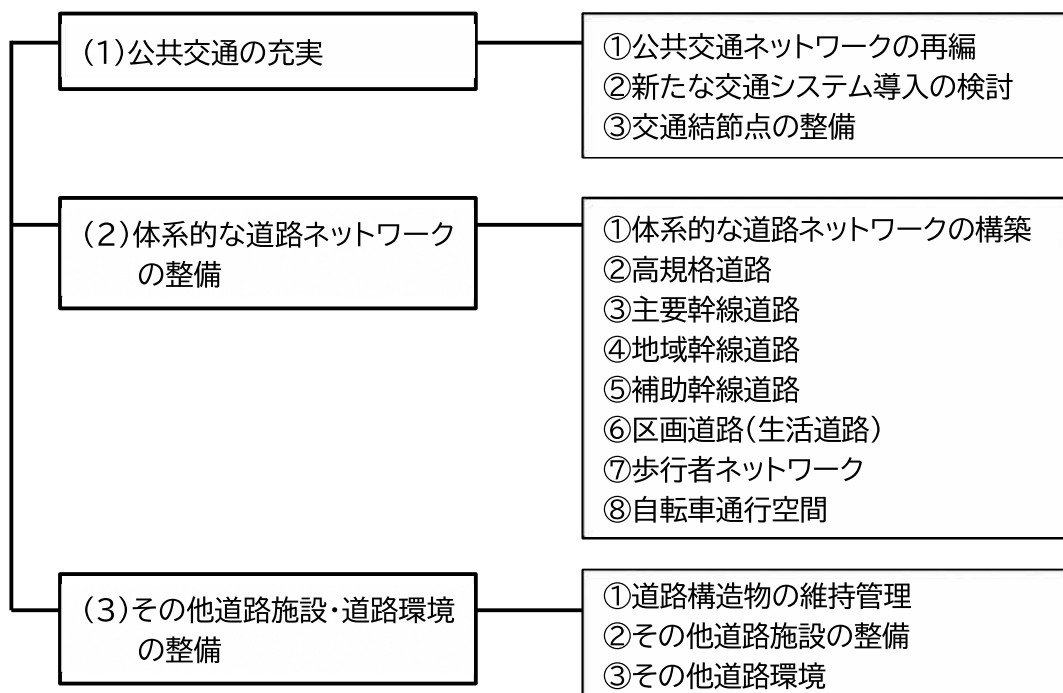
19 スマートアイランド:離島地域において、官・民や学などが連携して新しい技術や知見を導入することでさまざまな課題の解決に繋げ、離島の暮らしが改善し、産業が活性化するまちづくりの考え

### 3-3. 道路・交通

#### 1. 基本的な考え方

- 多極連携・集約型都市構造の実現のため、都市の一体性や活力（産業の振興）を高め、誰もが安心・安全に移動できる道路ネットワーク・公共交通ネットワークの構築を推進します。
- 多極連携・集約型都市構造を支えるネットワークの構築や、過度な自動車利用に頼ることなく誰もが歩いて暮らせるまちづくりに向けて、公共交通ネットワークの再編を推進します。
- 広域都市間、地域間の連携や交流を支え、都市を形成するための骨格として、体系的な道路ネットワークを構築します。
- 拠点や都市軸周辺の市街地では、地域の魅力や価値の創出、市民の健康づくりや観光客などによる回遊性の創出を図るため、道路空間の活用や、歩行者・自転車ネットワークの形成を推進します。

#### <計画の体系>



## 2. 道路・交通の整備方針

### (1) 公共交通の充実

#### ①公共交通ネットワークの再編

- 多極連携・集約型の都市構造実現に向け、基幹バスを中心に、支線バスや公共施設間連絡バス<sup>20</sup>、生活圏を踏まえたコミュニティ交通<sup>21</sup>が連携し、誰もが安心・安全に移動が可能となる公共交通ネットワークの再編を推進します。
- 公共交通ネットワークの再編にあたっては、拠点における市街地整備と連携したウォークアブルなまちづくりや、市民の健康づくりをはじめ、各種施策と連携し一体的な取組みを進めます。
- 地域住民や観光客の円滑な移動や回遊性を高めるため、津堅島との交通手段である平敷屋漁港、クルーズ船が寄港する中城湾港新港地区と各拠点やその他観光施設などを結ぶ公共交通ネットワークの構築を検討します。

#### ②新たな交通システム導入の検討

- 利用者が少なく民間事業者の採算性が低いと想定される島しょ地域や公共交通空白地域については、利用者ニーズや地域特性に応じてコミュニティ交通（バス・タクシー）やデマンド型交通（デマンドバス・乗合タクシー）の運行など、新たな交通手段の導入システムを検討します。
- 基幹軸となる公共交通を導入するために、LRT<sup>22</sup>やBRT<sup>23</sup>をはじめ、地域に適した新たな交通システムなどの調査研究を進めます。また、関係機関の鉄軌道の導入に係る調査・検討と連携した調査研究を進めます。
- 中城湾港新港地区においては、通勤環境の向上及び交通の円滑化に対応した公共交通の導入を検討をします。
- 津堅島、島しょ地域及び観光地域においては、地域産業と連携しながら、うるま市産電気自動車などによるグリーンスローモビリティ<sup>24</sup>を始めとする新たな交通手段を活用した地域交通の検討を進めます。



LRTの導入事例（広島市）  
出典：国土交通省 HP

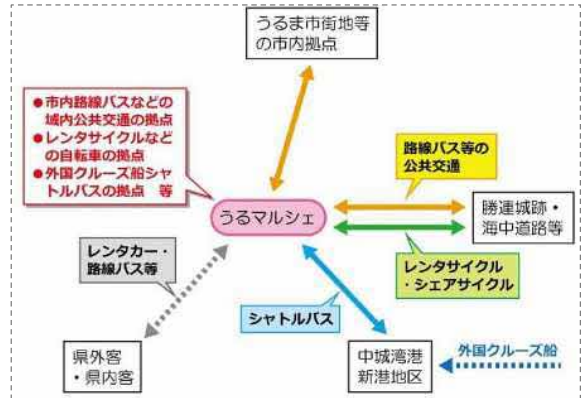


グリーンスローモビリティの導入例（津堅島での導入実証実験）

20 公共施設間連絡バス：うるま市において運行するコミュニティバス。市役所庁舎統合後の市民の行政手続き等の利便性の確保や公共交通空白地帯における交通手段の改善を目的に運行  
21 コミュニティ交通：基幹バス、支線バス等のサービスが及ばない地域において提供される、デマンドバスや乗合タクシー等の交通サービス  
22 LRT:Light Rail Transit の略。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと  
23 BRT:Bus Rapid Transit の略。連節バス、PTPS(公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと  
24 グリーンスローモビリティ：電動で、時速 20km 未満で公道を走る、4 人乗り以上のモビリティのこと

### ③交通結節点の整備

- 安慶名市街地周辺においては、中心拠点としてのエリア価値を高めるため交通結節点としての機能強化と滞留機能創出に向けた広域交通拠点の整備について公民連携で取り組みます。
- 石川インターチェンジ周辺などにおいては、アクセス性の高さを生かした交通結節点の整備及び機能の拡充を進めます。
- 屋慶名地区、中城湾港新港地区及びうるマルシェをはじめとした観光の拠点となる施設や地区周辺において、交通結節機能の強化に向けた検討を進めます。
- 交通結節点及び交通結節機能については、シームレス<sup>25</sup>な乗り換え環境の向上や、人の移動の起点となる玄関口（ゲートウェイ機能）の創出に向けて、交流・滞留機能、パークアンドバスライド<sup>26</sup>などの整備を検討します。



うるマルシェの交通結節機能強化イメージ  
出典：うるま市総合交通戦略

## (2) 体系的な道路ネットワークの整備

### ①体系的な道路ネットワークの構築

- 都市の骨格を形成するため市内の道路を「高規格道路」「主要幹線道路」「地域幹線道路」「補助幹線道路」「区画道路（生活道路）」などに分類し、市内外の円滑な移動の確保や交通渋滞の解消に向けて機能階層型道路ネットワークを構築し、それぞれの機能に応じた道路整備を推進します。
- 本市においては、農道が市内の道路ネットワークの一部を担っていることから、地域特性に応じた整備を推進します。
- 各種道路については、「うるま市道路整備プログラム」をはじめ、上位・関連計画に基づいた整備を推進します。
- 都市計画決定を行っている未整備道路のうち、道路構造令等に適合していない道路については、都市計画決定の変更を検討します。
- 長期未整備道路のうち、「うるま市道路整備プログラム」において廃止検討路線として位置付けられた道路については、周辺への影響を調査したうえで、計画の廃止を検討します。

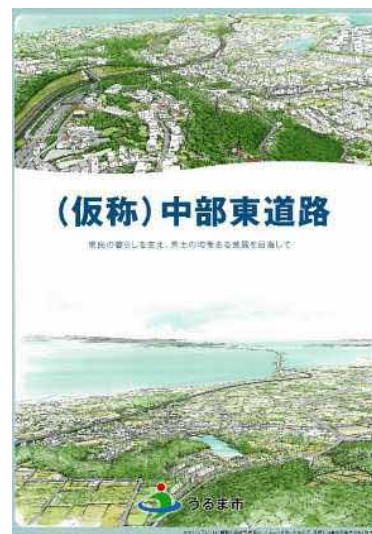
25 シームレス:シームレスとは、「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする

26 パークアンドバスライド:郊外や都市周辺部のバスターミナルやバス停周辺などに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム



## ②高規格道路

- 県土の骨格軸として、主要幹線道路など一体となって適切に交通処理ができるよう配置します。
- 南北軸については、沖縄自動車道と国道 329 号を位置付け、関係機関との協議を図りながら、その機能の維持・強化を推進します。
- 東西軸については、県本島で消費される燃料油の約 6 割を供給している平安座島から、各拠点への強固な輸送道路の構築及び那覇空港から中城湾港新港地区や世界遺産勝連城跡へのアクセス性向上による産業・観光の振興を図るため、新広域道路交通計画に位置付けられた中部東道路の早期実現に向けて、関係機関と連携を図ります。
- 地域の活性化や沖縄北インターチェンジの混雑解消のため「(仮称)うるまインターチェンジ」の追加を検討します。



中部東道路の整備に向けたパンフレット

## ③主要幹線道路

- 高規格道路と一体となって、広域交通や隣接都市と連携し、都市内の拠点間・地域間相互の交通を集約して処理できるよう配置します。
- 国道 329 号の交通渋滞の緩和及び中城湾港新港地区などからのアクセス向上による地域振興を図るため、国道 329 号沖縄バイパスの事業化を推進します。

南北軸：国道 329 号、県道 75 号線（沖縄石川線）、県道 33 号線（川田州崎線）  
県道 255 号線（石川池原線）、県道 36 号線  
東西軸：県道 85 号線（沖縄環状線東）、県道 73 号線（石川仲泊線）  
県道 224 号線（具志川環状線）

## ④地域幹線道路

- 都市内の各地域および隣接都市間の交通を集約する道路として、整備を推進します。

安慶名赤道線、県道 10 号線（伊計平良川線）、県道 8 号線（栄野比具志川線）、  
県道 16 号線、県道 6 号線 など

## ⑤補助幹線道路

- 主要幹線道路あるいは地域幹線道路に囲まれた区域内で、発生集中する交通を集約し適切に処理することができる道路として配置します。

## ⑥区画道路（生活道路）

- 幹線道路などで囲まれた区域内に発生または集中する交通を円滑に集散するよう、区域内を通過する自動車の進入を誘導しないよう配置します。

⑦歩行者ネットワーク

- 道路の機能に合わせ、ユニバーサルデザインの導入などにより、歩行者が安全で快適に通行できる空間づくりを推進します。
- 拠点や市街地周辺においては、居心地が良く歩いて楽しいまちづくりの創出に向けて、都市の魅力や回遊性を高める歩行者ネットワークの形成や、歩道空間を活用したオープンカフェやイベントの開催といった、歩道空間の活用に向けた取組みを進めます。



安慶名プロムナード

⑧自転車通行空間

- 環境にやさしく、公共交通を補完する市民の身近な移動手段及び観光客の自転車利用環境の向上のため「うるま市自転車ネットワーク（東部地域）」に即した快適な通行空間の整備を推進します。
- 東部地域以外についても、自転車活用推進計画を策定するとともに、市全域における自転車通行空間の整備を検討します。
- 観光コンテンツとの連携や市民の健康増進を見据え、海中道路などにおいて、地域資源の魅力を最大限に生かしたサイクルツーリズム推進事業やレンタサイクル・シェアサイクルを実施し、サイクリングを活用した誘客、利用促進を図ります。



レンタサイクル・電動キックボード等の活用事例



自転車通行空間の整備

### (3) その他道路施設・道路環境の整備

#### ①道路構造物の維持管理

- 道路や橋梁などの道路構造物は、長寿命化計画<sup>27</sup>に基づき計画的な維持管理と更新に努めます。

#### ②その他道路施設の整備

- 交通量が多く事故が発生する危険性のある道路については、地域の実情や要望を踏まえ、計画的にカーブミラーなどの道路附属施設を設置し、適切な維持管理に努めます。
- 良好な景観の形成、通行空間の安全性・快適性の確保、また電柱などが倒壊することによる道路の寸断を防止する防災の観点より、無電柱化の整備を促進します。
- 誰もが安心・安全に移動することができる道路施設の整備を推進するとともに、「移動円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想」の策定を検討します。

#### ③その他道路環境

- 通学路においては、「うるま市通学路安全プログラム」に基づき、行政と地域が連携して効果的・効率的な対策を検討するとともに、登下校時における安全性の向上を図ります。

<電線・電柱の地中化により期待できる効果>

出典：沖縄総合事務局北部国道事務所 HP

#### ●期待できる効果



【安全で快適な歩行空間の確保】



【台風などの災害の防止】



【都市景観の向上】

#### ●整備事例（国道329号うるま市石川地区）



対策前

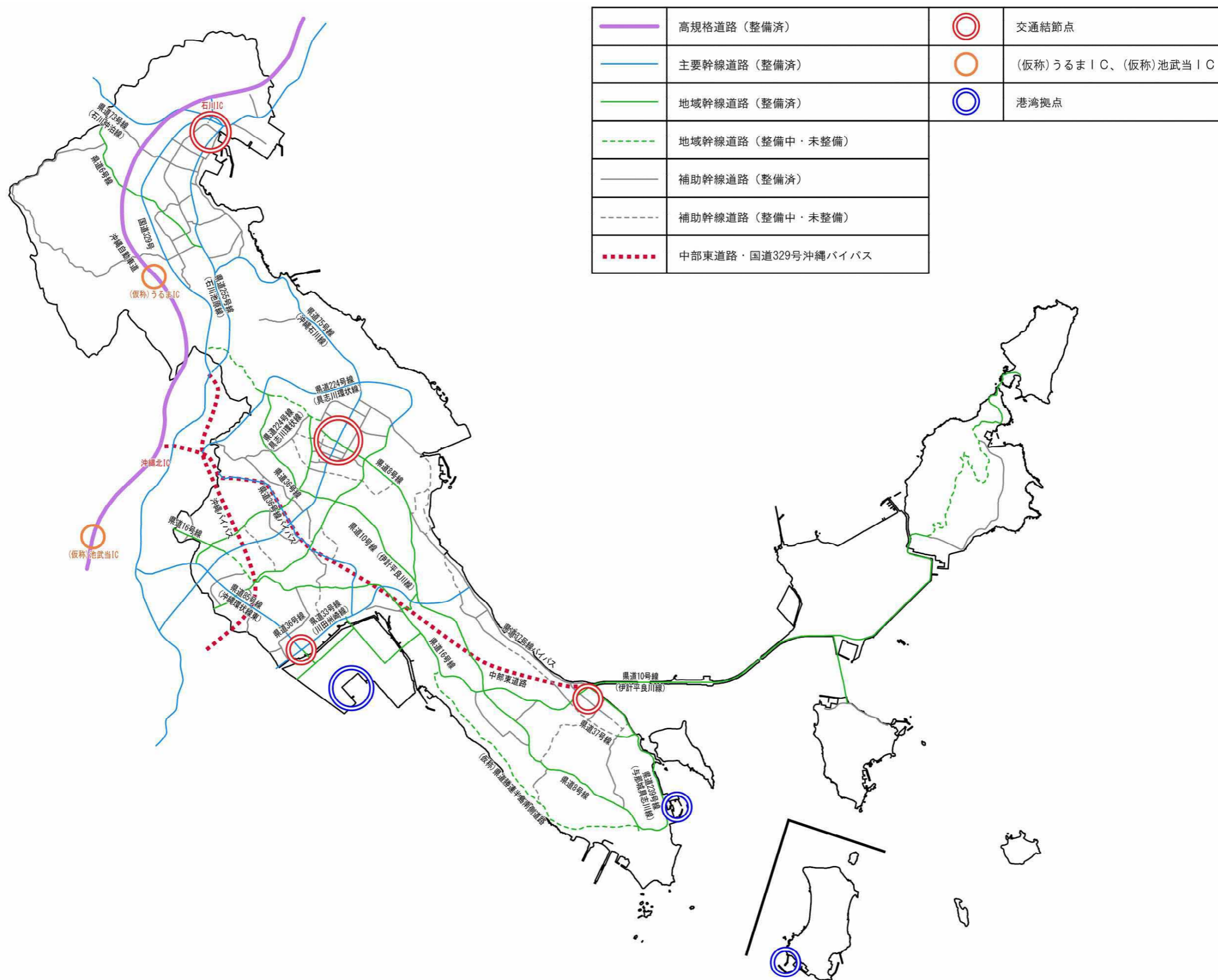


対策後

【地中化整備の対策前後】

27 長寿命化計画：公共施設等の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを示した計画

図：道路・交通の整備方針図

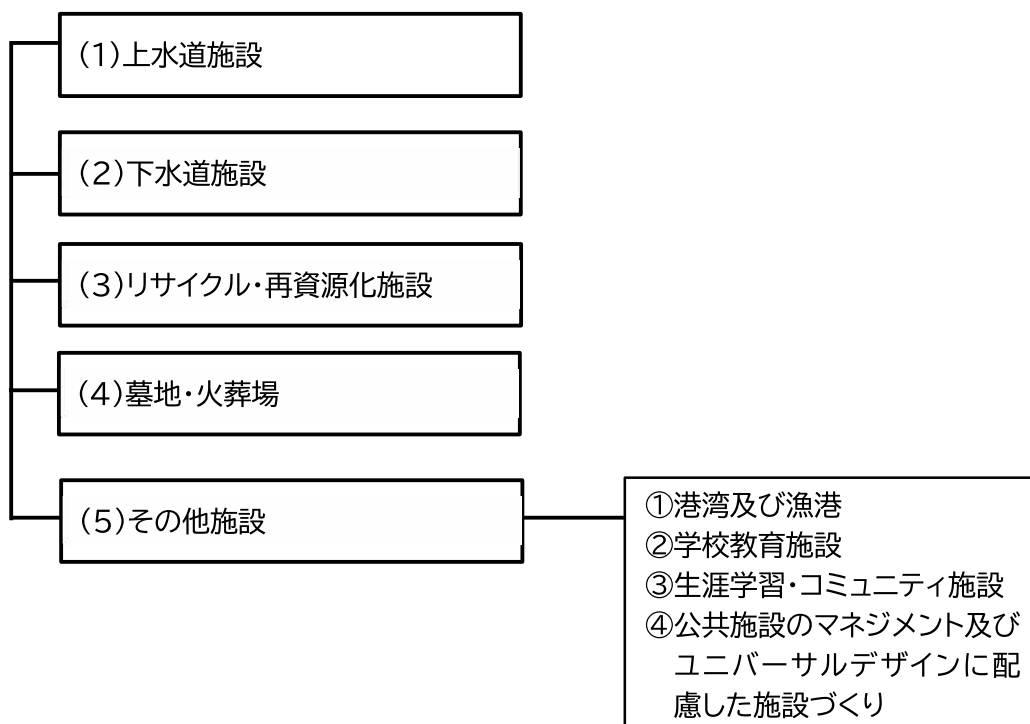


### 3-4. 都市施設整備

#### 1. 基本的な考え方

- 多極連携・集約型の都市構造の実現及び質の高い持続可能な都市づくりに向けて、市民の生活圏及び地域特性に配慮し、効率的・効果的な都市施設の整備・更新に努めます。
- 厳しい財政状況や少子高齢化、ICTをはじめとした情報通信技術の進展など社会動向を踏まえながら、管理運営コストの低減と住民サービス向上の両立を図るため、機能の複合化・多機能化、公民連携などの取組みを推進します。(アセットマネジメント<sup>28</sup>)

<計画の体系>



28 アセットマネジメント:資産管理のこと。都市施設等の現状(経過年数、耐震性の有無等)を把握し、適切な施設の機能を維持するために、将来的に必要とされる施設の更新時期や、更新事業を行うための財政収支等、施設のライフサイクル全体における見通しを図ること

## 2. 都市施設整備の方針

### (1) 上水道施設

- 安全で強靱な持続できる水道の実現に向け、「うるま市新水道ビジョン」を踏まえ、アセットマネジメントの手法を取り入れた計画的な水道施設の更新、適切な維持管理に基づいた長寿命化対策、水需要に合わせた施設のダウンサイジング<sup>29</sup>などの取組みを反映した再構築事業計画の策定に取組みます。
- 料金関係業務と維持管理業務を民間事業者へ包括的業務委託を検討するなど、民間事業者との連携（PPP・PFI<sup>30</sup>）の調査研究に取組みます。
- ライフラインとしての役割を果たすため、災害に強い水道施設の耐震化に取組みます。
- 水道施設の効率化や健全化を図るため、集約化（統廃合）を検討します。

### (2) 下水道施設等

- 「うるま市汚水処理施設整備構想」「うるま市公共下水道事業計画」に基づき、都市のマネジメントの視点にたつて、公共下水道の計画的な整備・更新・維持管理及び農業集落排水の維持管理を行います。また、合併処理浄化槽施設の設置を促進します。
- 包括的民間委託など PPP・PFI の導入を検討し、県の流域下水道事業との広域化・共同化作業を含めた最適な手法を選定し、経営基盤の強化を図ります。
- 下水道整備は原則、計画区域の拡大は行わず、事業認可区域の整備困難地域を除く地区の整備を優先します。ただし、既成市街地や地域の振興に向け計画的な土地利用を進める地区においては、施設整備の検討を進めます。
- 津堅島の農業集落排水施設については、ストックマネジメント手法<sup>31</sup>を導入した適切な維持管理や改築更新を行います。
- 公共下水道などの集合処理区域外については、合併処理浄化槽の設置促進や補助金制度による支援に取組みます。
- 中部衛生施設組合（長尾苑）及び石川終末処理場内のし尿処理施設老朽化のため、処理計画を策定するとともに、関係機関との統廃合等について協議し、新施設への移行に取組みます。
- 石川終末処理場の既存不適格を改善します。

29 ダウンサイジング: 事業の効率化の観点から、施設の統廃合や再配置などにより施設の縮小、小規模化を図ること。新しい技術等を取り入れて機能を保ったまま小規模化すること

30 PPP/PFI: PPP(Public Private Partnership)は、公民連携事業の総称。PFI方式、指定管理者制度、包括的民間委託等も含まれる

PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方

31 スtockマネジメント手法: 機能診断、劣化予測を経て、維持管理費などライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する手法

### (3) リサイクル・再資源化施設

- エコタウン・バイオマスタウン<sup>32</sup>の形成、循環型社会構築のため、「うるま市環境基本計画」に基づき環境負荷の少ない社会づくりを推進します。
- 「うるま市循環型農業促進事業基本計画」の推進、情報通信技術の発展や循環型社会の形成に向けた自然エネルギーの活用など、都市と環境の共生に向けた取組みを促進します。
- 県と連携し、中城湾港新港地区に設置されたりサイクルポート（静脈物流ネットワーク<sup>33</sup>）の強化・利用促進に取り組めます。

### (4) 墓地・火葬場

- 計画的な地域でのまちづくり推進、景観などの維持のため、「うるま市墓地整備基本計画」及び墓地規制に関する条例に基づき、墓地建設の規制誘導に努めます。
- 墓地需要への対応や墓地の集約化に向けて、市民ニーズや墓地立地の動向を踏まえ、公営墓地の整備などについて検討を進めます。
- 火葬場は関係者と連携しながら、適切な維持管理を促進します。
- 具志川火葬場は老朽化が進んでいることから、環境や景観に配慮し、施設整備の検討を進めます。
- 石川火葬場の安定的な事業運営に関する支援を検討します。

### (5) その他施設

#### ① 港湾及び漁港

- 重要港湾に指定される中城湾港、金武湾港については、関係機関と協力し、企業誘致や物流インフラの整備促進、クルーズ船の寄港といった観光振興など、産業の活性化に向けた港湾機能の強化を図ります。
- 津堅島への連絡港である平敷屋漁港、津堅港については、引き続き交通結節機能の向上や漁港機能などの維持を図るとともに、地域の賑わいや活力創出に取り組めます。



クルーズ船（中城湾港）  
出典：国土交通省港湾局産業港湾課 HP

32 バイオマスタウン：域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域

33 静脈物流ネットワーク：人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送を示す。臨海部等において、リサイクル処理施設の集中立地等による静脈物流の拠点化や低コストで環境負担の小さい海上輸送を活用したネットワークを形成し、循環資源の収集・輸送・処理の適正化を図る

### ②学校教育施設

- 学校教育施設については、長寿命化計画に基づく改築、改修を順次進め、建物の健全化を図ります。
- 学校給食センターについては適切な施設配置、建設を検討します。
- 基地の飛行ルートにあたる地域にある学校の防音対策など、学習がしやすい施設整備を推進します。
- 学校の統廃合による跡地・跡施設については、「うるま市島しょ地域学校跡地・跡施設活用方針」などにに基づき、地域住民と連携しながらまちづくり(コミュニティ形成、賑わい創出)に資する活用方策を検討します。

### ③生涯学習・コミュニティ施設

- 芸術文化施設、社会体育施設、レクリエーション施設及びコミュニティ施設(公民館)については、集約化・統廃合を検討するとともに、機能の異なる施設との複合化や指定管理者制度<sup>34</sup>といった民間活力の導入推進により、施設の効率的な維持管理及び公共サービスの向上を目指します。
- 地域の交流や振興、コミュニティの核となる公共施設については、周辺のまちづくりと連携し、地域の賑わい創出や公共施設・公共空間の付加価値を高める取組みを促進します。

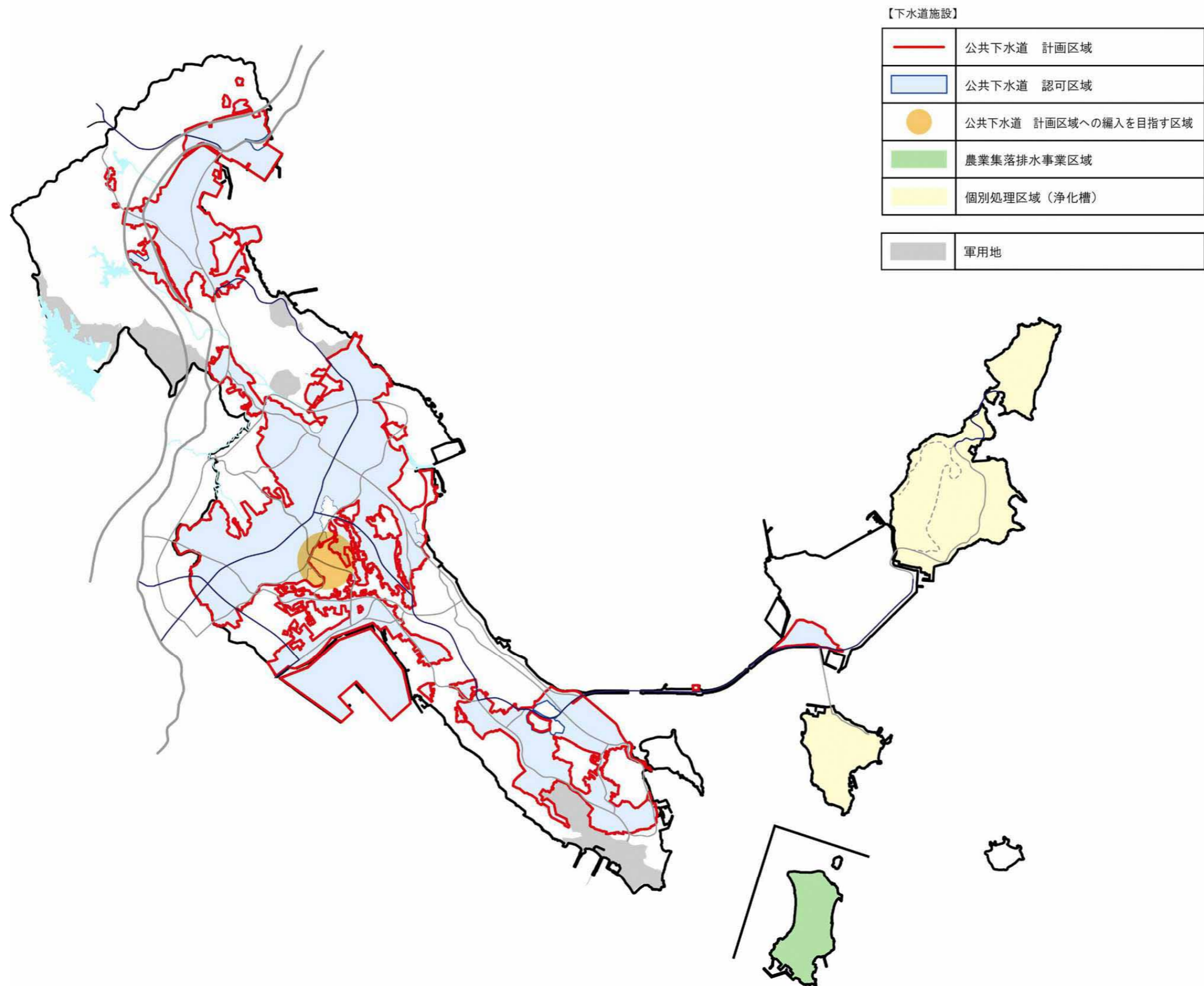
### ④公共施設のマネジメント及びユニバーサルデザインに配慮した施設づくり

- 「うるま市公共施設等マネジメント計画」及び「うるま市公共施設等総合管理計画」に基づき、類似した機能の集約化、統廃合などにより、公共施設における事務の効率化及び施設の効率的運用を推進します。
- 市役所、学校、道路・公園などの公共空間については、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。

34 指定管理者制度: 公の施設をノウハウのある民間事業者等が管理する制度のこと  
指定管理者の企画・アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することが可能



図：都市施設整備の方針図

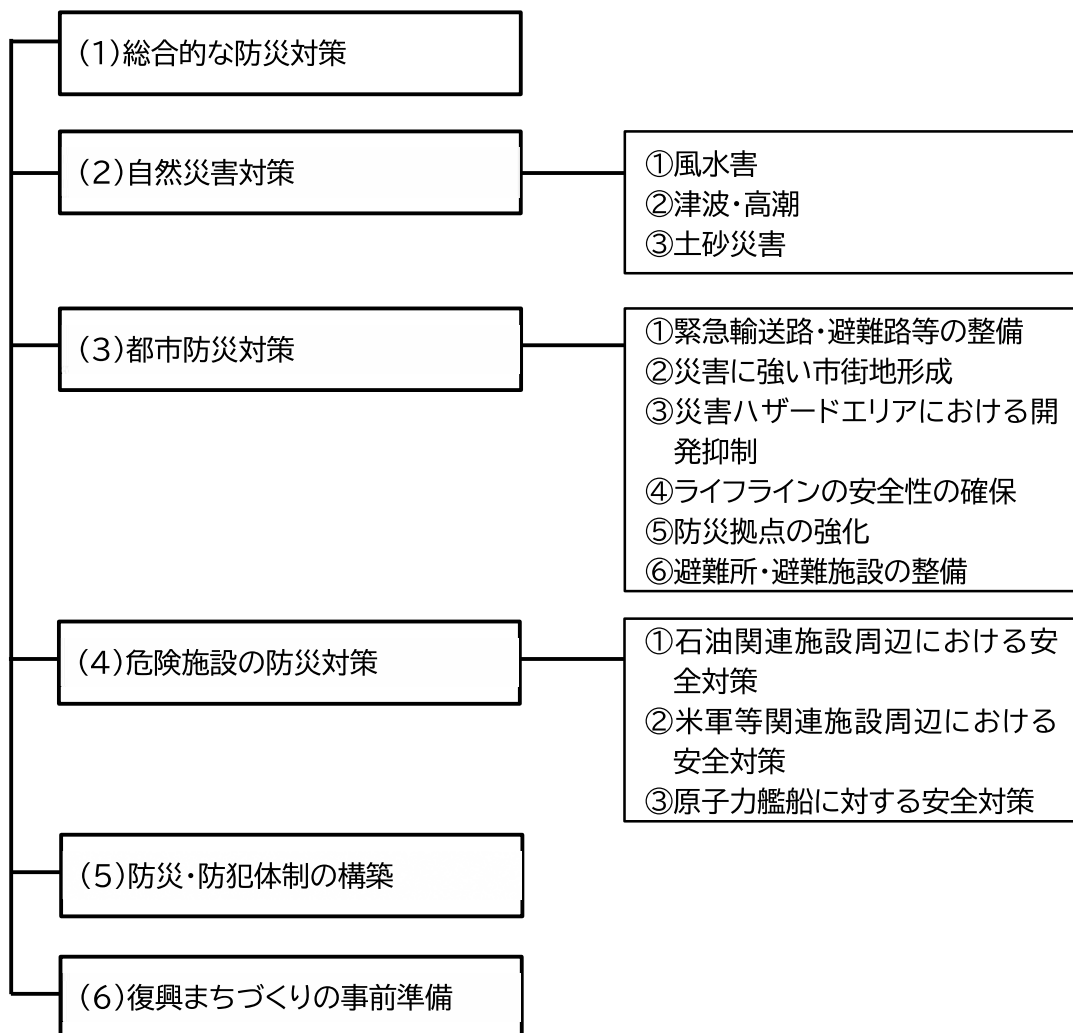


### 3-5. 安全・安心まちづくり

#### 1. 基本的な考え方

- 台風や集中豪雨による風水害や高潮、震災による津波などの自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに復旧・復興する「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けて、「うるま市国土強靱化地域計画」に基づき、都市の強靱化を推進します。
- 市民・事業者・行政との協働による自助・共助・公助の取組みを推進し、自主防災組織の設立など地域の防災力の向上を図ることで、安心して住み続けられる地域づくりを進めます。
- 石油関連施設や米軍施設など、災害発生時の危機管理上配慮すべき施設については施設管理者と連携し、災害対応の強化を推進します。

<計画の体系>



## 2. 安全・安心まちづくりの方針

### (1) 総合的な防災対策

- 「うるま市国土強靱化地域計画」及び「うるま市地域防災計画」に基づき、想定される災害に関して総合的かつ計画的な防災行政を推進します。
- 災害時の円滑な避難が必要となる要配慮者利用施設<sup>35</sup>の地域防災計画への指定や、避難確保計画の作成をはじめ、地域や関係者との協働により都市の防災力の向上を促進します。

### (2) 自然災害対策

#### ①風水害

- 河川の総合的な流域治水の向上を図るため、地域特性、土地利用状況に応じた治水対策を推進します。

- ・水源涵養機能を有する森林、緑地などの保全
  - ・河川流域の調整池の整備
  - ・グリーンインフラ<sup>36</sup>などによる陸地の保水機能の向上 など
- 総合的な治水対策に向けて、市街地の雨水・排水施設の適切な改善や維持管理により、浸水被害を軽減します。
- 浸水想定区域の設定や洪水予報などの伝達体制の整備、洪水ハザードマップの作成・配布を継続的に行います。

#### ②津波・高潮

- 津波や高潮が発生する恐れのある海岸部、河川沿いの地域においては、周辺の景観や環境に配慮しつつ、関係機関と連携し、海岸保全施設の整備点検、避難体制の構築を行います。

#### ③土砂災害

- 地震や降雨により土砂災害の危険性のある「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」などについては、警戒避難体制の構築、土砂災害警戒情報伝達などの災害対策を推進します。

### (3) 都市防災対策

#### ①緊急輸送路・避難路等の整備

- 避難・消防・救急・救助活動、救援物資などの輸送のための緊急輸送路は、「うるま市地域防災計画」に沿って、幅員の拡幅や電線の地中化などにより災害に強い道路整備を推進します。
- 緊急輸送道路については、災害時の救急活動人員や物資等の輸送を円滑かつ確実に行うため、関係機関と連携し、機能強化を図るとともに、中部東道路をはじめとする新たな道路整備及び代替路の確保を推進します。
- 避難路については、平常時から避難場所、経路などの周知を図り、観光客、来訪者にも容易に判別が可能な避難誘導標識の設置に努めます。

## ②災害に強い市街地形成

- 市街地や集落地においては、地震や火災などから都市の安全性を確保するため、地域の課題に応じた対策を推進します。

- ・災害時の消防・救急・救助活動を円滑にするため、狭あい道路や行き止まり道路の改善
- ・火災による延焼を防ぐため、緊急輸送路や避難路を中心とした延焼遮断帯の形成や公園・緑地や防災広場などのオープンスペースの整備 など

- 内水被害や外水被害が想定される区域は、総合的な治水対策や市街地の雨水処理能力の向上を進め、水害の防止に努めます。
- 災害時に消防・救急・救助活動を効率的に展開できるよう、石川消防署庁舎の耐震強化、平安座出張所の高台移転、防災行政無線の配置の見直しや設備の整備・充実を推進するとともに、各地区でのヘリポートの設置を検討します。

## ③災害ハザードエリアにおける開発抑制

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、集約型都市の形成と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を進めます。
- 災害危険区域での新規開発などに対しては、「うるま市防災減災マップ」の配布により危険性の周知を行うとともに、土地利用規制の活用や開発許可制度及び各種法制度の活用により一定の開発規制を行います。

## ④ライフラインの安全性の確保

- 電気、通信といったライフラインについては、風水害、地震時の機能確保のため共同溝などの整備を推進します。
- 各施設管理者と連携し、災害時の防災性が高い施設整備に努めます。

## ⑤防災拠点の強化

- 災害時の防災拠点となる市役所本庁舎の機能強化や代替機能の導入などを検討します。

## ⑥避難所・避難施設の整備

- 緊急時の避難所となるコミュニティ施設、小・中学校などの確保を図り、防災拠点としての機能を高めるため、貯水槽、食料備蓄機能、情報機能の構築を検討します。
- 公園については、緊急時の避難場所、救援活動の場、火災に対する延焼遮断帯として、植樹や広場などの整備に努めます。
- 各地区における防災活動拠点の整備は、地域コミュニティ活動を通じた自主防災組織の活動に即した施設整備を推進します。

35 要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

36 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの

#### (4) 危険施設の防災対策

##### ①石油関連施設周辺における安全対策

- 平安座地区石油コンビナート等特別防災区域の災害対策については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に基づき、周辺地域における防災対策を推進します。

##### ②米軍等関連施設周辺における安全対策

- 米軍基地の弾薬庫や米軍貯油施設など、災害時に大規模な被害が発生する可能性のある施設周辺の災害対策については、米軍との協力体制による一層の予防対策を行うとともに、地域における啓発活動や防災活動を推進します。

##### ③原子力艦船に対する安全対策

- ホワイトビーチ周辺においては、原子力艦船などの入港に起因した放射能漏れ事故への不安要因を抱えており、関係機関と連携を密に原子力艦船などの入港時における放射能モニタリングの強化を促進するとともに、緊急連絡体制の強化を図ります。

#### (5) 防災・防犯体制の構築

- 災害時に地域での組織的な活動に取組めるよう、自主防災組織の設立や自治会などのコミュニティ組織やボランティア組織の設立・活動支援を行います。
- 要配慮者や来訪者の避難などが適切に実施可能となるように、地域や関係機関と協力し、情報の共有化や伝達体制の強化を図ります。
- 市域を超えた広域的な連携が可能となるよう、協力体制の構築を推進します。
- 地域における犯罪を未然に防ぐ環境が形成できるよう、警察や地域、関係機関や民間団体と協働でコミュニティ組織における防犯活動を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラなどの整備により、地域防犯力の向上を推進します。

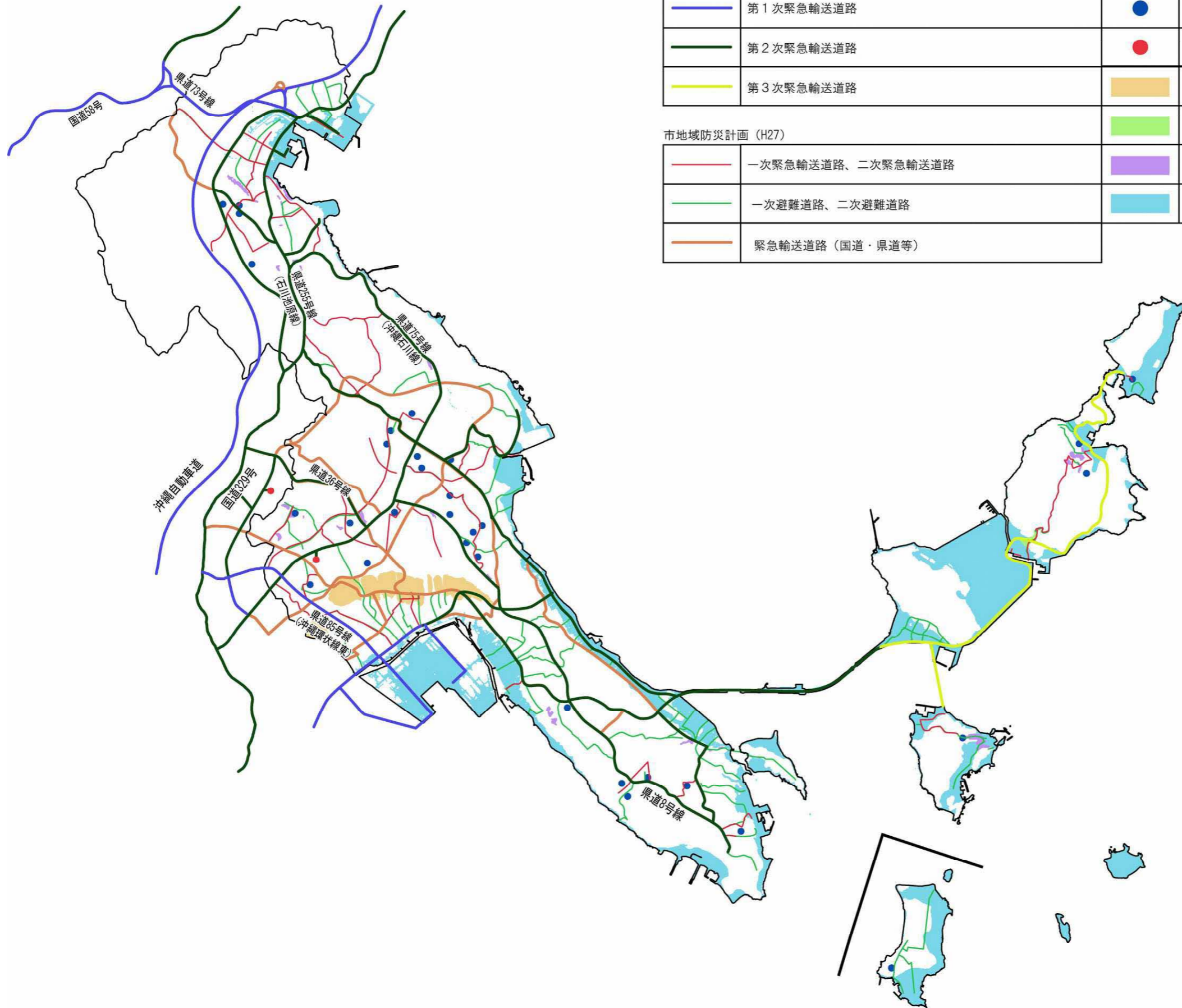


うるま市防災アプリ  
(防災情報伝達システム)  
出典：うるま市HP

#### (6) 復興まちづくりの事前準備

- 災害発生後、迅速かつ着実に復興できるよう、復興の方針や進め方など、復興に向けたまちづくりに関することを平常時から市民・事業者・行政で共有するために、復興事前準備に係る計画の策定を検討します。
- 復興事前準備の取組みを通して市民・事業者・行政が危機認識を共有し、まちの将来像の合意形成を図ることによって、防災まちづくりにつなげていきます。

図：安全・安心まちづくり方針図



県緊急輸送道路ネットワーク計画 (H31)

	第1次緊急輸送道路		広域避難場所
	第2次緊急輸送道路		災害医療拠点
	第3次緊急輸送道路		土砂災害警戒区域等（地すべり）

市地域防災計画 (H27)

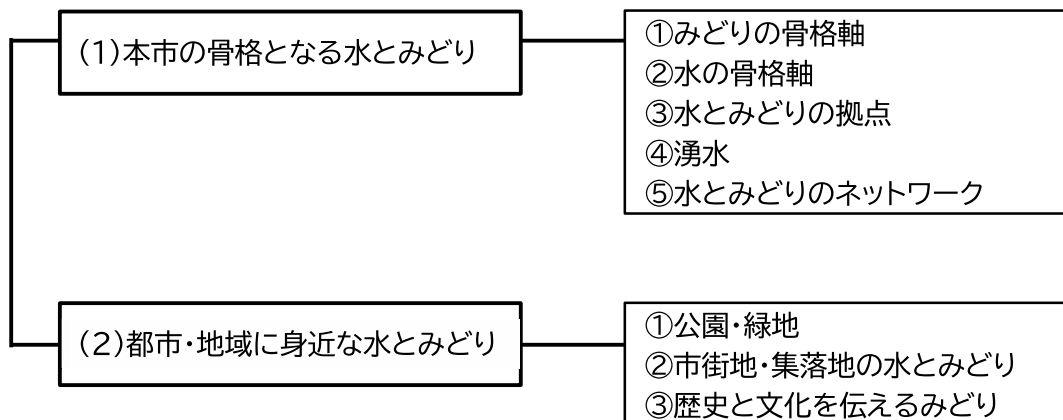
	一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路		土砂災害警戒区域等（土石流）
	一次避難道路、二次避難道路		土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）
	緊急輸送道路（国道・県道等）		津波・高潮災害危険箇所

## 3-6. 水とみどりの整備

### 1. 基本的な考え方

- 本市は、豊かで長い海岸線や河川、豊富な湧水とその周辺を取り巻くみどりという自然環境に恵まれています。これら本市の骨格となるみどり、世界遺産勝連城跡に代表される歴史文化資源や農村風景や屋敷林（集落の緑地）などの水とみどりは、本市の個性を表す貴重な資源として守るとともに、観光、レクリエーションの空間として活用を図ります。
- 市街地と一体となった道路、公園などのまとまったみどりの空間、住宅地の生垣や民有地の緑地など、市街地空間の水とみどりは、まちに潤いを与え、都市の質的向上をもたらす資源として、地域や関係機関と連携しながらつくり、育てます。
- 自然環境が持つ多様な機能を活用し、生活の質の向上や安全・安心で持続可能な都市づくり・地域づくりを目指すグリーンインフラに関する取組みを推進します。
- 水とみどりを守り、活用し、つくり、育てていくとともに、持続可能な都市づくりに向けて、公民連携による取組みや地域住民との協働によるまちづくりを進めます。

#### <計画の体系>



## 2. 水とみどりの整備方針

### (1) 本市の骨格となる水とみどり

#### ①みどりの骨格軸

- 石川岳一帯などのまとまった緑地が形成されている地区においては、市街地を囲む本市の骨格となる自然環境として保全しつつ、市民や来訪者の憩い・交流の場、観光・レクリエーションの拠点として一体的な整備を推進します。
- 丘陵地及び斜面地といった、市街地に近接する地域の特徴ある緑地の維持保全を図るため、必要に応じて風致地区や緑地保全地域の指定などを検討します。



緑の軸-石原高原展望台からの緑

#### ②水の骨格軸

##### <海岸・海浜>

- 金武湾や中城湾に面した海岸線については、良好な自然環境や生態系があるため、海岸保全区域の良好な維持管理、海岸、海浜の周辺地域と調和した利用を促進します。
- 市民や来訪者の憩いの場、交流の場、自然体験の場及び観光・レクリエーションの場などとして、海岸・海浜の利活用を促進します。
- 海中道路や津堅島など、海洋レジャーに適した海浜を積極的に活用し、賑わいの創出を図ります。
- 高潮や浸食の危険のある海岸線については海岸の持つ特徴を生かしつつ、海岸保全を推進します。
- 海岸線沿いに指定されている保安林は、防風林や潮害防止などの防災機能として、また自然景観機能や生態系の確保のために、その管理と保全を推進します。



宮城島の海岸地域



海中 SUP（海中道路）  
出典：うるま市観光物産協会 HP

##### <河川>

- 2級河川天願川や2級河川石川川の河川については、県と連携しながら生態系に配慮した親水性の高い多自然型の川づくりや、市民が交流するレクリエーションの場としての整備を検討します。
- 準用河川、普通河川の維持管理、治水機能の強化及び周辺の水とみどりの保全を推進します。
- 赤土や家庭から排出される汚濁水の公共水域への流入を抑制するため、県や関係機関と連携を深め、パトロールや原因者への指導、市民への啓発などを通し、自然環境の保全を推進します。



- きれいな水環境の保全・回復を図るため、地域住民と協働による環境美化活動を支援します。

### ③水とみどりの拠点

- 石川岳周辺の自然交流の場、世界遺産勝連城跡周辺地区、島しょ地域を中心に広がる海洋性リゾート地域については、憩い、賑わい、交流などの空間として、豊かな水とみどりの環境（自然）と調和した整備を進めます。

### ④湧水

- 主要な湧水については、水資源とともに歴史文化や親水性のある地域の憩いの場となる地域資源として地域による環境整備や維持・保全を支援します。

### ⑤水とみどりのネットワーク

- 市街地内の街路樹や都市公園と、水とみどりの骨格軸や拠点を結ぶことで、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

## (2) 都市・地域に身近な水とみどり

### ①公園・緑地

- 市民の憩いの場や防災機能を有した良好な都市環境を確保するため、「うるま市みどりの基本計画」「うるま市公園整備プログラム」などにに基づき、公園・緑地の整備、再配置、一部廃止、集約化及び機能更新を進めます。
- 行政区に公園がない地区については、身近な遊び場や災害時の一時避難場所確保のため「うるま市公園整備プログラム」に基づき整備の検討を進めます。
- 質の高い多極連携・集約型都市の形成や公共施設のマネジメントの観点に基づき、既存公園の適正な維持管理や長寿命化とともに、各施設の複合的な機能の利用により、公園が有する機能の確保、向上に努めます。
- 「うるま市地域防災計画」において、広域避難場所として位置付けられている公園の防災機能拡充及び、防災上必要と認められる公園の一時避難場所指定について、関連部署と連携して検討します。
- 公園・緑地の維持管理やみどりとオープンスペースの多機能性を最大限に引き出すため、地域や企業と連携した里親制度、Park-PFI<sup>37</sup>制度をはじめとした公民連携の取組みを推進します。
- ヌーリ川公園、石川市民の森公園をはじめとする都市公園について、地域特性に合った公民連携の手法を用い、水とみどりが調和した整備を検討します。



石川運動広場  
(公民連携による都市公園の活用)

37 Park-PFI 制度: 公募設置管理制度(Park-PFI)(都市公園法)  
都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定することで、民間資金等を活用した公園利用者の利便の向上や公園管理者の財政負担の軽減を図ることができる

### ②市街地・集落地の水とみどり

- 都市や地域の魅力を高めていくため、地域住民と協働し、住宅地や公共施設周辺の緑化を誘導します。
- 島しょ地域における良好な景観を有する緑豊かな集落地については、「うるま市景観計画」をはじめ、各種法制度を活用し、集落環境の保全とともに、地域の活性化に向けた取組みを進めます。
- 公共建築物や大規模な事業所などでは、積極的な敷地内緑化を進めます。また、主要な幹線道路沿道においては、都市景観の創出やまちなかの回遊性の創出と連携し、街路樹などの整備を推進します。



みどり豊かな集落



高江洲中学校の壁面緑化

### ③歴史と文化を伝えるみどり

- グスクや拝所などの、歴史文化遺産と一体となり古くから大切にされてきた緑地の保全・整備を推進します。
- 世界遺産勝連城跡周辺地区においては勝連城跡周辺整備事業により、市民や来訪者の交流・観光の拠点としての活用及び世界遺産として魅力ある整備を推進します。
- 文化的に価値の高い地区においては、策定予定の「うるま市文化財保存活用地域計画」に基づき、歴史・文化資源としての保全・活用を検討します。

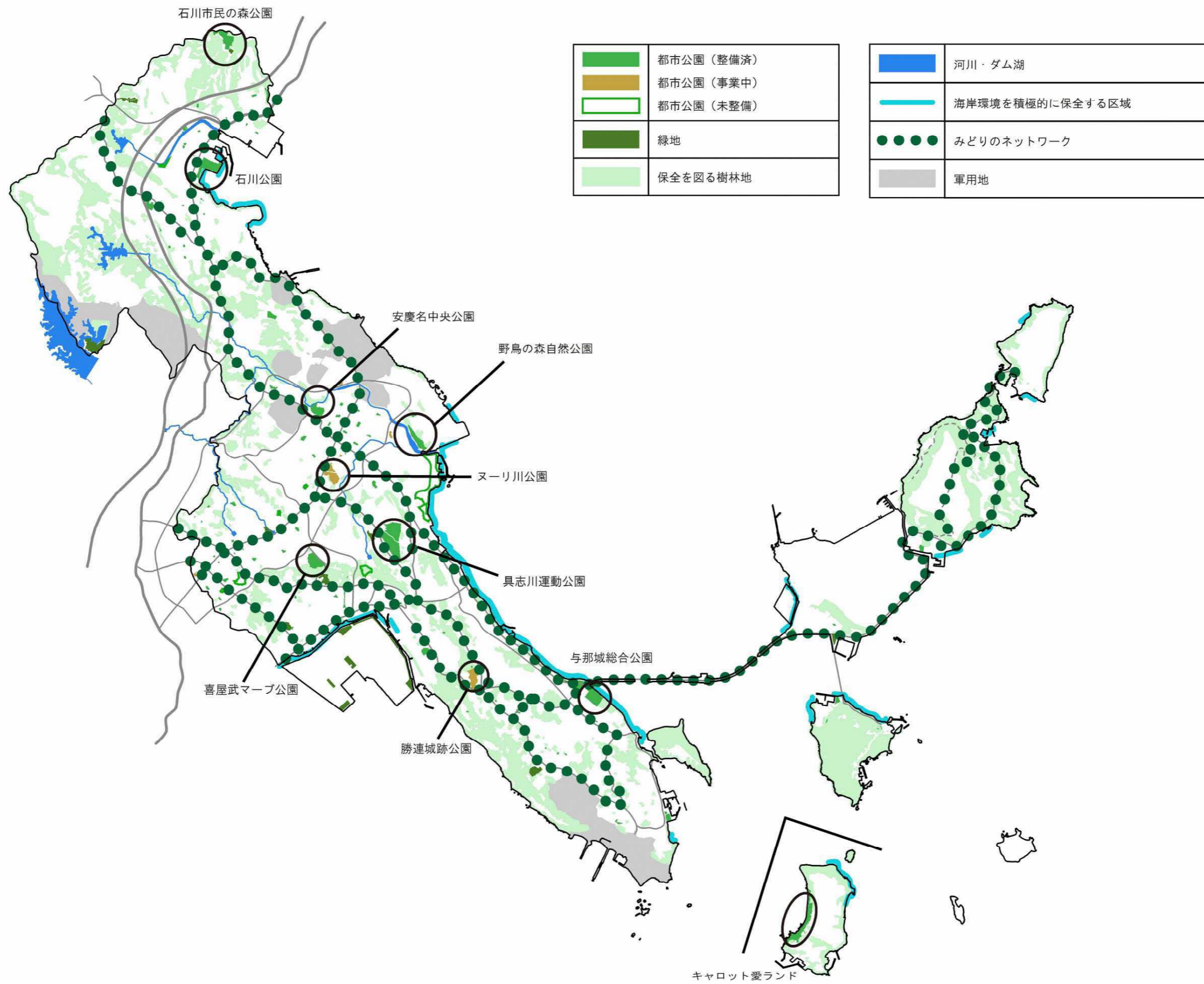


東の御嶽（しぬぐ堂）-浜比嘉島  
出典：うるま市観光物産協会 HP



勝連城跡公園イメージ  
出典：うるま市勝連城周辺整備事業（第三次改訂版）

図：水とみどりの整備方針図

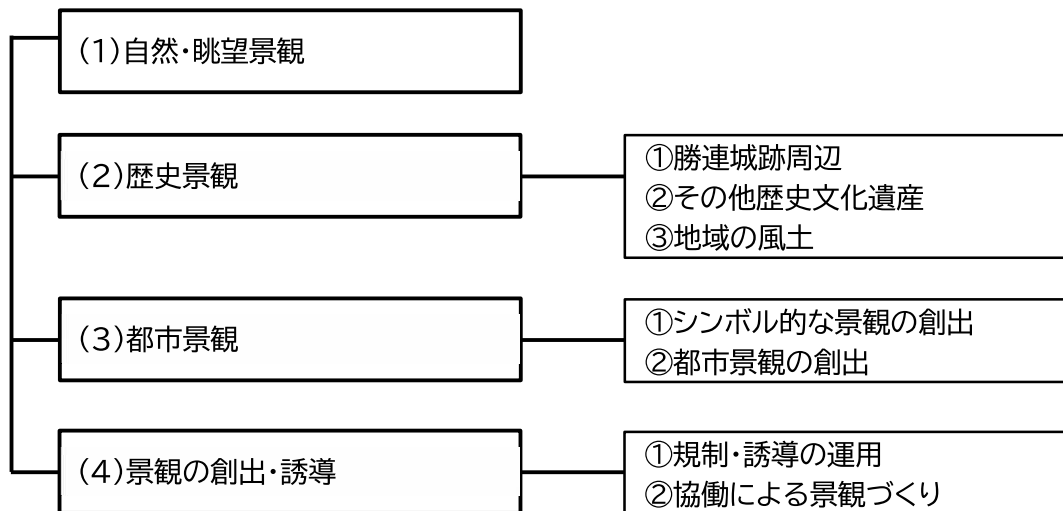


### 3-7. 都市景観づくり

#### 1. 基本的な考え方

- 「うるま市景観計画」に則り、個性豊かな地域固有の自然、歴史や伝統文化、人々の暮らしによって生み出される多彩で特色ある美しい景観を次世代に引き継ぐ取組みを推進します。
- 景観づくりにあたっては、本市の貴重な資源として認識する（きづく）とともに、共有し、住民や事業者、行政の協働により、まもり、つくり、そだて、いかす取組みを推進します。

<計画の体系>



## 2. 都市景観づくりの方針

### (1) 自然・眺望景観

- 本市の持つ美しい海と海岸線、地域にまともって残る緑地や農地など、豊かな自然が織りなす景観の保全を推進します。
- 世界遺産勝連城跡から臨む360°の大パノラマや海中道路からの美しい眺め、石川高原展望台、屋慶名展望台、野鳥の森自然公園展望台、シヌグ堂などの高台からの海への眺め、山並みの眺めなど、美しく多彩な眺望を保全します。
- 県内最大の干潟の面積と海岸線の長さを有する海岸景観とそこで生活する人々の暮らしを記録し、その歴史文化遺産の来歴や経緯などを市民・関係者と共有し、その保全、活用に向けて、協働による取組みを促進します。



浜比嘉島（自然景観）



世界遺産勝連城跡（眺望景観）  
出典：うるま市観光物産協会 HP

### (2) 歴史景観

#### ① 世界遺産勝連城跡周辺

- 世界遺産勝連城跡及びその周辺においては、景観地区の指定、勝連城跡周辺整備事業に基づき、歴史文化、自然を感じる空間づくりに加え、交流や賑わいを創出する拠点として、まちづくりと連携した文化・観光の振興に資する景観づくりを推進します。
- 地域の魅力や価値をさらに高めていくため、各種法制度と連携のもと、建築物の制限、土石の採取などを制限する環境保全地区の検討や、地域振興・観光拠点形成に向けた公民連携の活用及び無電柱化の取組みを検討します。



世界遺産勝連城跡



勝連南風原景観地区  
(建築物・工作物に景観形成基準を指定)

## ②その他歴史文化遺産

- 各地域に残る城跡やグスク、御嶽、拝所、村ガー、石垣、屋敷林、昔ながらの生活の佇まいを残す集落など、市内に豊富に存在する歴史・文化的資源を大切に守る取組みを推進します。
- 具志川・照間の中のイグサ（ピーグ）田や兼箇段のキク畑などの特徴的な農業景観、島しょ地域に分布する史跡をはじめ、本市の歴史や文化を次世代に継承するため、それらの魅力を記録し、歴史文化遺産の来歴や経緯などを市民、関係者と共有するとともに、その保全、活用に向けて、協働による取組みを促進します。
- 地域特性を生かした歴史・文化景観の検討にあたっては、地域との協働による取組みのもと、地域の活性化や観光振興など、まちづくりと一体となった取組みを進めます。

## ③地域の風土

- 無形民俗文化財のウスデークやエイサー、獅子舞、闘牛などの景色も景観の一つであり、地域のまちづくりの大切な要素として景観づくりを推進します。
- 地域の文化遺産については記録・保全に努め、地域の民俗芸能とその来歴を後世へ伝え、地域の風土と景観づくりを進めます。



エイサー

## (3) 都市景観

### ①シンボリックな景観の創出

- 本市の個性や魅力を高めるシンボリックな景観として世界遺産勝連城跡、海中道路及びあやはし館周辺をシンボル景観拠点として位置付け、引き続き魅力的な景観づくりを推進します。
- 人々の動線となる道路は本市を印象づける「顔」となるため、良好な自然景観、歴史・文化景観、眺望景観といったうるまらしい景観を演出するネットワークとして景観整備を行います。
- 大規模な公共施設をはじめ、地域のシンボルとなる施設の整備にあたっては、景観に配慮したデザインの誘導を進めます。



シンボル軸となる海中道路



シンボルとなる施設（うるま市役所）

## ②都市景観の創出

- 石川地域の山並みや金武湾を囲む稜線といった特有の地形や、具志川・照間の間のイグサ（ビーグ）田といったのどかな農業景観、地域固有の歴史文化、安慶名土地区画整理事業を始めとする新しいまちづくりの動向など、多彩な地域特性を尊重した景観づくりを推進します。
- 中心拠点、副拠点をはじめ、本市及び地域の拠点となる地区周辺においては、都市の質的向上や回遊性の創出など、都市の魅力を高めるため、景観計画や地区計画などの制度を活用し、各拠点・地域に適した都市景観を創出します。
- 住宅地や商業地においては壁面や屋上の緑化、街路樹や花壇の整備を行い、緑豊かでうるおいのある景観形成を行います。



具志川のイグサ（ビーグ）田

## （4）景観の創出・誘導

### ①規制・誘導の運用

- 地域の特性に合わせ「うるま市景観計画」に基づいた景観地区の指定や景観づくりの基準の運用により、周辺と調和した適正な景観の保全整備を行います。
- 「うるま市景観計画」において重点地区の候補とされている地区についても、地域住民との対話を行いながら合意形成に向け取り組みます。
- 事業者などが建築や開発行為などを行う際に基準内容に関する理解を促すため、「うるま市景観計画ガイドライン」を積極的に活用します。
- 地域の特性や土地利用方針と連携し、「うるま市景観計画」の規制・誘導の見直しを適切に行います。

### うるま市 勝連南風原 景観地区まちづくり計画 勝連南風原地区の景観形成ガイドライン

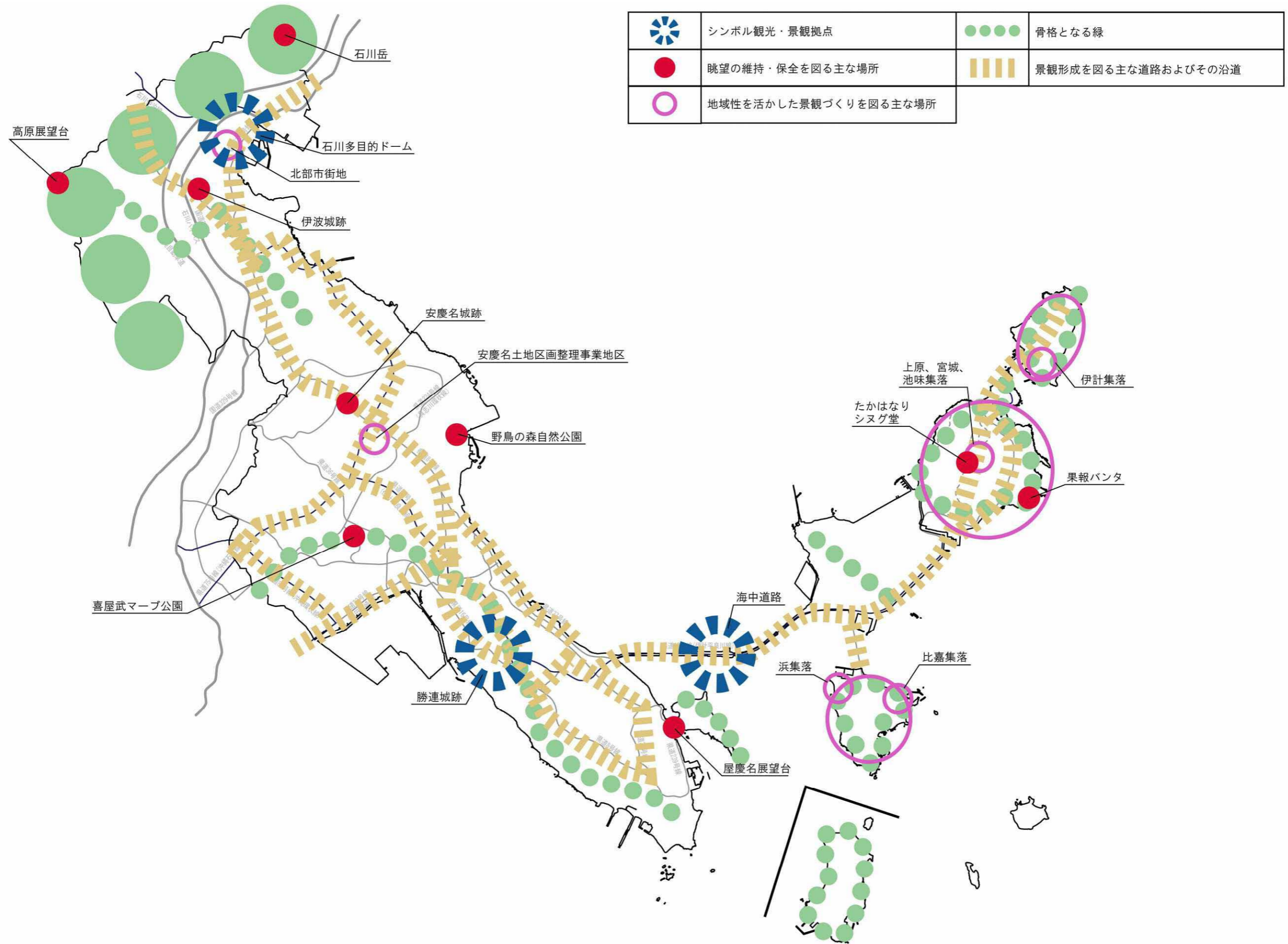


景観地区まちづくり計画  
(景観法に基づき定められた景観  
まちづくりの基準となる計画)

### ②協働による景観づくり

- 緑化促進・普及活動の実施、景観賞の開催など景観に関する広報活動を通じ、市民・行政・事業者・NPOといった各主体の意識醸成、担い手の育成取組を推進します。
- 市民・行政・事業者それぞれが景観形成に対する認識を高め、相互の役割を理解することで、三者一体となって相互連携・協働による計画的かつ実行的な景観づくりを推進します。

図：都市景観づくり方針





---

# 第 4 章

---

## 地域別方針

---

4-1. 地域別方針の概要

4-2. 地域別方針

○北部東地域

○北部西地域

○中部北地域

○中部南地域

○南部臨海地域

○東部地域

○島しょ地域

---

## 4-1. 地域別方針の概要

### 1. 地域別方針

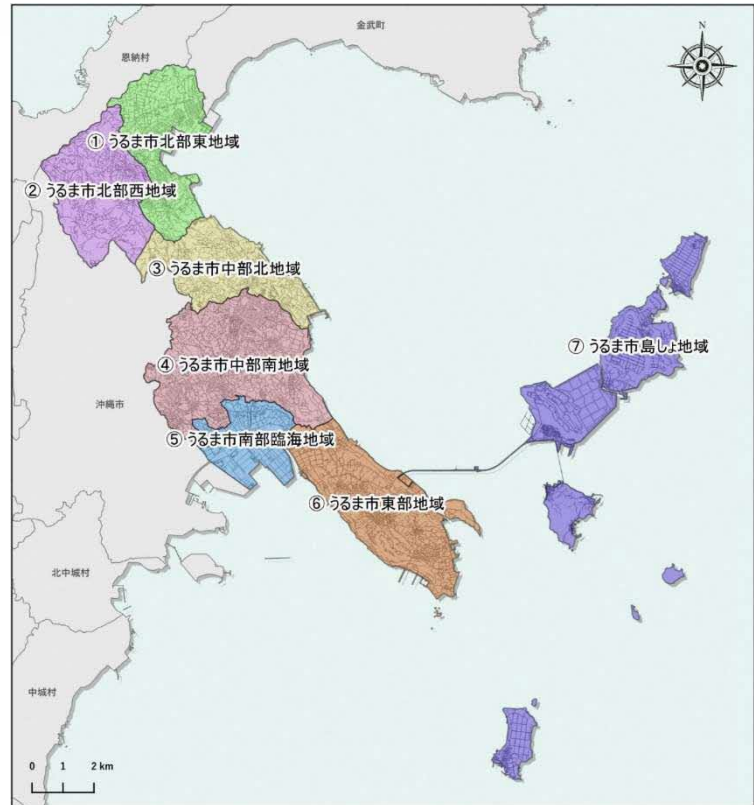
#### (1) 地域別方針の位置づけ

全体構想で示した市全体の都市づくりの目標を踏まえた地域単位のまちづくりの方針を示すため、地域ごとの特性や課題に応じた将来像や分野別方針を設定します。

#### (2) 地域区分

地域区分は、国土利用計画と整合を図り、地域の成り立ちや社会的、経済的、文化的諸条件、身近な生活圏における観点から、計7つの地域区分とします。

<地域区分図>



#### (3) 地域別方針の構成

地域別方針の構成は、以下に示す通りです。

<地域別方針の構成>

##### (1) 地域の現況と課題

###### ① 現況と役割

地域ごとの現況（人口、土地利用、道路・交通等）や地域住民の意向、全体構想で設定した都市づくりの目標や分野別方針を踏まえた特性を整理します。

###### ② 地域づくりの主要課題

現況と役割等を踏まえ、地域におけるまちづくりの主要課題を整理します。

##### (2) 地域づくりの方針

###### ① 将来地域像と基本方針

地域の現況と課題を踏まえ、目指すべき地域将来像及び地域まちづくりの基本方針を設定します。

###### ② 地域分野別方針

地域将来像と基本方針を実現するにあたって、分野別方針を設定します。

## 4-2. 地域別方針

### 1. 北部東地域

#### (1) 地域の現況と課題

##### ① 現況と役割

##### ■ 地域の現況

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年(2020年)の人口は18,406人で、平成12年(2000年)の16,803人と比べ微増。将来人口についても増加傾向</li> <li>令和2年(2020年)の高齢化率は22.8%</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービス機能や生活サービス機能及び石川体育館など様々な都市機能が市街地(用途地域内)を中心に集積</li> <li>地域人口の約9割が用途地域内に居住しており、集約型の都市が形成</li> <li>密集した既成市街地内は、狭あい道路の改善が必要</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>石川インターチェンジ、国道329号等広域交通が位置する交通の要衝</li> <li>国道329号、県道255号線(石川池原線)が縦断し、南北方向の道路ネットワークは充実する一方、恩納村等の西海岸側に抜ける幹線道路が少ない</li> <li>県道255号線(石川池原線)を軸に路線バスが走るが、市街地の端部や用途地域外は公共交通空白地域が分布</li> </ul>
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>石川岳をはじめとする緑や、金武湾の海岸線、地域を流れる石川川などの自然及びこれら自然を活用したレクリエーション機能が豊富</li> <li>市街地への津波や高潮によるハザード区域が分布</li> <li>闘牛など、沖縄を代表とする文化・歴史資源を有する</li> <li>海岸沿いに石川火力発電所が立地</li> </ul>
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然が豊か、総合的に暮らしやすい、石川の中心で人が集う など(地域の魅力)</li> <li>悪臭、赤崎一丁目交差点の渋滞、公共交通が利用しにくい など(地域の課題)</li> </ul>

##### ■ 将来の位置づけや役割

- ・本市の北の玄関口として、副拠点の役割を担う地域
- ・県道255号線(石川池原線)を都市軸として、各拠点を結び、都市機能の集積や賑わいを形成する地域
- ・石川岳周辺を中心にみどり豊かな空間と金武湾に囲まれた自然豊かな地域
- ・沖縄自動車道石川インターチェンジ、国道329号、県道255号線(石川池原線)等広域交通の要衝となり、石川インターチェンジや沿岸部において、新たな魅力(観光、交流、産業集積等)の創出を図る地域

##### ② 地域づくりの主要課題

- 沖縄自動車道石川インターチェンジや国道329号等広域交通の要衝となっているが、アクセスの優位性を生かせていない
- 赤崎一丁目交差点周辺における交通渋滞の解消
- 公共交通空白地域の解消をはじめ、誰もが副拠点へ訪れやすい公共交通体系の構築
- 豊かな自然環境を有しているが、赤土流出を抑制する等の対応

## (2) 地域づくりの方針

### ① 将来地域像と基本方針

#### < 将来地域像 >

## 豊かな自然と調和した文化を彩る集約型都市の形成

#### < 地域づくりの基本方針 >

- 本市の北の玄関口として、交通及び物流拠点の形成
- アクセス性の高さを生かした滞在型観光空間の創出及び交流人口を増進する産業集積
- 魅力的な文化、自然に彩られた都市環境・定住環境の形成
- 用途地域外における無秩序な開発抑制と市街地内への都市機能の誘導など計画的な土地利用の推進



石川の市街地



闘牛

### ② 地域分野別方針

#### ■ 土地利用・市街地整備

##### < 拠点 >

- 副拠点については、本市及び周辺都市圏における様々な都市活動やサービスの拠点として、商業・業務系機能に加え、拠点周辺の利便性に寄与する医療・福祉・行政サービスや観光交流、交通機能等の集積や連携による複合的な土地利用を推進します。

##### < 市街地及び集落地 >

- 石川市街地では、現在のメリハリある土地利用と集約型の都市構造を維持します。
- 既成市街地の住環境を改善するため、地域と連携した取組みにより、現在の魅力を生かしながら、良好な住環境を形成する手法の検討を進めます。



狭い道路が残る  
石川の昔ながらの市街地

## 第2次うるま市都市計画マスタープラン

- 赤崎の工業施設一帯は、民間事業者の連携のもと、周辺環境に配慮しつつ情報通信産業をはじめ工業系の土地利用を推進します。
- 用途地域外においては、無秩序な市街地拡大の抑制や住宅と畜舎の混在による環境の改善に向けて、特定用途制限地域、景観計画、その他各種土地利用の法令等に基づき、農地の適切な利活用や森林等の自然環境の保全及び良好な集落環境の維持を図ります。

### <主要道路沿道>

- 国道 329 号沿道は、特定用途制限地域や景観計画に基づき、周辺の環境と調和した土地利用を基本としながら、市街地の後背地である区域においては、アクセスの優位性を生かした新たな土地利用について、調査・検討します。
- 県道 255 号線（石川池原線）沿道は、商業や業務サービス施設等の立地誘導を推進します。

### <新規土地利用（プロジェクト）>

- 石川インターチェンジから、旧石川庁舎、金武湾港石川地区との一体的な市街地の再編を進めていくため、必要に応じて用途地域をはじめとする各種土地利用の見直しを検討します。
- 石川インターチェンジ周辺においては、地域のにぎわい創出を図るため、アクセス性の高さを生かした交通機能及び観光振興に資する機能などを有する交流拠点として公民連携による整備を検討します。また、石川多目的ドーム周辺は、石川運動広場等と連携しみどり豊かな観光交流拠点に向けた整備を検討します。
- 旧石川庁舎周辺においては、石川インターチェンジや金武湾港石川地区の近接性を生かし、交流人口拡大の拠点として滞在型観光空間の創出や、交通結節点の整備を含めた新たな産業集積地としての活用について、周辺地区と連携し一体的な整備検討を進めます。



旧石川庁舎周辺地区  
（新たな産業集積地としての活用  
検討）



石川多目的ドーム（闘牛場）と  
それに隣接する石川運動広場  
（公民連携による都市公園の活用）  
出典：うるま市観光物産協会 HP

### <農地及びその他自然地>

- 遊休農地が点在する東恩納周辺においては、計画的な住環境整備を含め様々な土地利用の可能性について検討します。

## ■道路・交通

### <公共交通>

- 沖縄本島北部圏域の都市間を結ぶ基幹交通と、他地域を結ぶ支線バス、地域内を循環するコミュニティ交通（コミュニティバス、乗合タクシー）が連携し、誰もが安心・安全に移動できる公共交通ネットワークの構築を進めます。

- 公共交通空白地域等においては、コミュニティバスなどの新たな交通システムを検討します。
- 石川多目的ドーム、石川インターチェンジ周辺、旧石川庁舎周辺及び観光の拠点となる施設や地区周辺においては、シームレスな乗り換え環境の構築や、人の移動の起点となる玄関口としての発展を見据え、交流機能及びパークアンドバスライド等の交通結節点の整備及び機能の拡充を進めます。



てだこ浦西駅パークアンドライド  
駐車場（出典：沖縄県 HP）

パークアンドライドとは、自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、自動車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して目的地に行く方法

#### <道路：各種幹線道路>

- 都市及び地域内の円滑な交通を確保するため、幹線道路の整備・改善及び新たな路線の検討を進めます。
- 広域交通ネットワークが交わる赤崎一丁目交差点では、交通渋滞を解消するため石川インターチェンジと石川西線を結ぶ（仮称）石川 IC 線の検討を進めます。
- 石川 55 号線については、通過交通量が多く、住宅の建設が進んでいることから、歩行者の安全確保と事故防止対策を推進します。

#### <道路：生活道路>

- 既成市街地においては地区内の道路幅員が狭いため、主要な生活道路の拡幅などを検討し、道路環境の改善を図ります。

#### <歩行者ネットワーク>

- 市街地では、歩いて楽しいまちづくりの創出に向けて、都市の魅力や回遊性を高める歩行者ネットワークの形成や、歩道空間の活用に向けた取組みを進めます。

### ■安全・安心まちづくり

#### <水害・土砂災害等>

- 津波や大雨による浸水が発生する恐れのある海岸部、河川沿いの地域においては、関係機関と連携し海岸保全施設の整備点検や避難体制及び避難経路の構築を進めます。

#### <安全・安心なまち>

- 既成市街地においては、狭い道路や行き止まり道路の改善やオープンスペースの設置などにより、災害時の安全性の向上に努めます。

### ■水とみどり

#### <水辺空間>

- 金武湾に面した海岸線は、良好な自然環境や生態系があるため、海岸保全区域の良好な維持管理、海岸、海浜の周辺地域と調和した利用を促進します。
- 地域内を流れる石川川については、河川沿いの遊歩道の整備や周辺環境と調和した樹木等を植樹することにより、豊かな親水空間を形成し市民の憩いの場となるよう努めます。

## 第2次うるま市都市計画マスタープラン

- 未開発の自然が残る東恩納の山田川とその周辺については、自然のままで維持・保全ができるよう検討します。
- 石川公園、石川ビーチから東恩納にかけての海岸沿いは、海辺に親しめる空間として自然環境の保全とともに、訪れる人々が憩い・楽しめる魅力的な空間として自然と調和した活用を図ります。



石川ビーチ

### <みどりの空間・公園>

- 石川市民の森公園や石川青少年の家は、市民や来訪者が気軽に豊かな自然環境に親しめるよう、敷地内の適切な維持管理や安全対策の充実、施設の改善により利便性の向上に努めます。
- 石川公園は、周辺のまちづくりと連携し、市民の憩いの場及び新たな賑わいを創出する空間として、再整備を検討します。
- 石川市民の森公園等は、公園の質的向上や維持管理等のマネジメントを推進するため、Park-PFI 等公民連携に向けた検討を進めます。



Park-PFI を活用した公園  
(他都市事例)  
(公園内に民間が運営するカフェ  
等を設置)

## ■都市景観づくり

### <自然景観>

- 石川岳などの高台から望む周辺のみどりとコンパクトにまとまった市街地、美しい金武湾、沖合いの島しょ地域の良好な眺望の保全に努めます。
- 石川川沿いのマングローブや丘陵地及び斜面地の緑地は、都市に身近な自然景観として、地域や関係機関の協力のもと維持・保全に努めます。



石川の丘陵の緑

### <歴史景観>

- 石川部落事務所、沖縄諮詢会堂跡については、地域の歴史を伝える資源として、保全に努めます。

### <都市景観>

- 古くに形成された碁盤目状の街路と敷地内の緑地による良好な市街地景観について、地域の協力のもと維持・保全に努めます。
- イPPER通りや南栄通り、モクマオウ並木など、美しい街路樹に彩られた沿道景観について、関係機関の協力のもと維持・保全に努めます。



うるま市石川東山イPPER通り  
出典：沖縄県環境部 HP

【北部東地域 まちづくり方針図】

**水とみ** 石川市民の森公園や石川青少年の家の敷地内の安全対策の充実や施設の改善

**水とみ** 石川市民の森公園の Park-PFI 等の検討

○市街地  
・現在の土地利用と集約型の都市構造を維持  
・良好な住環境を形成する手法の検討

○既成市街地の主要な生活道路の拡幅など、道路環境の改善

○歩行者ネットワークの形成や歩道空間の活用に向けた取組みを進める

**防** 既成市街地の狭い道路や行き止まり道路の改善

**景** 基盤目状の街路、敷地内の緑地による良好な市街地景観の維持・保全

○国道 329 号沿道及び市街地の後背地は周辺の環境と調和した土地利用を基本に、アクセスの優位性を生かした新たな土地利用の調査・検討

○県道 255 号線（石川池原線）沿道は、商業や業務サービス施設等の立地誘導を推進

**水とみ** 山田川周辺の自然環境の維持・保全

**景** 石川岳などの高台から望む眺望の保全

石川岳  
石川市民の森公園

○石川インターチェンジ周辺における観光交流拠点に向けた整備の検討

○石川インターチェンジから金武湾港石川地区：一体的な市街地再編のため、用途地域等各種土地利用の見直し

○石川インターチェンジと石川西線を結ぶ道路整備の検討

○石川多目的ドーム周辺でのシームレスな乗り換え環境の向上や、交通結節機能の整備の検討

**水とみ** 石川川における豊かな親水空間の形成

○赤崎工業施設一帯の工業系土地利用を推進

○旧石川庁舎周辺における滞在型観光空間の創出や交通結節点の整備検討

**水とみ** 石川公園の再整備検討

○石川 55 号線の歩行者の安全確保とその対策

**水とみ** 石川公園、石川ビーチから東恩納にかけての海岸沿いの自然空間の保全や活用

**防** 海岸部、河川沿いの地域の海岸保全施設の整備点検や避難体制・避難経路の構築

**水とみ** 金武湾の海岸保全区域の維持管理、周辺と調和した利用を促進

○遊休農地が点在する東恩納周辺は様々な土地利用の可能性を検討

**■地域別方針での位置づけ**

- 土地利用及び市街地整備の方針
- 道路・交通ネットワークの方針
- 都市施設・防災・水とみどり・景観の方針

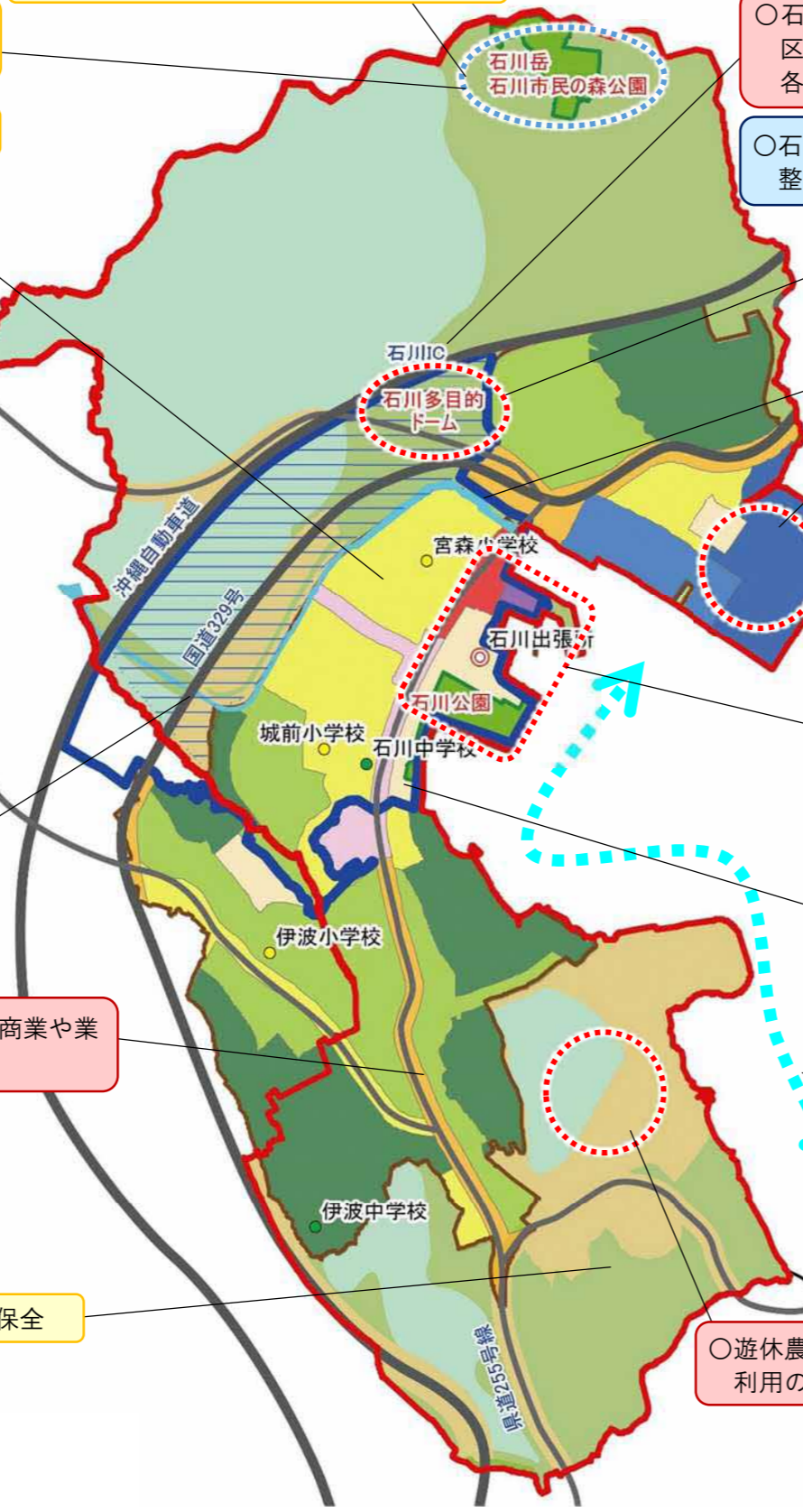
**地域全体に関する方針**

- 副拠点として商業・業務系機能に加え、医療・福祉・行政サービスや観光交流、交通機能等の集積や連携による複合的な土地利用を促進
- 用途地域外における農地の利活用、森林等の自然環境の保全及び良好な集落環境の維持
- 各種公共交通の連携による誰もが安全・快適に移動できる公共交通ネットワークの構築
- 公共交通空白地域における新たな交通システムの検討
- 景** 美しい街路樹による沿道景観の維持・保全
- 景** 石川部落事務所、沖縄諮詢会堂跡の保全

**用途区分**

	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	集落保全地
	農地
	その他自然地
	軍用地

	土地利用検討区域
	産業・物流用地
	用途地域界





## 2. 北部西地域

### (1) 地域の現況と課題

#### ① 現況と役割

##### ■ 地域の現況

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年（2020年）の人口は5,463人で、平成12年（2000年）の5,189人と比べ微増。将来人口は若干減少傾向</li> <li>令和2年（2020年）の高齢化率は24.0%</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊波小学校周辺に市街地・集落地が形成され、それ以外は用途地域外</li> <li>大部分が山林や農地などの自然的土地利用で構成</li> <li>観光資源としての豊かな自然の活用（ビオスの丘、ゴルフ場、観光リゾートホテルの開業）</li> <li>地域南側は防衛用地として利用</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>大部分が公共交通不便地域及び公共交通空白地域</li> <li>沖縄自動車道に追加インターチェンジの整備検討が進む</li> </ul>
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビオスの丘やゴルフ場といった自然を活用したレクリエーション施設が分布</li> <li>伊波城跡や鍾乳洞等の史跡、歴史的景観が現存</li> </ul>
市民アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>石川高原展望台からの眺望 など（地域の魅力）</li> <li>悪臭、高齢化が進行している、遊休農地の宅地化 など（地域の課題）</li> </ul>

##### ■ 地域の位置づけや役割

- ・ 東側の市街地と南側の防衛施設用地を除いて、ビオスの丘、ゴルフ場などの自然を生かしたレクリエーション施設が分布し、豊かな自然、優良な農地が広がる地域
- ・ 伊波城跡といったグスク、ヌチシヌジガマ（鍾乳洞）等の史跡がみどりと一体となって点在し、本地域のシンボルを形成する地域
- ・ 伊波小学校を中心に市街地・集落地を形成する地域
- ・ 沖縄自動車道に追加インターチェンジの検討が進む地域

#### ② 地域づくりの主要課題

- 美しく豊かな自然、地域で育まれた歴史文化を継承し、まちの魅力を高めること
- 地域特性と調和した豊かな居住地の形成に向けた適切な土地利用のコントロール
- 追加インターチェンジの検討とそれを活用した産業基盤の構築に向けた検討
- 本地域の大部分が公共交通不便地域であること

## (2) 地域づくりの方針

### ① 将来地域像と基本方針

#### < 将来地域像 >

豊かな自然と伊波城跡などの歴史文化が織りなす  
活力とやすらぎのあるまち

#### < 地域づくりの基本方針 >

- 豊かな自然、歴史文化と調和したうるおいある住宅地の形成
- 自然環境を活用した観光等産業誘導による地域活性化
- 地域の利便性向上を図る新たな交通システムの構築



伊波城跡



石川高原展望台

### ② 地域分野別方針

#### ■ 土地利用・市街地整備

##### < 市街地及び集落地 >

- 用途地域外においては、特定用途制限地域、景観計画、その他各種土地利用の法令等に基づき、住宅と畜舎の混在の抑制や農地の適切な利活用、森林等の自然環境の保全を図ります。

##### < 主要道路沿道 >

- 国道 329 号沿道は、特定用途制限地域や景観計画に基づき、周辺的环境と調和した土地利用を推進します。
- 県道 6 号線沿道は、近隣の生活サービスの向上を図るため、沿道利用の推進を図ります。

##### < 新規土地利用（プロジェクト） >

- 沖縄自動車道への追加インターチェンジの検討に合わせて、新たな産業基盤構築に向けた土地利用について検討します。

<農地及びその他自然地>

- 楚南地区を始め、一部遊休農地化している農地については、集約による遊休化の解消を図るなど、産業誘致等の新たな土地利用を検討します。
- 本地域西側の丘陸地は、豊かな自然、優良な農地が広がり、ビオスの丘はヤンバルの植物が繁茂する自然環境が保全され、ゴルフ場は広大な緑地が形成されていることから、民間事業者の連携のもと、適切なみどりの維持・保全に努めます。



ビオスの丘



ビオスの丘  
出典：うるま市観光物産協会 HP

■道路・交通

<公共交通>

- 地域の大部分が公共交通不便地域であることから、コミュニティ交通（コミュニティバス、乗合タクシー）など、利用者ニーズや地域特性に応じた新たな交通システムを検討します。

<道路：各種幹線道路>

- 人流や物流の促進による地域の活性化の推進や沖縄北インターチェンジの混雑解消のため（仮称）うるまインターチェンジの追加を検討します。

<道路：生活道路>

- 集落内の生活道路ネットワークについては、特に狭あい部の危険度・優先度を勘案しながら計画的に整備し、道路環境の改善に努めます。
- 楚南地区においては、新たな土地利用への取組み状況を踏まえ、沖縄市や嘉手納町方面へアクセスすることができる道路の可能性について検討します。

## ■安全・安心まちづくり

### <水害・土砂災害等>

- 土砂災害警戒区域に指定される伊波城跡周辺の斜面地等においては、地域特有の景観や環境に配慮しつつ、安全対策を促進します。

## ■水とみどり

### <みどりの空間・公園>

- みどり豊かで眺望が良い伊波城跡や石川高原展望台は、多くの人々が気軽に訪れることができるよう、公園としての整備検討や適切な保全・管理を行います。
- 本地域西側のビオスの丘を中心とした地区は、観光リゾートホテルも開業し、交流人口の拡大が期待されることから、自然環境を活用した観光等産業誘導を図ります。
- 山城ウブガーのガジュマルなど、文化財と一体となった樹木の保存を検討します。

## ■都市景観づくり

### <自然景観>

- 丘陵地及び斜面地の緑地など、まとまった緑地空間は地域の貴重な自然景観として地域住民や関係機関の協力のもと維持・保全に努めます。

### <歴史景観>

- 伊波城跡と周辺一帯の緑地は、歴史と自然の景観を感じられる空間としてその保全を図るとともに、地域振興の資源として活用します。

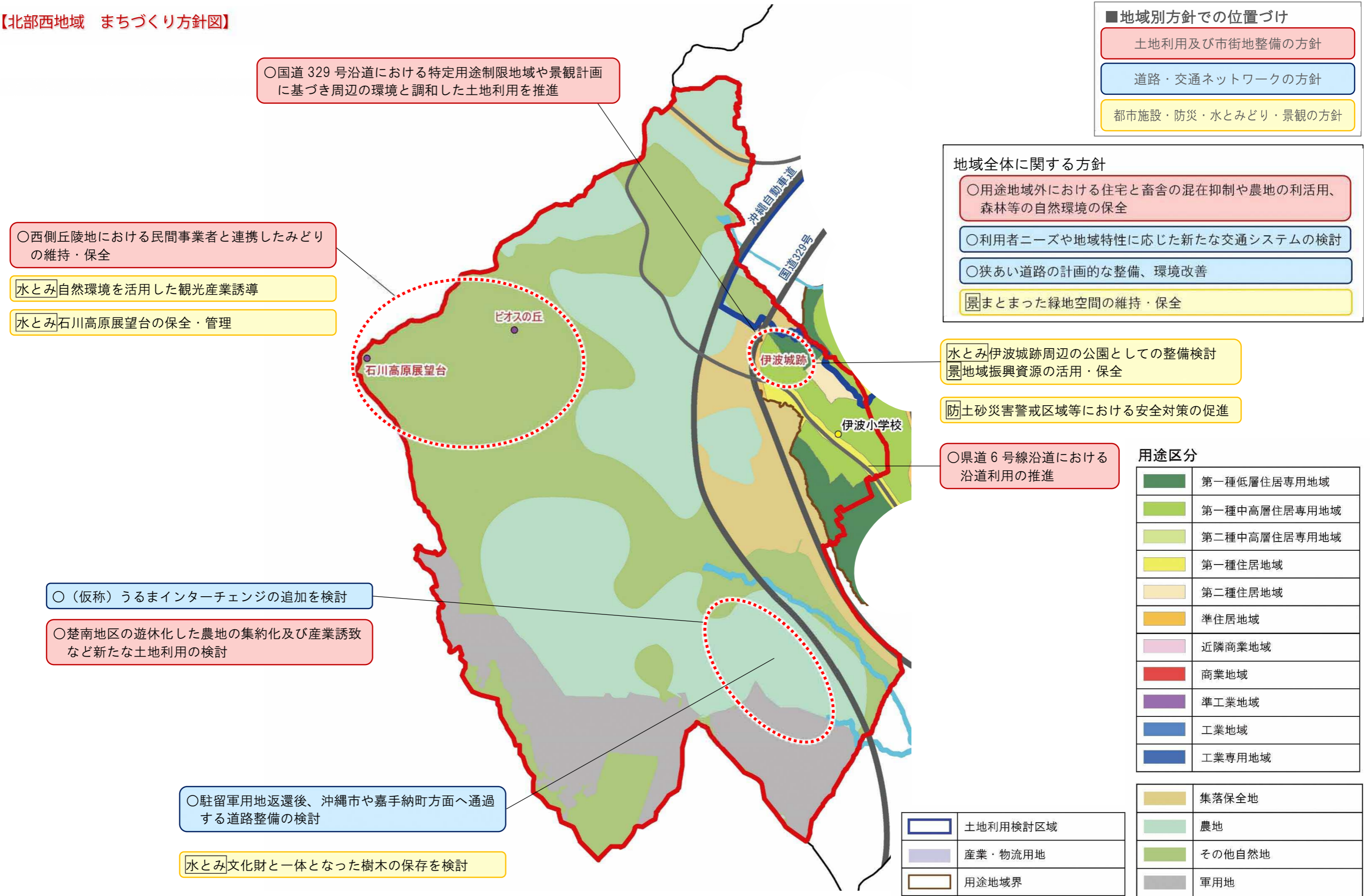


伊波城跡からの眺望



ヌチシヌジガマ（鍾乳洞）  
（CAVEOKINAWA）  
出典：うるま市観光物産協会 HP

【北部西地域 まちづくり方針図】



○国道 329 号沿道における特定用途制限地域や景観計画に基づき周辺の環境と調和した土地利用を推進

○西側丘陵地における民間事業者と連携したみどりの維持・保全

水とみ 自然環境を活用した観光産業誘導

水とみ 石川高原展望台の保全・管理

○（仮称）うるまインターチェンジの追加を検討

○楚南地区の遊休化した農地の集約化及び産業誘致など新たな土地利用の検討

○駐留軍用地返還後、沖縄市や嘉手納町方面へ通過する道路整備の検討

水とみ 文化財と一体となった樹木の保存を検討

- 地域別方針での位置づけ
- 土地利用及び市街地整備の方針
  - 道路・交通ネットワークの方針
  - 都市施設・防災・水とみどり・景観の方針

- 地域全体に関する方針
- 用途地域外における住宅と畜舎の混在抑制や農地の利活用、森林等の自然環境の保全
  - 利用者ニーズや地域特性に応じた新たな交通システムの検討
  - 狭あい道路の計画的な整備、環境改善
  - 景まとまった緑地空間の維持・保全

水とみ 伊波城跡周辺の公園としての整備検討  
景 地域振興資源の活用・保全

防土砂災害警戒区域等における安全対策の促進

○県道 6 号線沿道における沿道利用の推進

用途区分

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

土地利用検討区域
産業・物流用地
用途地域界

集落保全地
農地
その他自然地
軍用地

### 3. 中部北地域

#### (1) 地域の現況と課題

##### ① 現況と役割

##### ■ 地域の現況

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年（2020年）の人口は8,975人で、平成12年（2000年）の7,958人と比べ増加傾向。将来人口は減少傾向</li> <li>令和2年（2020年）の高齢化率は27.9%</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>全域が用途地域外</li> <li>大部分を自然的土地利用が占め、その中に住宅、集落が点在</li> <li>海岸沿い及び中央部、東部、南部を防衛用地として利用</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道8号線（栄野比具志川線）を軸に路線バスが通るが、その沿道以外については公共交通不便地域もしくは公共交通空白地域</li> <li>集落周辺には生活利便施設の集積は無いことから、高齢者等の買い物弱者の発生が想定される</li> </ul>
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな緑地や宇堅ビーチといった自然環境に囲まれた地域</li> <li>海岸沿いに具志川火力発電所が立地</li> </ul>
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>水とみどりに触れ合える環境がある、具志川環状線の開通、昆布公園、宇堅ビーチ など（地域の魅力）</li> <li>遊休農地の解消、下水道の整備、公共交通が不便、ゴミの不法投棄など（地域の課題）</li> </ul>

##### ■ 地域の位置づけや役割

- 豊かな緑地や天願川、宇堅ビーチなど魅力ある豊かな自然景観を有する地域
- 用途地域の指定がなく、自然と共存した集落が分布する地域
- 公民館と隣接した公園の活用により、地域コミュニティの強化が図れている地域

##### ② 地域づくりの主要課題

- 県道75号線（沖縄石川線）沿道及びその周辺の集落においては、各拠点と繋ぐ公共交通が脆弱
- 自然景観と調和した豊かな居住地の形成に向けた適切な土地利用のコントロールが重要

## (2) 地域づくりの方針

### ① 将来地域像と基本方針

#### < 将来地域像 >

人と風土がつくるやすらぎとふれあいのまち

#### < 地域づくりの基本方針 >

- 日常生活が快適に過ごせるコミュニティ（生活圏）の形成
- 豊かな自然景観と調和した住環境の形成
- 公共交通空白地域等における新たな交通システムの構築



宇堅ビーチ



県道8号線（栄野比具志川線）の市街地

### ② 地域分野別方針

#### ■ 土地利用・市街地整備

##### < 市街地及び集落地 >

- 公民館及び隣接する公園を有効活用することで、地域住民の交流による賑わいの創出及び住みよさの向上を図ります。

##### < 主要道路沿道 >

- 県道8号線（栄野比具志川線）及び県道75号線（沖縄石川線）沿道地区においては、適正な市街地の形成に向け、特定用途制限地域やその他法規制との整合を図り、ゆとりある良好な住環境の維持・形成に努めます。

##### < 新規土地利用（プロジェクト） >

- 昆布地域の工場適地に指定されている地区については、周辺環境と調和を図りつつ、需要に応じた計画的な土地利用転換を図ります。

##### < 農地及びその他自然地 >

- 遊休農地が増加している地区では、農業施策の展開により遊休化した農地の集約・解消に努めることで、良好な自然的土地利用の保全・再生・活用を図ります。

## ■道路・交通

### <公共交通>

- 公共交通空白地域となっている昆布、天願、宇堅においては、利用者ニーズや地域特性に応じて、支線バスを補完するコミュニティ交通（コミュニティバス、乗合タクシー）など、新たな交通システムを検討します。

### <道路：各種幹線道路・生活道路>

- 都市及び地域内の円滑な交通を確保するため、幹線道路の整備・改善及び新たな路線の検討を進めます。
- 県道8号線（栄野比具志川線）は、児童の通学の安全確保のため、歩行空間の改善を促進します。
- 集落内の生活道路ネットワークについては、特に狭あい部の危険度・優先度を勘案しながら計画的に整備し、道路環境の改善に努めます。

## ■都市施設整備

- 公共下水道計画区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置に関して補助制度により支援し、設置促進に取り組めます。

## ■安全・安心まちづくり

### <水害・土砂災害等>

- 大雨時に氾濫が発生している天願川については、沖縄県や流域関係者等と連携して総合的な流域治水対策を推進し、治水能力の向上と浸水被害の軽減を図ります。

## ■水とみどり

### <水辺空間>

- 宇堅ビーチ等については、観光の振興、市民の自然とのふれあいやレクリエーションの場として、自然環境の保全を図りつつ、その活用を進めます。
- 天願川については、生態系に配慮した親水性の高い川づくりや、市民が交流するレクリエーションの場、散策路や遊歩道の整備に向けて、県と連携し検討を進めます。
- 金武湾に面した海岸線は、良好な自然環境や生態系があるため、海岸保全区域の良好な維持管理、海岸、海浜の周辺地域と調和した利用を促進します。

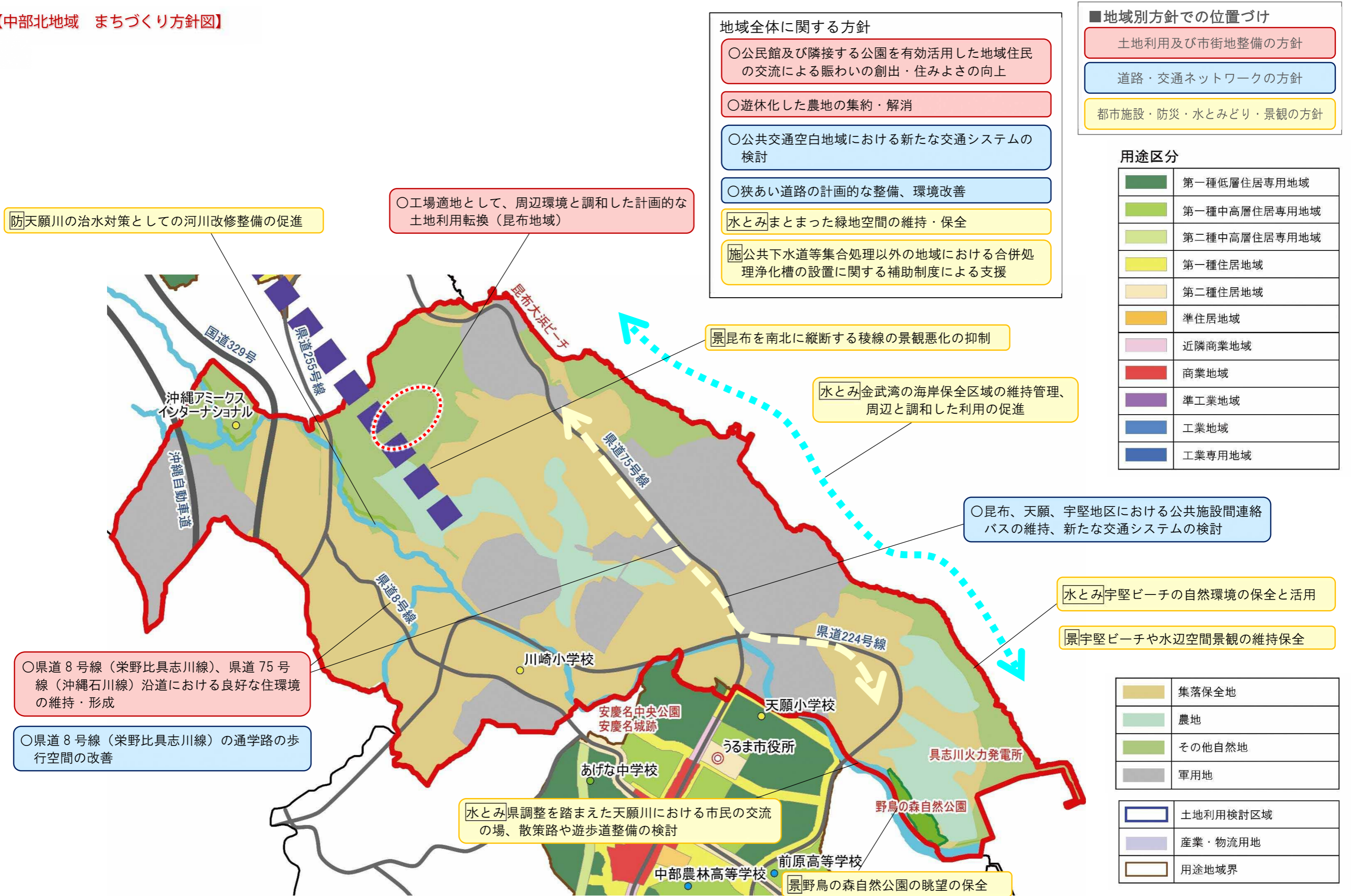
## ■都市景観づくり

### <自然景観>

- 昆布を南北に縦断する斜面地の緑地及び稜線については、無秩序な開発等による景観悪化の抑制に努めます。
- 野鳥の森自然公園の展望台からの眺望の保全に努めます。
- 緑地と白い砂浜が残る宇堅ビーチや自然のままで残る天願川周辺の水辺景観について、関係機関の協力のもと、維持・保全に努めます。



【中部北地域 まちづくり方針図】



## 4. 中部南地域

## (1) 地域の現況と課題

## ① 現況と役割

## ■ 地域の現況

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年(2020年)の人口は61,917人で、平成12年(2000年)の49,782人と比べ増加。将来人口についても増加傾向</li> <li>特に江洲や仲嶺、喜仲において将来人口の増加傾向が顕著</li> <li>令和2年(2020年)の高齢化率は19.8%</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道75号線(沖縄石川線)沿いの市街地を中心に、市役所をはじめとした各種行政サービス機能や商業、医療等の生活サービス機能などが集積</li> <li>県道10号線(伊計平良川線)沿道及び大田周辺など、用途地域外の市街化が進展</li> <li>安慶名土地区画整理事業を実施中</li> <li>市街地においてはウォークアブルなまちづくりを見据えた検討が進む</li> <li>仲嶺・上江洲地区において産業系土地利用の検討が進む</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道75号線(沖縄石川線)、県道8号線(栄野比具志川線)を軸に路線バスが通るが、市街地の端部や用途地域外は公共交通空白地域が分布</li> <li>県道75号線(沖縄石川線)、県道85号線(沖縄環状線東)は沖縄市と連携して整備</li> <li>アクセス性の向上のため、中部東道路整備の検討が進む</li> </ul>
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>金武湾海岸沿いにおける浸水対策が必要</li> <li>県道16号線の斜面地周辺に土砂災害警戒区域等が指定</li> <li>ヌーリ川公園について、公民連携の手法を用いた整備を推進</li> <li>グスクなど歴史的景観の保全</li> <li>地域内に高等学校が4校立地している</li> </ul>
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的に暮らしやすい、道路整備が進み移動が便利 など(地域の魅力)</li> <li>局所的な渋滞の解消、港原海浜公園等公園の整備、平良川地域の住環境整備 など(地域の課題)</li> </ul>

## ■ 地域の位置づけや役割

- 中心拠点や副拠点などの拠点を有していることから、質の高い持続可能な多極連携・集約型の都市づくりの核となる地域
- 県道75号線(沖縄石川線)の都市軸及び安慶名土地区画整理事業地区を中心として、本市の魅力や活力を牽引する地域(長期の取組みとして、鉄軌道構想を見据えた広域交通結節点の整備の検討)
- 「仲嶺・上江洲地区産業基盤整備事業」「ヌーリ川公園整備事業」「中部東道路の推進」などの主要プロジェクトと連携した地域の発展

## ②地域づくりの主要課題

- 本市の「顔」としての拠点強化（多様な機能集積、公民連携の展開、県道75号線（沖縄石川線）沿道のまちづくり）
- 地域の賑わいの創出や都市基盤の整備など地域で展開される様々なプロジェクトと連携した都市の再編
- 拠点への都市機能の誘導及び用途地域外における無秩序な開発の抑制など、適切な土地利用のコントロール

## （2）地域づくりの方針

### ①将来地域像と基本方針

#### < 将来地域像 >

県中部都市圏の発展と定住を牽引し  
歩いて楽しい賑わいのあるまち

#### < 地域づくりの基本方針 >

- 本市の「顔」として、市及び地域の発展を牽引する、多様な交流と元気（健康・笑顔）があふれる拠点・都市軸の形成
- 自然と共生する都市環境の中を、誰もが楽しく快適に歩いて暮らせる利便性の高いウォーカブルなまちづくり
- 計画的に戦略プロジェクトを遂行し、地域の持続的な成長をもたらすまちの形成



安慶名土地区画整理事業地区内の  
環状交差点



うるま市役所、うるま市健康福祉セ  
ンター等の公共施設

## ②地域分野別方針

## ■土地利用・市街地整備

## &lt;拠点&gt;

- 安慶名市街地周辺の中心拠点及び江洲・赤道の副拠点については、本市及び周辺都市圏における様々な都市活動やサービスの拠点として、商業・業務系機能に加え、医療・福祉・行政サービスや観光交流、交通機能等の集積や連携による複合的な土地利用を促進します。
- 中心拠点は、市の魅力や活力を牽引するまちの顔となる拠点として、市民、事業者、行政等の連携により多様な機能の集積や活動を促進します。
- 副拠点は医療、商業等の都市機能の集積状況を生かし、沖縄市をはじめとする周辺市町村と連携しながら、広域的な玄関口としての拠点を形成します。

## &lt;市街地及び集落地&gt;

- 市民芸術劇場、生涯学習・文化振興センター等が集積する地区については、本市の文化芸能の発信及び交流を創出する場として、周辺と一体となった市街地環境整備に努めます。
- 公民館及び隣接する公園を有効活用することで、地域住民の交流による賑わいの創出及び住みよさの向上を図ります。
- 用途地域外の大田、具志川、上江洲、西原区の集落においては、特定用途制限地域やその他法規制との整合を図りながら、無秩序な開発を抑制し、周辺の農地などの自然的土地利用に配慮したゆとりある良好な住環境の維持・形成に努めます。

## &lt;主要道路沿道&gt;

- 中心拠点及び副拠点を結ぶ県道 75 号線（沖縄石川線）沿道は、本市の都市骨格軸として、商業や業務サービス施設等の立地誘導を推進します。
- 県道 36 号線等（喜仲線、安慶名西原線、兼箇段高江洲線ほか）の幹線道路については、沿道利用活性化のため、路線型用途地域の指定を検討します。

## &lt;新規土地利用（プロジェクト）&gt;

- 地域内に高等学校が4校立地する特性を生かし、学生がまちなかで過ごすことのできる環境や、若者が中心となった賑わい空間の創出など、新たな魅力を感じる市街地整備等の検討を進めます。
- 安慶名土地区画整理事業地区は、まちの顔として人の賑わいや交流に寄与する機能を誘導します。また、円滑にまちの回遊ができる歩行者ネットワークの構築及び住む人、訪れる人が楽しめる空間を演出するため、オープンカフェやイベント開催等、歩道や公園等の公共空間の有効活用に向けて、公民連携のウォーカブルなまちづくりの検討を進めます。



ウォーカブルなまちのイメージ  
(他都市事例)

## 第2次うるま市都市計画マスタープラン

- 安慶名土地区画整理事業地区周辺の市街地では、当該事業地区と一体となった、利便性が高く良好な市街地環境の形成を目指します。このため、道路整備に合わせ沿道利用型の土地利用の促進や高密度な市街地形成に向けて、用途地域の見直しを検討します。
- ヌーリ川公園及び安慶名田場線の整備にあたっては、隣接する中心市街地と一体となって賑わいや回遊性を創出するなど、まちなかの交流機能を高める土地利用の推進に向けて、用途地域の見直しを進めます。
- 産業基盤整備計画基本計画において位置づけられた仲嶺・上江洲地区については、新規産業用地の確保や雇用の場の創出に向けて、土地区画整理事業をはじめとした整備手法や土地利用の規制・誘導の見直し、また道路ネットワーク及び周辺地域との連携に向けた基盤整備を検討します。



市街地再整備が進む  
安慶名土地区画整理事業地区



仲嶺・上江洲地区  
(新規産業誘導を検討する地区)

### ■道路・交通

#### <公共交通>

- 安慶名周辺においては、中心拠点としてのエリア価値を高めるため、公民連携による交通結節点としての機能強化と、滞留機能創出に向けた広域交通拠点の整備に取り組めます。
- 基幹バス軸を中心に、他地域を結ぶ支線バス、地域内を循環するコミュニティ交通（コミュニティバス、乗合タクシー）が連携し、誰もが安心・安全に移動できる公共交通ネットワークの再編を進めます。
- 公共交通の再編にあたっては、中心拠点におけるウォークラブルなまちづくりなどの施策と連携した取組みを進めます。



安慶名地区構想イメージ  
(交通拠点整備イメージ)

<道路：各種幹線道路>

- 那覇空港及び中南部都市圏から、中城湾港新港地区の産業拠点をはじめ、勝連半島・島しょ地域の観光拠点を結ぶ中部東道路の早期実現に向けて関係機関と調整を図ります。
- 都市及び地域内の円滑な交通を確保するため、幹線道路の整備・改善及び新たな路線の検討を進めます。一方で、道路ネットワーク機能としての位置づけが低くなった都市計画道路については、廃止を含めた新たな道路ネットワークの構築について検討を進めます。
- 上平良川公民館から市民芸術劇場等へ続く県道36号線の整備を推進します。

<道路：生活道路>

- 通勤通学時の渋滞の発生や道路が脆弱な市街地においては、円滑な交通の確保、歩行者の安全性や災害に強い市街地形成に向けて、主要な生活道路の新設及び拡幅等、道路環境の改善に努めます。
- 都市計画道路の計画廃止に伴い、影響がある生活道路については、道路環境の改善に努めます。

<歩行者ネットワーク>

- 中心拠点や市街地周辺においては、歩いて楽しいまちづくりに向けて、都市の魅力や回遊性を高める歩行者ネットワークの構築や、歩道空間の活用に向けた取組みを進めます。
- 安慶名土地区画整理事業地区の幹線道路においては、ユニバーサルデザインの導入等により、歩行者が安全で快適に通行できる環境を整備します。特に、県道75号線（沖縄石川線）、安慶名田場線においては、無電柱化を推進します。



無電柱化された歩道空間  
(他都市事例)



回遊性の高い歩行空間（他都市事例）  
(テーブル・ベンチの設置により  
回遊性・休憩スペースを創出)

### ■都市施設整備

- 老朽化している具志川総合体育館の再整備にあたっては、多様化しているスポーツ環境のニーズに対応し、市民の健康増進に資するとともに、大規模災害や様々な緊急事態に対応可能な防災機能を備えた総合アリーナ整備を推進します。

### ■安全・安心まちづくり

#### <水害・土砂災害等>

- 津波や高潮が発生する恐れのある海岸部、河川沿いの地域においては、関係機関と連携し海岸保全施設の整備点検や避難体制及び避難経路を構築します。
- 浸水予想区域に関しては、広く住民に情報を提供し、市民をはじめとする自主防災組織と行政が連携を取りながら防災活動に努めます。また、優先度を勘案しながら必要に応じて、排水路の整備、改善を進めます。
- 市街地の浸水対策に向けて、雨水管理総合計画に基づき、安慶名排水区、兼箇段排水区、赤道排水区の雨水幹線について、重点的に整備を進めます。
- 大雨時に氾濫が発生している天願川については、沖縄県や流域関係者等と連携して総合的な流域治水対策を推進し、治水能力の向上と浸水被害の軽減を図ります。
- 県道16号線周辺の土砂災害警戒区域等が指定されている斜面地は、安全対策や土地利用の規制・誘導策を県と協議し、安全の確保に努めます。特に斜面地に設置される工作物などについては、設置者と十分な協議を行い、対策を講じるよう求めます。

### ■水とみどり

#### <水辺空間>

- 河川空間については、市民の憩いの場として、また都市にうるおいをもたらす自然景観として、親水空間の活用について検討します。(天願川、ヌーリ川、アカザンガー、米原川ほか)
- 特に、天願川については県と連携しながら生態系に配慮した親水性の高い川づくりや、市民が交流するレクリエーションの場、散策路や遊歩道としての整備を検討します。
- 地域住民等の連携による清掃活動等を通じて、地域住民と自然とのつながりを育むほか、維持・管理活動等の推進を図ります。
- ヌーリ川桜並木については、民間団体が桜を植樹し、訪れる人々が憩い・楽しめる魅力的な空間を創出していることから、その活動に対して支援します。
- ビーチとして整備されている地区を除く、金武湾に面した海岸線は、良好な自然環境や生態系があるため、海岸保全区域の良好な維持管理、海岸、海浜の周辺地域と調和した利用を促進します。



ヌーリ川桜並木道  
出展：沖縄県 環境部環境再生課 HP  
(おきなわ緑と花のひろば)

<みどりの空間・公園>

- 地域内に残るまとまったみどりやグスク等については、その維持保全や文化学習等の活用を検討します。
- 地域内を通る主要幹線道路や地域幹線道路沿道では、必要に応じて植樹帯の設置による緑化に努めます。また、植栽帯の維持管理に当たっては、地域と市が協働で維持管理が行えるよう、協働の在り方を検討します。
- 兼箇段グスクや大門森（うふじょうむい）古墓群などの、地域の歴史遺産と一体となった緑地空間の保全に努めます。
- ヌーリ川公園については、ヌーリ川などの自然資源の活用や交通結節点との連携など、様々な視点を生かし、まちづくりや市民のために貢献できる場所として、公民連携の手法を用いた整備を推進します。
- 港原海浜公園予定地は、金武湾を望む約 25.1ha の風致公園として計画されています。良好な海浜景観を含む区域であることから、自然的条件を生かした公園として、公園区域の見直しを含めた実現可能な整備を検討します。
- 江洲公園予定地は、みどり豊かな丘陵地であり、江洲按司・江洲ノ口墓をはじめとする文化財が数多く分布し、歴史文化及び自然景観の保全・活用が望まれることから、公園区域の見直しも含めた整備を検討します。
- 上江洲バンタ公園予定地は、大部分が斜面緑地帯であり、現存する樹木が多く、高台に位置しているため、自然環境の保全及び多彩な眺望の活用が望まれることから、公園区域の見直しも含めた整備を検討します。
- 新規産業用地の確保を目的とする仲嶺・上江洲地区においては、立地企業と周辺地域との調和を図るため、緑地等の整備を検討します。



具志川商業高校前アカギ並木  
(みどり町 1-47 号線沿道)



ヌーリ川公園  
現況写真(上)、イメージパース(下)



## ■都市景観づくり

### <自然景観>

- みどりと白い砂浜が残る具志川ビーチや天願川周辺の水辺景観について、関係機関の協力のもと、維持・保全に努めます。
- 具志川ビーチなどから島しょや金武湾を望む良好な海への眺望保全に努めます。
- 丘陵地及び斜面地の緑地など、まとまった緑地空間は地域の貴重な自然景観として地域住民や関係機関の協力のもと維持・保全に努めます。
- 高江洲や前原、豊原など通称下原地域の田園は、地域の貴重な田園景観として保全に努めます。

### <歴史景観>

- 歴史と自然の景観を感じられる安慶名城跡を保全するとともに、その良好な景観を観光などの地域振興の資源として活用します。
- 大田坂（うふたびら）の石畳など地域の歴史や文化を伝える資源を地域のくらしに息づく景観資源として維持・保全に努めます。

### <都市景観>

- 安慶名やみどり町などの市街地については、良好な街並みの創出・育成に努めます。特に、地域で独自の景観づくりの取組みを進めている安慶名土地区画整理事業地区については、地区計画及び景観計画等に基づく規制・誘導方策等との連携により、景観形成の誘導効果を高めます。
- 宅地化が進む赤道・江洲などの良好な市街地景観の創出・育成に努めます。
- アカギ通り、桜並木、米原川沿いのイッペイ並木など、美しい街路樹に彩られた沿道景観については、関係機関の協力のもと維持・保全に努めます。



幹線道路沿いの桜  
(具志川地域)



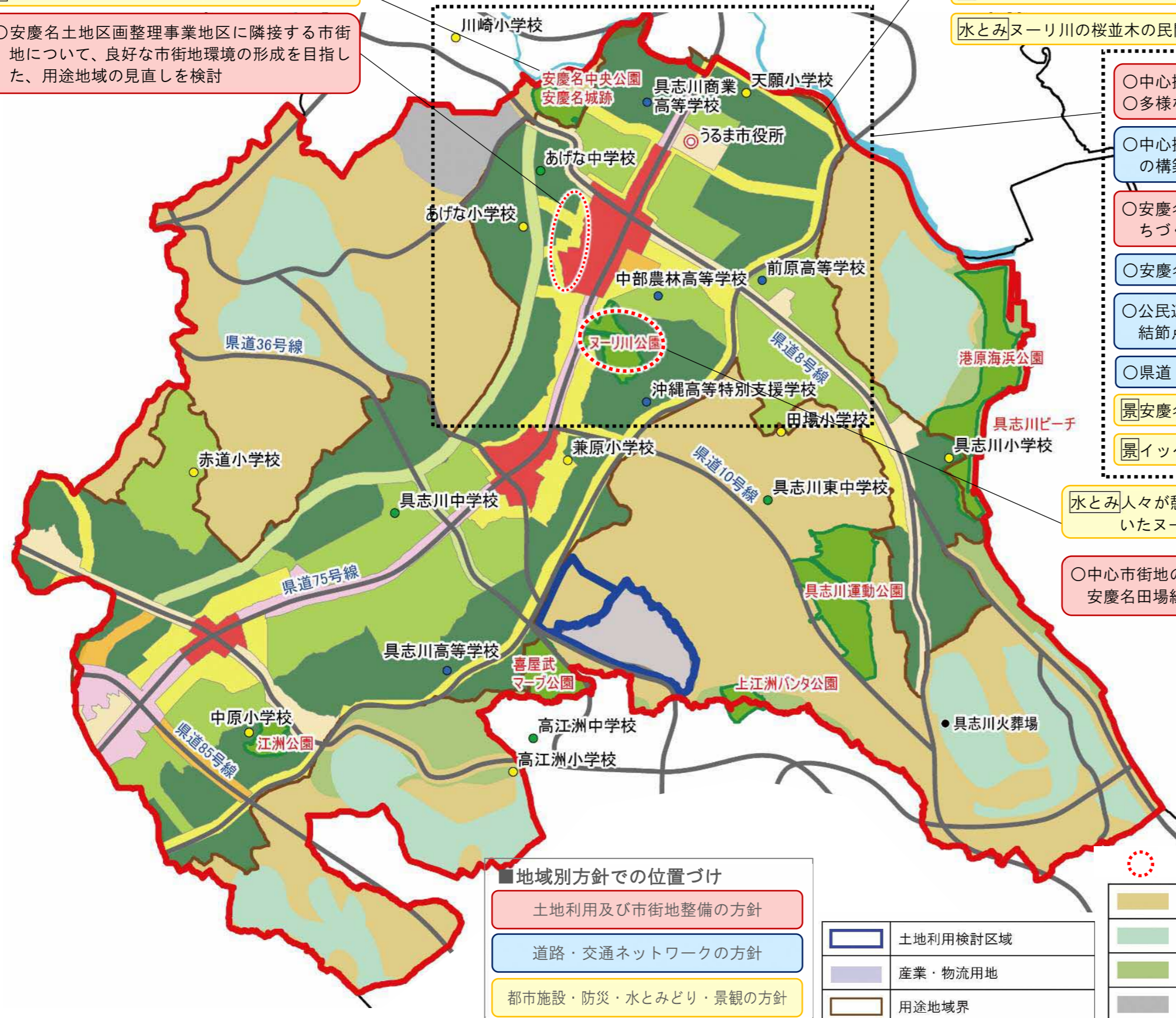
喜屋武グスク

【中部南地域 まちづくり方針図】

景地域振興の資源として安慶名城跡の保全・活用

○安慶名土地区画整理事業地区に隣接する市街地について、良好な市街地環境の形成を目指した、用途地域の見直しを検討

<中心拠点・安慶名土地区画整理事業地区周辺>



水とみ 天願川の散策路や遊歩道の整備

防 天願川の氾濫防止のため、河川改修整備の促進

水とみ ヌーリ川の桜並木の民間活動の取組支援

○中心拠点における複合的な土地利用の推進  
○多様な機能の集積や活動の促進

○中心拠点周辺における歩いて楽しいまちづくり、歩行者ネットワークの構築

○安慶名土地区画整理事業地区における公民連携のウォーカブルなまちづくりの検討

○安慶名土地区画整理事業地区におけるユニバーサルデザインの導入

○公民連携による交通結節機能強化と、滞留機能創出に向けた広域交通結節点の整備

○県道75号線（沖縄石川線）、安慶名田場線の無電中化推進

景 安慶名、みどり町周辺の良好な街並みの創出

景 イッペイ並木（米原川沿い）などの沿道景観の保全

水とみ 人々が憩い・楽しめる魅力的な場所として、公民連携の手法を用いたヌーリ川公園の整備推進

○中心市街地の回遊性の創出や交流機能の推進に向けたヌーリ川公園、安慶名田場線の整備と用途地域の見直しを検討

■地域別方針での位置づけ

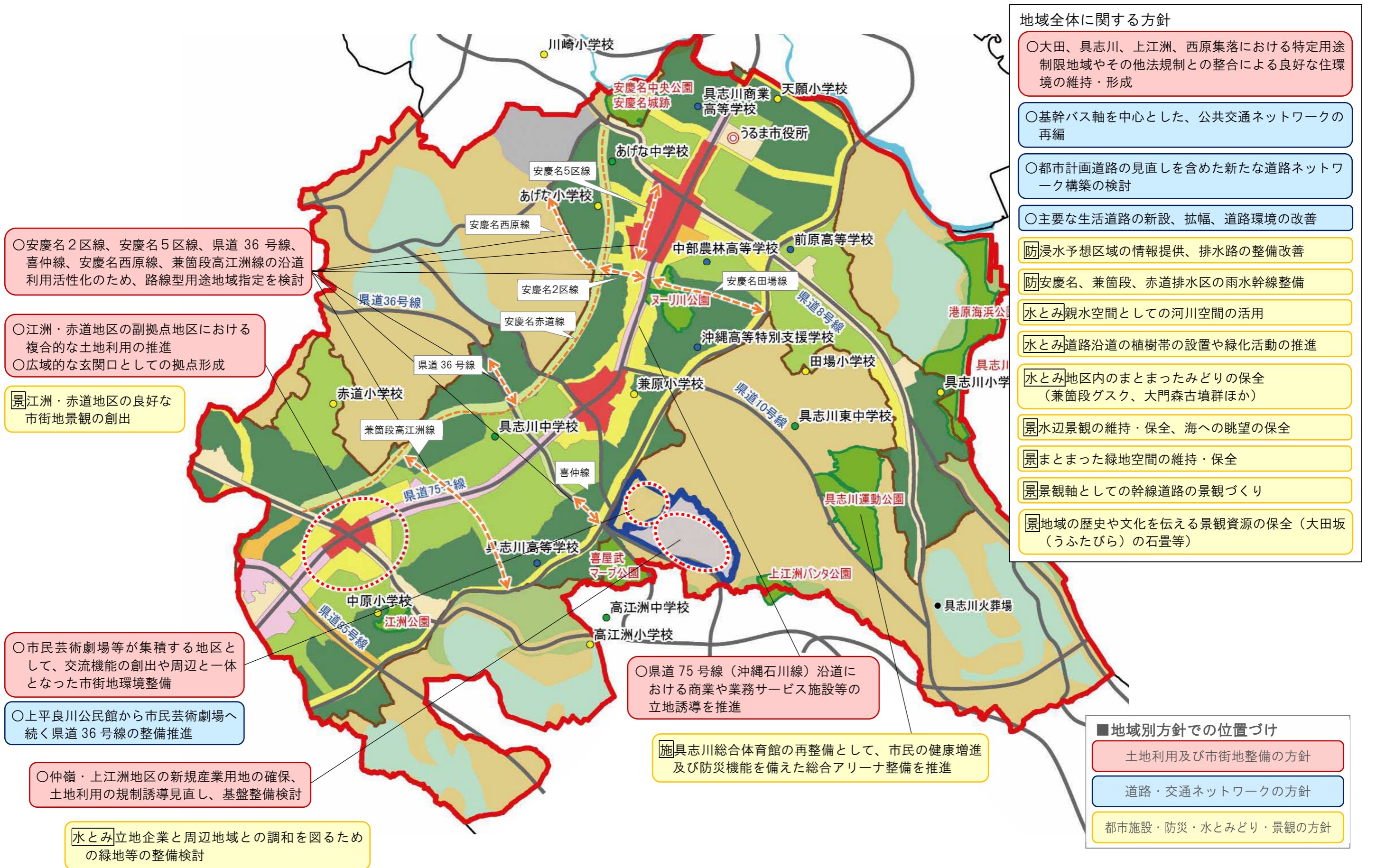
- 土地利用及び市街地整備の方針
- 道路・交通ネットワークの方針
- 都市施設・防災・水とみどり・景観の方針

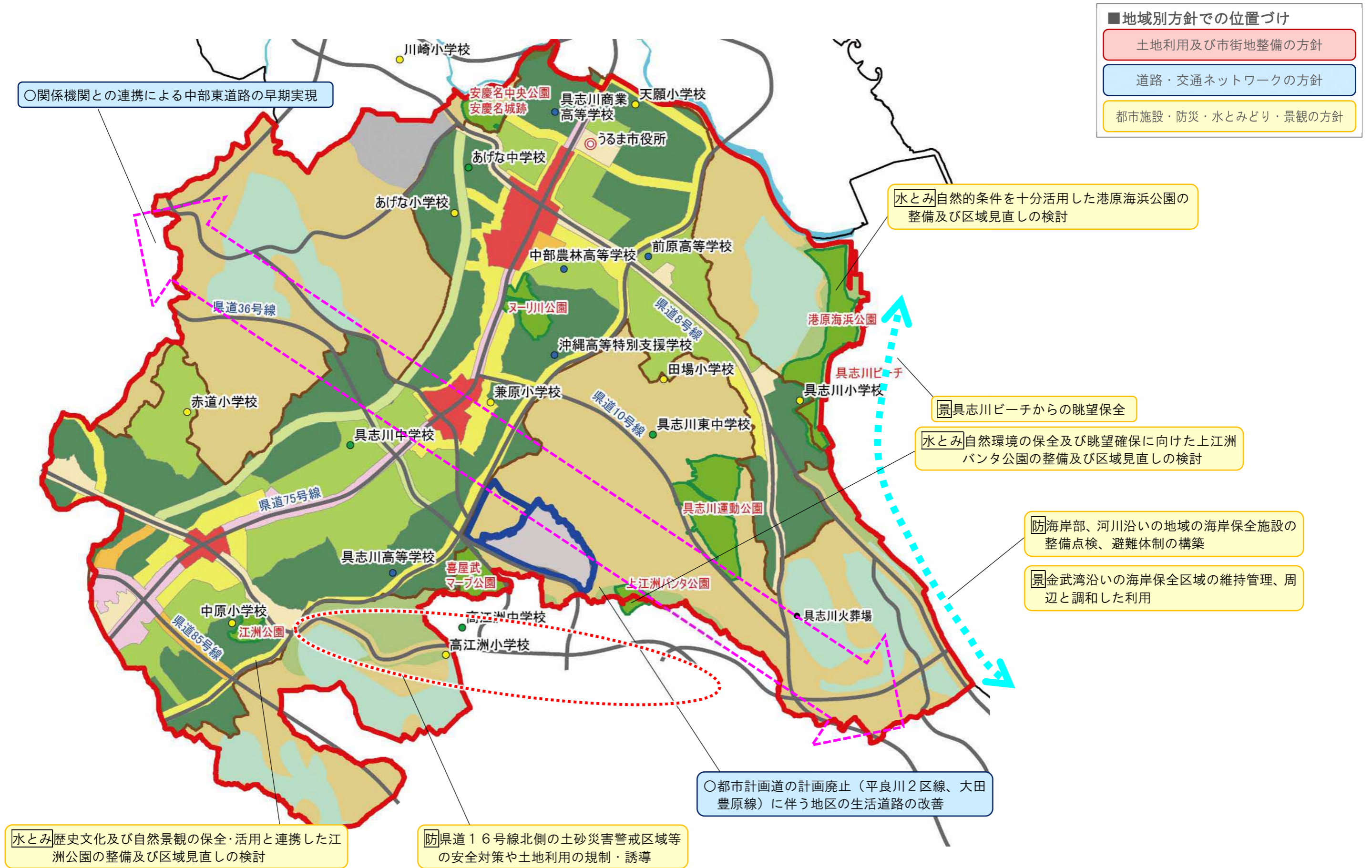
	土地利用検討区域
	産業・物流用地
	用途地域界

	用途地域見直し検討地区
	集落保全地
	農地
	その他自然地
	軍用地

用途区分

	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域





## 5. 南部臨海地域

## (1) 地域の現況と課題

## ① 現況と役割

## ■ 地域の現況

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年（2020年）の人口は6,422人で、平成12年（2000年）の3,325人と比べ増加。将来人口も継続して増加傾向</li> <li>特に豊原（県道16号線）周辺において、人口が増加傾向</li> <li>令和2年（2020年）の高齢化率は16.1%</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道33号線（川田州崎線）、県道85号線（沖縄環状線東）沿道が商業系用途地域に指定。大型商業施設やうるマルシェが立地</li> <li>中城湾港新港地区に工業系用途地域が指定され物流、産業施設が集積</li> <li>前原、豊原には優良農地が整備され田園景観が形成</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道85号線（沖縄環状線東）、県道16号線沿道以外は公共交通不便地域又は公共交通空白地域</li> <li>大型商業施設の立地により集落内の通過交通が増加</li> <li>重要港湾に指定された中城湾港新港地区への企業の立地により、就業者による交通量が増加</li> <li>中城湾港新港地区に寄港したクルーズ船からの交通手段の検討が必要</li> </ul>
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道33号線（川田州崎線）、県道16号線は世界遺産勝連城跡へのルートとしても活用</li> <li>中城湾港新港地区は津波や高潮による災害が発生する可能性有</li> <li>県道16号線北側は土砂災害警戒区域等が指定</li> </ul>
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然環境が残っている、買い物が便利、のどかなまち など（地域の魅力）</li> <li>交通渋滞、公共交通が不便、公園が少ない など（地域の課題）</li> </ul>

## ■ 地域の位置づけや役割

- 国際物流拠点産業集積地域に指定された中城湾港新港地区を産業拠点とし、流通機能や産業機能により都市の活力を高めていく地域
- 県道33号線（川田州崎線）沿道に農水産業振興戦略拠点施設であるうるマルシェや商業機能が集積し、新たな人々の交流と賑わいが形成される地域
- 広大な優良農地とゆとりある生活環境が整備された地域

## ② 地域づくりの主要課題

- 市の産業振興を見据えた中城湾港新港地区（産業拠点）の機能強化
- 優良農地や住宅地と調和した産業・商業機能の誘導
- 周辺の開発に伴う、交通ネットワークの改善

## (2) 地域づくりの方針

### ① 将来地域像と基本方針

#### < 将来地域像 >

商工業・農業・住環境が調和し  
人々の交流と活力のあるまち

#### < 地域づくりの基本方針 >

- 市産業を牽引する中城湾港新港地区及び県道 33 号（川田州崎線）線沿道における基盤整備強化（産業、交通、観光）
- 賑わいの創出と良好な住環境の共存
- 観光交流拠点となる、うるマルシェ等の交通結節機能の強化



州崎周辺の市街地



うるマルシェ

### ② 地域分野別方針

#### ■ 土地利用・市街地整備

##### < 市街地及び集落地 >

- 中城湾港新港地区やその周辺部において、無秩序な開発を抑制しながら、産業振興に向けた計画的な土地利用を進めます。

##### < 主要道路沿道 >

- 県道 33 号線（川田州崎線）沿道は、中城湾港新港地区の近接性等を生かしながら、現在の用途地域内へ商業や業務サービス施設等の立地誘導を進めます。



県道 33 号線（川田州崎線）  
沿道の市街地

<新規土地利用（プロジェクト）>

- 国際物流拠点産業集積地域に指定される中城湾港新港地区では、県及び本市の産業振興及び雇用機会の創出に向けて、流通機能や生産機能及び研究施設等の立地・誘導を促進し、関係機関と連携しながら、必要な基盤整備を図ります。
- 沖縄の新たな経済軸となる東海岸サンライズベルト構想に基づき、県経済の発展に向けた土地利用を進めます。



中城湾港新港地区

<農地及びその他自然地>

- 県道 33 号線（川田州崎線）北側の江洲及び前原や豊原地域における農業基盤整備が実施済みの農地については、防災上、農地の保全・活用の重要性が高い地区であることからその保全を図ります。

■道路・交通

<公共交通>

- 地域住民や観光客の円滑な移動や回遊性を高めるため、クルーズ船が寄港する中城湾港新港地区、うるマルシェ等から市街地や核となる施設等を結ぶ公共交通の検討を進めます。
- うるマルシェについては、路線バスやレンタサイクルなどの交通モード及びクルーズ船で寄港した観光客の接続拠点として機能できるように、交通結節機能の強化を図り、東部地域や島しょ地域のゲートウェイ機能の向上を図ります。
- 公共交通空白地域である中城湾港新港地区では、就業環境を向上させるため、通勤者等の移動に対応した公共交通の検討を進めます。



交通結節点として、異なる交通の乗り換えと各地区へのアクセスを強化  
出典：うるま市総合交通戦略を加工

<道路：各種幹線道路・生活道路>

- 中城湾港新港地区と各都市の産業拠点を繋ぎ、経済を支えるネットワークを構築するため、ハシゴ道路に接続する中部東道路の早期実現に向け、関係機関と連携し実現に向けて取組みます。
- 周辺の商業施設立地に伴い増加する交通量の効果的な集散を目的とし、県道 33 号線（川田州崎線）、県道 16 号線にアクセスできる補助幹線道路や主要な生活道路の整備を検討します。

## 第2次うるま市都市計画マスタープラン

- 集落内の生活道路ネットワークについては、特に狭あい部の危険度・優先度を勘案しながら計画的に整備し、道路環境の改善に努めます。
- 物流道路の代替性を確保するため、県道85号線（沖縄環状線東）と県道36号線の機能強化を推進します。



沖縄自動車道～中城湾港等の産業拠点を結ぶ県道85号線（沖縄環状線東）

### ■都市施設整備

- うるマルシェは交流・観光の拠点として、市の魅力や人々の交流と賑わいを創出する場としての活用を推進します。
- 重要港湾に指定される中城湾港については、関係機関と協力し、企業誘致や物流インフラの整備促進、クルーズ船の寄港といった観光振興など、産業の活性化に向けた港湾機能の向上を目指します。

### ■安全・安心まちづくり

#### <水害・土砂災害等>

- 県道16号線北側の土砂災害警戒区域等が指定されている斜面地は、安全対策や土地利用の規制・誘導策を県と協議し、安全の確保に努めます。特に斜面地に設置される工作物などについては、設置者と十分な協議を行い、対策を講じるよう求めます。
- 津波や高潮が発生する恐れのある中城湾港新港地区等の沿岸部においては、関係機関と連携し海岸保全施設の整備点検や避難体制及び避難経路の構築を進めます。
- 緊急輸送道路や物流拠点（港湾）については、緊急輸送ルートを確実に確保するため、関連機関と連携し、維持管理の強化、安全性及び信頼性の高い整備を促進します。

#### <都市災害>

- 降雨時に浸水被害のある地区においては、雨水排水施設の浚渫などの維持管理や、必要に応じて排水施設を新設すること等により、浸水被害の軽減に努めます。

### ■水とみどり

- 地域を東西に縦断する斜面地の緑地及び稜線など、まとまった貴重な緑地空間については、関係機関の協力のもと維持・保全に努めます。
- 中城湾に面した海岸線は良好な自然環境や生態系があるため、公園を含め海岸保全区域の良好な維持管理、海岸、海浜の周辺地域と調和した利用を促進します。

### ■都市景観づくり

- 前原や豊原地域等の田園は、地域の貴重な田園景観として保全に努めます。
- 新たな市街化が進む県道33号線（川田州崎線）や世界遺産勝連城跡に向かうルートである県道16号線については、電線の地中化などにより、沿道の景観形成を促進します。



【南部臨海地域 まちづくり方針図】

地域全体に関する方針

- 東海岸サンライズベルト構想等と連携した産業振興に向けた計画的な土地利用の推進（周辺の無秩序な市街化の抑制）
- 県道33号線（川田州崎線）、県道16号線にアクセスできる補助幹線道路、主要な生活道路の整備の検討
- 防緊急輸送道路や物流拠点（港湾）の維持管理強化・整備

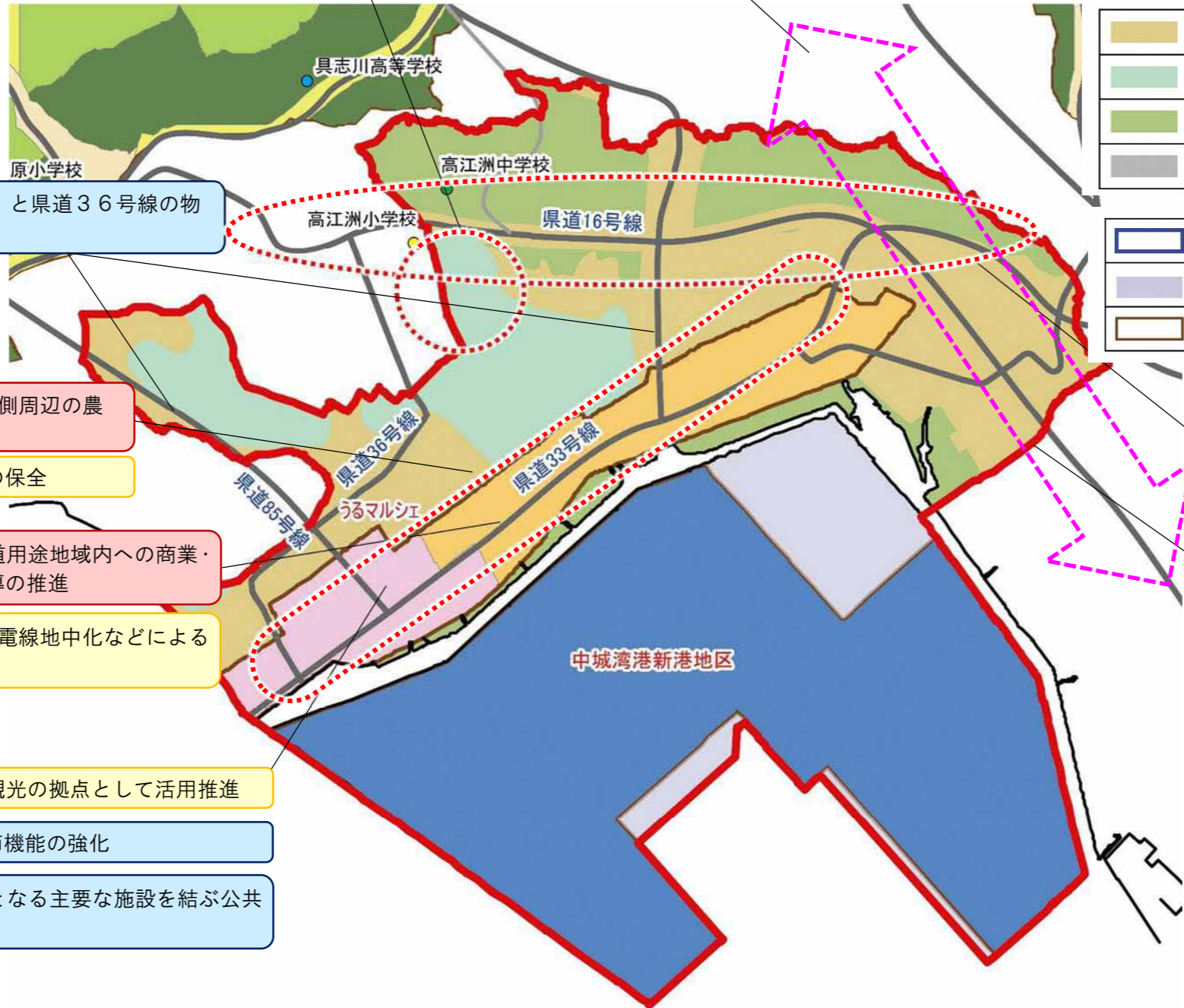
■地域別方針での位置づけ

- 土地利用及び市街地整備の方針
- 道路・交通ネットワークの方針
- 都市施設・防災・水とみどり・景観の方針

用途区分

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

集落保全地
農地
その他自然地
軍用地
土地利用検討区域
産業・物流用地
用途地域界



○関係機関との連携による中部東道路の早期実現

○高江洲小学校、中学校周辺：道路拡張及び歩道整備の検討

○県道85号線（沖縄環状線東）と県道36号線の物流機能強化の推進

○県道33号線（川田州崎線）北側周辺の農地の保全・活用

景前原、豊原地域等の田園景観の保全

○県道33号線（川田州崎線）沿道用途地域内への商業・業務サービス施設等の立地誘導の推進

景県道33号線（川田州崎線）の電線地中化などによる沿道の景観形成の促進

施うるマルシェにおける交流・観光の拠点として活用推進

○うるマルシェにおける交通結節機能の強化

○うるマルシェから市街地や核となる主要な施設を結ぶ公共交通の検討

防県道16号線北側の土砂災害警戒区域等の安全対策や土地利用の規制・誘導

景県道16号線の電線地中化などによる沿道の景観形成の促進

<中城湾港新港地区及び周辺地区>

○流通機能や生産機能及び研究施設等の立地・誘導を促進し、必要な基盤整備を図る

○通勤・業務系の移動に対応した公共交通の検討

○中城湾港新港地区から市街地や主要な施設を結ぶ公共交通の検討

施企業誘致、クルーズ船寄港を踏まえた観光振興及び産業の活性化に向けた港湾機能の向上

防海岸保全施設の整備点検、避難体制、避難経路の構築

水とみ海岸保全区域の維持管理、周辺と調和した土地利用

## 6. 東部地域

## (1) 地域の現況と課題

## ① 現況と役割

## ■ 地域の現況

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年(2020年)の人口は21,336人で、平成12年(2000年)の22,936人と比べ微減。将来人口の減少率も高い</li> <li>令和2年(2020年)の高齢化率は26.4%</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道16号線、県道37号線周辺、県道10号線(伊計平良川線)沿道の用途地域内を中心に生活サービス機能が集積</li> <li>用途地域外である県道16号線、県道8号線沿道(勝連南風原、勝連平敷屋)において人口が集積していることから、計画的な土地利用が必要</li> <li>用途地域外は主に農用地区域が指定され、南部は防衛用地として利用</li> <li>地域拠点(旧庁舎周辺)及び東照間周辺において新たな都市機能の整備が進む</li> <li>勝連南風原地区が景観地区に指定</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス性の向上のため、中部東道路整備の検討が進む</li> <li>(仮称)県道勝連半島南側道路の整備検討</li> <li>主に市街地から外れた県道37号線、県道16号線、平敷屋や饒辺等の集落地が公共交通不便地域もしくは、公共交通空白地域</li> <li>平敷屋漁港から津堅島へのネットワークの構築が必要</li> <li>市民、観光客の利用を想定した自転車ネットワークの整備が必要</li> </ul>
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産勝連城跡を文化拠点とする観光振興、それに基づいた周辺の環境整備が必要</li> <li>藪地島をはじめとする自然環境及び地域の生活景観の保全と活用</li> </ul>
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しい自然景観がある、エイサー・ハーリーなどの文化、歴史的資源がある など(地域の魅力)</li> <li>住宅周辺に買い物施設がない、交通渋滞、ゴミの不法投棄 など(地域の課題)</li> </ul>

## ■ 地域の位置づけや役割

- ・ 旧勝連庁舎周辺・旧与那城庁舎周辺を中心に地域の利便性を高める拠点としての役割
- ・ 島しょ地域への玄関口の役割
- ・ 世界遺産勝連城跡をはじめとする歴史伝統文化や多くの自然資源を有する地域
- ・ アクセス性向上のため、中部東道路の整備推進

## ② 地域づくりの主要課題

- 誰もが日常生活を不自由なく送ることができる地域拠点としての機能強化
- 地域の振興や発展に向けて、各種プロジェクトを契機とした新たなまちづくりの推進
- 生活圏を一体とする島しょ地域や中心拠点へのアクセス性の向上(公共交通ネットワーク及び自転車ネットワークの構築)

## (2) 地域づくりの方針

### ① 将来地域像と基本方針

#### < 将来地域像 >

豊かな自然環境を守りながら、勝連城跡などの歴史  
伝統文化を活用した賑わいのあるまち

#### < 地域づくりの基本方針 >

- 地域拠点の形成と地域の利便性の向上を目指す
- 歴史・文化や自然が持つ観光資源と住環境が共存した、うるおいと賑わいのあるまちの形成
- 世界遺産勝連城跡周辺のまちづくりから生まれる新たな交流と発展の創出



世界遺産勝連城跡



屋慶名海峡

### ② 地域分野別方針

#### ■ 土地利用・市街地整備

##### < 拠点 >

- 旧勝連庁舎周辺・旧与那城庁舎周辺の地域拠点については、少子高齢社会にも対応し、地域の生活サービスの利便性を高めるため、日常に必要な生活機能のほか、地域特性に応じた機能の誘導、集積に向けた土地利用を図ります。

##### < 市街地及び集落地 >

- 東部地域の市街地は、昔ながらの集落地を基本に発展し、狭あい道路などの課題を有する一方で、南風原集落のように地域の歴史や風土と調和した魅力ある住宅地が広がっています。このため、地域の特性に応じて、ハード・ソフトの取組みを進め、魅力ある住環境の維持・創出を進めます。



各種都市機能が集積する旧与那城庁舎周辺

- 平敷屋集落をはじめとした小規模な集落を形成している地区においては、総合的な居住環境の改善に努めるとともに、特定用途制限地域やその他法規制との整合を図りながら無秩序な開発を抑制し、ゆとりある良好な住環境の維持・形成に努めます。



平敷屋集落（密集した昔ながらの市街地で一部開発が進行）

#### <主要道路沿道>

- 県道 37 号線沿道については、東照間商業等施設の活用や沖縄県が推進する海岸保全施設整備事業などの状況を踏まえ、優良な営農環境に配慮しながら沿道利用活性化の土地利用への転換を検討します。
- 県道 10 号線（伊計平良川線）沿道の後背地で、用途地域に囲まれながら用途地域の指定がない地区については、市街地の一体性や沿道開発に伴う市街地形成の動向に配慮し、用途地域の指定等について検討します。



東照間商業等施設

#### <新規土地利用（プロジェクト）>

- 世界遺産勝連城跡周辺地区は、歴史ロマンを感じる交流空間の創出に向けて、勝連城跡周辺整備事業に公民連携手法を導入し、「勝連城跡」「文化観光施設」「勝連城跡公園」の3施設が効果的に連動する土地利用及び地域活性化の拠点づくりを進めます。
- 世界遺産勝連城跡周辺地区の整備は、「うるま市景観地区条例」や特定用途制限地域などに則り、地域の意向や景観・環境の保全に配慮した計画的な開発、適切な施設の立地を検討します。また、歴史・文化遺産の魅力の向上や観光の取組みと連携しながら、地域振興に努めます。



勝連城跡周辺整備事業イメージ  
出典：うるま市勝連城跡周辺整備事業  
（第三次改訂版）



勝連城跡あまわりパーク

#### <農地及びその他自然地>

- 照間周辺の農地の一部は遊休化が進行しているため、営農を行う重点エリアと他の土地利用への転換を検討するエリアとを区分し、適切な自然土地利用の保全・活用を図ります。
- 藪地島は、体験型観光などの可能性について検討します。
- 特定用途制限地域、景観計画、その他各種土地利用の法令等に基づき、住宅と畜舎の混在の抑制や農地の適切な利活用、森林等の自然環境の保全を図ります。

## ■道路・交通

### <道路：各種幹線道路>

- 県本島で消費される燃料油の約6割を供給している平安座地域から、各拠点への新たな緊急輸送道路の構築及び世界遺産勝連城跡をはじめ、観光資源が集積している勝連半島・島しょ地域から那覇空港へのアクセスを向上させる観光周遊ネットワークを構築するため、新広域道路交通計画に位置付けられた中部東道路の早期実現に向け、関係機関と調整を図ります。
- 地域幹線道路として（仮称）県道勝連半島南側道路の整備を推進します。
- 補助幹線道路県道37号線の維持・補修を強化するとともに、拡幅整備を推進します。。
- 与那城地区から勝連地区を結ぶアクセス道路については、旧勝連庁舎周辺・旧与那城庁舎周辺を中心とした地域拠点の連携と、緊急時における重要な避難道路として整備検討を進めます。

### <道路：生活道路>

- 集落内の生活道路ネットワークについては、車両が通行できる道路や歩行者の安全確保のため、危険度・優先度を勘案しながら計画的に整備し、道路環境の改善に努めます。
- 藪地島においては、東海岸開発基本計画に基づき、筆界特定の状況を踏まえながら、与那城17号線の整備を推進し、活性化を図ります。

### <公共交通>

- 公共施設間連絡バスの運行拡充や新たな交通システムの導入により、高齢者をはじめとする交通弱者や観光客など、誰もが安心・安全に移動ができるように公共交通ネットワークの構築を進めます。
- 屋慶名地域について、島しょ地域への玄関口としてシームレスな乗り換え環境の構築や観光振興を支援するため、交通結節機能の強化を検討します。
- 平敷屋漁港と津堅島間は公共交通と航路が連携した滞在型観光ネットワークの構築を目指します。
- 平敷屋漁港までの公共交通については、地域拠点や観光・交流・景観拠点を結ぶコミュニティ交通などを検討します。



公共施設間連絡バス



津堅島フェリーくがに



グリーンスローモビリティの導入例  
勝連城跡あまわりパークのEVカート実証実験

### <自転車ネットワーク>

- 環境にやさしく、公共交通を補完する市民の身近な移動手段及び観光客の自転車利用環境の向上のため、うるま市自転車ネットワーク計画に基づいた自転車通行空間の整備を推進します。
- 観光コンテンツとの連携や市民の健康増進を見据え、海中道路などにおいて、地域資源の魅力を最大限に生かしたサイクルツーリズム推進事業やレンタサイクル・シェアサイクル等を実施し、サイクリングを活用した誘客、利用促進を図ります。



自転車通行空間の整備

### ■都市施設整備

- きむたかホールにおいては、現代版組踊あまわりの本拠地として歴史文化の情報発信機能の強化、体験機能を整備することで、関連施設への誘客促進や地域から親しまれる施設を目指します。
- 東照間商業等施設においては、新たなランドマークとして観光振興に繋げるとともに、地域の交流の場としての活用を推進します。



きむたかホール

### ■安全・安心まちづくり

#### <水害・土砂災害等>

- 屋慶名や照間、南風原の海岸沿いの一部地域は、大潮や高潮時の海水による集落内排水路への逆流や集中豪雨時の浸水被害が想定されるため、対策を推進します。
- 中城湾側の南風原や内間、平安名などの海岸沿いや、中城湾側に面した斜面地は、地すべり等の土砂災害の危険性があるため、地域特有の景観や環境に配慮しつつ、適切な安全対策を推進します。

#### <安全・安心なまち>

- 緊急輸送道路や物流拠点（港湾）については、緊急輸送ルートを実際に確保するため、関係機関と連携し、維持管理の強化、安全性及び信頼性の高い整備を推進します。
- 観光名所である世界遺産勝連城跡周辺では観光客や来訪者にも分かりやすい避難誘導標識の設置に努めます。

## ■水とみどり

### <みどりの空間・公園>

- 中城湾側の斜面地の緑地空間は、半島の骨格的なみどりとして、維持・保全に努めます。

### <水辺空間>

- 金武湾に面した海岸線は、良好な自然環境や生態系があるため、海岸保全区域の良好な維持管理、海岸、海浜の周辺地域と調和した利用を促進します。
- 中城湾に面した海岸線は、良好な自然環境や生態系を守るため、可能な限り海岸環境を現状のまま保全するよう努めます。
- 県道 37 号線沿いの海岸線は、良好な自然環境があり、貴重な観光資源でもあるため、自然環境の保全に努めるとともに、憩いの場や交流の場として、海浜・海岸の利活用を検討します。



県道 37 号線沿いの海岸線

## ■都市景観づくり

### <眺望>

- 南北に走る稜線や平敷屋タキノーから見たホワイトビーチなどの眺望の保全に努めます。

### <世界遺産勝連城跡>

- 世界遺産勝連城跡の保全を図るとともに、海、島しょ、半島の街並みといった 360° パノラマが楽しめる、眺望景観を保全します。また、地域の魅力や価値をさらに高めるため、景観地区や勝連城跡環境保全地区に基づいた建築物の高さや形態などの規制・誘導を推進します。
- 勝連城跡周辺整備事業により、歴史文化、自然を感じる空間づくりに加え、交流や賑わいを創出する拠点として、まちづくりと連携した文化・観光の振興に資する景観づくりを推進します。



世界遺産勝連城跡（眺望景観）  
出典：うるま市観光物産協会 HP



勝連南風原集落  
（景観法に基づく景観地区指定）

<都市景観>

- 県道16号線沿道は、世界遺産勝連城跡への玄関口としてふさわしい歴史や自然を感じられる景観づくりのため、景観重要公共施設として指定し、電線の地中化などによりシンボルロードとしての整備を推進します。
- 屋慶名や照間の湾岸道路については、海中道路の入り口として雰囲気を感じられる沿道景観を創出します。



県道16号線の将来イメージ  
(景観法に基づく景観重要公共施設の指定)

<歴史景観>

- ワイトウイやガーラ砦など、地域コミュニティのシンボルとなっている史跡等については、保全に努めます。
- 各地域に残るグスク、平敷屋にあるヒッチャマーなどの拝所などについて保全に努めるとともに、エイサーなど地域の伝統行事も重要な地域の景観として、地域の協力のもと維持・継承に努めます。
- 戦争の歴史を伝える、与那城監視哨跡や平敷屋製糖工場跡の煙突、マヤーガマなどは、地域の歴史や文化を伝える資源として地域の協力のもと維持・継承に努めます。
- かつてマーラン船も行き来した屋慶名海峡と藪地島の美しい景観を維持・保全するとともに、地域振興の重要な資源として活用します。



ワイトウイ  
出典：うるま市観光物産協会 HP



製糖工場跡

<自然景観>

- 照間のイグサ（ビーグ）等が生産されている水田は、地域の貴重な田園景観として保全に努めます。
- 南風原、西原、平敷屋、屋慶名等の丘陵地やホワイトビーチ、サトウキビ畑が広がる斜面地の緑地など、まとまった緑地空間は地域の貴重な自然景観として地域や関係機関の協力のもと維持・保全に努めます。
- 藪地島や海岸線周辺の不法投棄に対し、関係機関の協力のもと、看板の設置やパトロールなどの対策に努めます。



【東部地域 まちづくり方針図】



**■地域別方針での位置づけ**

- 土地利用及び市街地整備の方針
- 道路・交通ネットワークの方針
- 都市施設・防災・水とみどり・景観の方針

- 地域全体に関する方針**
- 無秩序な開発・既存集落の拡大を抑制し、ゆとりある住環境の維持・形成
  - 特定用途制限地域、景観計画、その他各種土地利用の法令等に基づき、住宅と畜舎の混在の抑制や農地の利活用、森林等の自然環境の保全
  - 集落内生活道路の計画的な整備、環境改善
  - 新たな交通システム導入による公共交通ネットワークの構築
  - 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備推進
  - 防緊急輸送道路や物流拠点（港湾）の維持管理の強化、安全性及び信頼性の高い整備の促進
  - 防屋慶名や照間、南風原の海岸沿いの一部地域の浸水対策
  - 景地域のシンボルとなっている史跡等の保全
  - 景グスク・拝所の保全、伝統行事の維持・継承
  - 景まとまった緑地空間の維持・保全
  - 景与那城監視哨跡や平敷屋製糖工場跡の煙突、マヤーガマの維持・継承

○関係機関との連携による中部東道路の早期実現

施観光振興及び地域の交流の場として、東照間商業等施設の活用を推進

○県道 37 号線沿道利用活性化に向けた土地利用転換の検討

○旧与那城庁舎周辺の地域拠点における都市機能の誘導・集積に向けた土地利用

○屋慶名地区における交通結節機能の強化検討

○県道 37 号線の拡幅整備推進

○県道 10 号線（伊計平良川線）沿道の後背地：用途地域の指定を検討

○（仮称）平安名屋慶名線の検討

○旧勝連庁舎周辺の地域拠点における都市機能の誘導・集積に向けた土地利用

施きむたかホールの情報発信機能の強化、体験機能の整備

○（仮称）県道勝連半島南側道路の整備推進

**用途区分**

	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	集落保全地
	農地
	その他自然地
	軍用地
	土地利用検討区域
	産業・物流用地
	用途地域界

**■地域別方針での位置づけ**

- 土地利用及び市街地整備の方針
- 道路・交通ネットワークの方針
- 都市施設・防災・水とみどり・景観の方針

景 県道 16 号線及びその沿道について景観重要公共施設として電線の地中化などによるシンボルロードとして整備推進

水とみ 県道 37 号線沿いの海岸線の自然環境の保全、海浜・海岸の利活用の検討

景 照間のイグサ（ピーグ）の水田の保全

水とみ 金武湾沿岸の海岸保全区域の維持管理、周辺地域と調和した利用

景 藪地島や海岸線周辺の不法投棄に対し、看板の設置や景観維持向上を目指した対策の実施

○世界遺産勝連城跡～島しょ地域においてサイクリングを活用した誘客・利用促進

<勝連城跡周辺>

- 公民連携手法による周辺施設と連動した土地利用及び地域活性化の拠点づくりの推進
- 地域の意向や景観・環境の保全に配慮した計画的な開発、適切な施設の立地検討

防 世界遺産勝連城跡周辺：避難誘導標識の設置

景 ・ 史跡や眺望景観の保全  
 ・ 勝連城跡環境保全地区に基づいた規制誘導  
 ・ まちづくりと連携した文化・観光振興に資する景観づくりの推進

<藪地島>

○藪地島の体験型観光などの可能性の検討

○東海岸開発基本計画、筆界特定の状況を踏まえた与那城 17 号線の整備推進

景 藪地島の景観維持・保全、活用

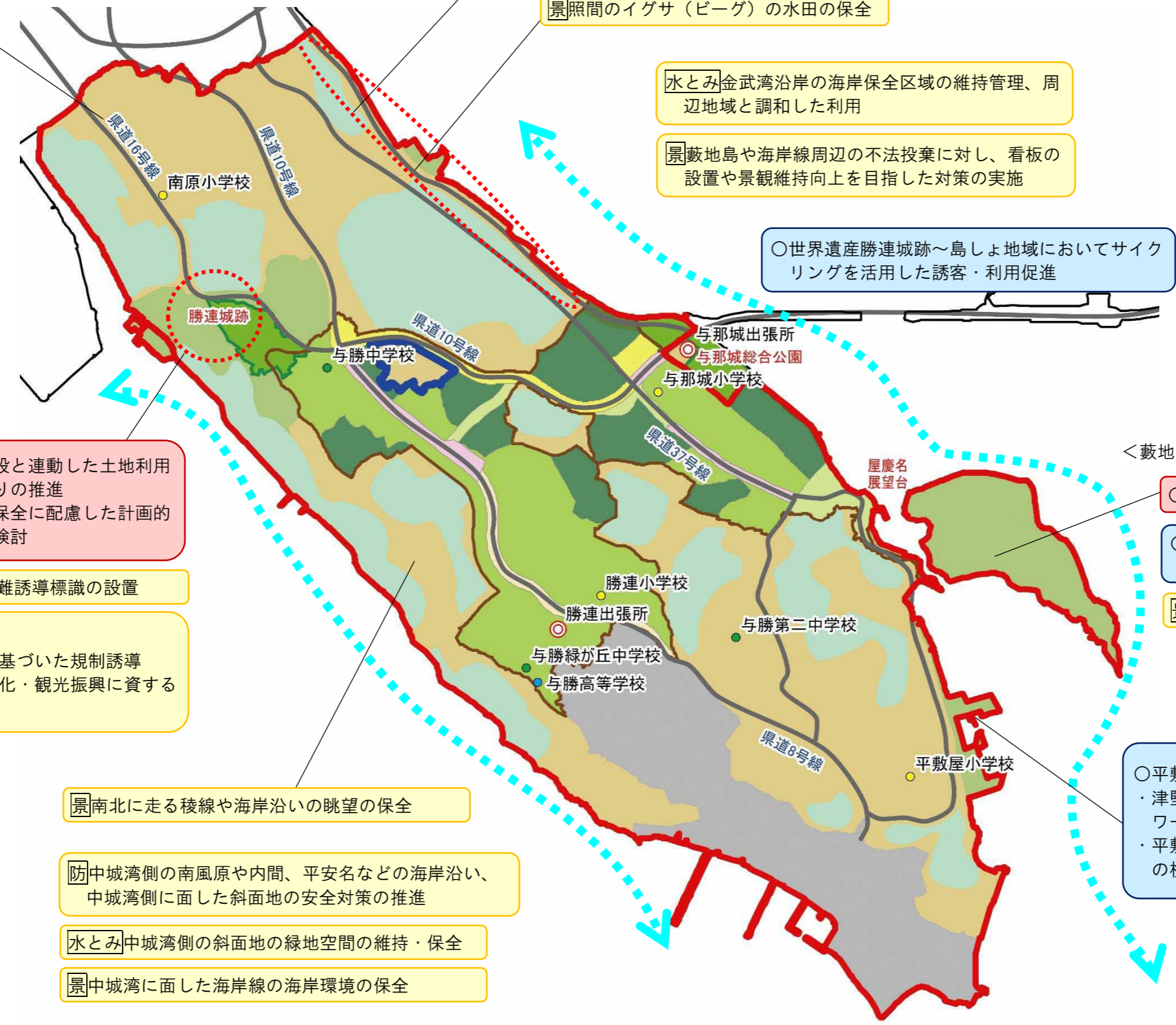
○平敷屋漁港  
 ・ 津堅島間：公共交通と航路が連携した観光ネットワークの構築  
 ・ 平敷屋漁港と地域拠点等を結ぶコミュニティ交通の検討

景 南北に走る稜線や海岸沿いの眺望の保全

防 中城湾側の南風原や内間、平安名などの海岸沿い、中城湾側に面した斜面地の安全対策の推進

水とみ 中城湾側の斜面地の緑地空間の維持・保全

景 中城湾に面した海岸線の海岸環境の保全



## 7. 島しょ地域

## (1) 地域の現況と課題

## ① 現況と役割

## ■ 地域の現況

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年（2020年）の人口は2,787人で、平成12年（2000年）の3,999人と比べ減少。将来人口も減少傾向</li> <li>令和2年（2020年）の高齢化率は41.3%。全地域の中で最も高齢化率が高い</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>平安座島の集落のみ用途地域が指定（石油コンビナート含む）</li> <li>各島において集落地を形成</li> <li>商業や医療等の生活サービス機能の立地、集積が乏しい</li> <li>人口減少による空き家や遊休農地への対策が必要</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>海中道路が本島との唯一の道路ネットワーク</li> <li>狭あい道路の改善が必要</li> <li>全域が公共交通不便地域もしくは公共交通空白地域</li> <li>津堅島にて電気自動車の活用検証を実施</li> <li>観光振興や新たな公共交通としての自動車ネットワーク整備が進む</li> </ul>
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の自然環境が多く残っている</li> <li>観光資源としての海中道路の活用や海の駅あやはし館の機能強化が必要</li> <li>水害や土砂災害を見据えた安全対策が必要</li> <li>各島の現状に即した下水道や農業集落排水施設の整備が必要</li> <li>伝統芸能や島特有の文化、シヌグ堂等の文化的景観の保全と活用が必要</li> <li>平宮地区に油槽所が立地</li> </ul>
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しい自然景観がある、伝統芸能が継承されている、綺麗なビーチが点在など（地域の魅力）</li> <li>ゴミの不法投棄、公共交通が不便、海中道路の活用 など（地域の課題）</li> </ul>

## ■ 地域の位置づけや役割

- 豊かな自然環境に恵まれ、農水産業、観光業が中心の観光・交流・景観拠点となる地域
- 特色ある観光資源を活用した複合的な賑わいが生まれる地域
- 地域固有の自然環境や文化的景観が育くまれる地域
- 県民の暮らしを支えるエネルギーの重要インフラ拠点が立地

## ② 地域づくりの主要課題

- 島がもつ魅力ある自然や歴史文化の維持
- 離島という地域特性により、商業、医療等の生活に必要な機能の集積が乏しく、公共交通や基盤整備が脆弱
- 人口減少率や高齢化率が高く、地域コミュニティ活動の維持
- 空き家の増加や農業の担い手不足による農地の遊休化の発生

## (2) 地域づくりの方針

### ① 将来地域像と基本方針

#### < 将来地域像 >

多様な資源を活用した地域振興による  
賑わい魅力ある島々

#### < 地域づくりの基本方針 >

- 交流人口・関係人口の増加
- 自然・歴史・文化的景観を活用した魅力ある観光拠点の形成
- 地域資源を活用した移住・定住の促進
- 地域振興に結びつく交通ネットワークの構築



海中道路



浜比嘉島の集落

### ② 地域分野別方針

#### ■ 土地利用・市街地整備

##### < 市街地及び集落地 >

- 島しょ地域においては、風光明媚な自然環境、地域が持つ歴史・文化遺産を保全・活用し、観光をはじめ地域の振興に向けた計画的な土地利用を進めます。
- 集落においては、無秩序な拡大を抑制しながら、農地と住宅地が調和した土地利用の規制、誘導を検討します。
- 多彩な資源を活用し、地域振興や地域活力(定住・コミュニティ)を創出していくため、地域や事業者等、様々な主体の連携による取組みを推進します。
- 開発においては、地域の意向や住環境、景観、自然環境の保全に配慮し、周辺の土地利用と調和した計画的な施設立地に努めます。
- 平安座島の石油関連施設一帯は民間事業者と連携のもと、周辺環境に配慮した工業系の土地利用を推進します。

<新規土地利用（プロジェクト）>

- 観光客の増加や民泊などを推進するとともに、テレワークの推進に向けた環境整備など、多様な働き方の増進を図ることで、交流人口・関係人口の創出に努めます。
- 集落のコミュニティや地域福祉を維持するとともに、地域の特性を踏まえた振興を図るため、公民館や学校跡地等を核とした小さな拠点づくりを進めます。津堅島においては、津堅島総合振興計画に基づき、救急救命・防災、地域コミュニティ活性化の観点から、複合拠点整備の検討を進めます。
- 地域コミュニティの維持を図るため、地域資源等を活用した移住・定住を促進します。
- 活用可能な空き家については、移住・定住希望者への体験居住の場として提供するなど、その活用に向けた取組みを進めます。
- 津堅島においては民間企業と連携して、ツーリズム拠点の整備を検討します。
- 生活支援体制整備に係る協議体などを中心とした関係機関と連携を図り、地域から上がってくる多様な課題（ゴミ出し、買い物支援など）を共有し、支え合い活動の充実を図ります。



古民家を活用した宿泊施設 (totono house) 浜比嘉島



旧校舎を活用し滞在型ワーケーション拠点施設 (HAMACHU) 浜比嘉島



伊計島共同売店

<農地及びその他自然地>

- 遊休化した農地及び空き家等を活用し、自然の保全や空き家による地域活性化を行うことで、適切な土地利用の維持を図ります。

■道路・交通

<道路：各種幹線道路・生活道路>

- 平安座地区から、各拠点へのエネルギー供給の円滑化及び勝連半島・島しょ地域の観光周遊ネットワークを構築するため、中部東道路の早期実現に向け関係機関と調整を図ります。
- 島しょ地域を結ぶ県道10号線（伊計平良川線）は、地域住民及び観光客の交通の利便性や交流を促す地域幹線道路として整備を推進します。
- 集落内の生活道路ネットワークについては、狭あい部について、危険度・優先度を勘案しながら、計画的に整備し、道路環境の改善に努めます。

### <公共交通>

- 既存の路線バスを維持するとともに、それを補完する新たな交通システムの導入により、高齢者をはじめとする交通弱者や観光客など、誰もが安心・安全に移動ができる公共交通ネットワークの構築を進めます。
- 津堅島における住民・観光客の移動手段の確保をはじめ、地域の産業と連携しながら、うるま市産電気自動車などのグリーンスローモビリティを始めとする新たな交通システムを活用した地域交通を検討します。



グリーンスローモビリティの導入例  
(津堅島での導入実証実験)

### <自転車ネットワーク>

- 観光コンテンツとの連携や市民の健康増進を見据え、海中道路をはじめとする地域資源の魅力を最大限に生かしたサイクルツーリズム推進事業や自転車による移動手段（レンタサイクル・シェアサイクル）を実施し、サイクリングを活用した誘客、利用促進を図ります。
- うるま市自転車ネットワーク計画（東部地域）において重点路線として位置づけている世界遺産勝連城跡付近（県道16号線）～海中道路～伊計島（県道10号線）までの区間について、沿道の景観に配慮しながら自転車専用通行帯ならびに矢羽根標示等の自転車通行空間の整備を推進します。
- 海の駅あやはし館については、観光交流の拠点として、サイクルツーリズム等の交通結節機能を備えた施設として活用を図ります。



レンタサイクル  
出典：うるま市観光物産協会 HP



自転車道を確保した県道16号線の  
将来イメージ

## ■都市施設整備

### <跡地利用>

- 学校跡地については、地域の貴重な財産として、効率的かつ効果的な行財政運営をもとに、公民連携による活用を進めます。
- 生活サービス機能や働く場が不足するほか、人口減少率や高齢化率が高いことから、地域の交流施設、若手交流のための教育施設、また移住・定住や多様な働き方の推進に向けた機能の誘致など、地域特性を踏まえた特色ある施設等の立地を推進し、地域振興を図ります。

- 旧伊計小中学校跡地：人材育成に向けた教育機能（N 高等学校立地済み）
- 旧宮城幼稚園・小学校跡地：地域の交流と暮らしの憩いの場として高齢者福祉機能及び防災機能（高齢者福祉施設及びコミュニティ防災センターが立地済み）
- 旧宮城中学校跡地：地域の活性化に資する機能
- 旧桃原小学校跡地：地域住民の交流の場の整備（桃原公園整備済み）
- 旧比嘉幼稚園・地域の活性化に資する機能や防災体制を有する機能
- 旧浜中学校跡地：地域での就業機会を確保する機能

- 平安座島の社会福祉センター跡地（平安座西公園横）については、関係機関の動向を伺いながら跡地利用の調整に努め、周辺環境との調和に配慮した都市空間の誘導を図ります。



伊計島 N 高等学校  
（旧伊計小中学校跡地の活用）



桃原公園  
（旧桃原小学校跡地の活用）

#### <上下水道等>

- 公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全のため、うるま市污水处理構想により、平安座地区においては公共下水道整備推進、津堅地区においては農業集落排水施設への接続促進、その他の島しょ地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 津堅地区の農業集落排水施設については、ストックマネジメント手法を導入した適切な維持管理や改築更新を進めます。
- 宮城地区の上水道については、台風等による停電に備えた非常用電源の整備により、安定給水に努めます。

#### <港湾周辺>

- 中城湾港津堅地区は、離島航路の安定運行の維持、漁港の利便性をはじめとする各種用途の利便性の向上、防災・減災対策等の推進に向けた整備を進めます。

#### <その他>

- 浜比嘉島ふるさと海岸は、地域住民に親しまれ海辺とふれあえる海岸空間が整備されていますが、砂浜が浸食されているため、本来の機能、景観が復元整備できるよう促進します。

### ■安全・安心まちづくり

#### <水害・土砂災害等>

- 土砂災害警戒区域等が指定されている斜面地や地すべりの危険性がある道路については、景観や環境へ配慮しながら安全の確保に努めます。
- 多くの集落地が、津波や高潮の災害危険箇所に指定されているため、引き続きハード・ソフトの連携により、災害に対する安全対策を進めます。
- 平安座地区石油コンビナート等特別防災区域の災害対策については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に基づき、周辺地域における防災対策を推進します。
- 島の外縁部にある保安林については、今後も保全を推進します。

#### <その他>

- 観光客や来訪者に対しても分かりやすい避難誘導標識の設置に努めます。

### ■水とみどり

- 島の海岸線は良好な自然環境や生態系があるため、海岸保全区域の良好な維持管理、海岸、海浜の周辺地域と調和した利用を促進します。
- 海中道路周辺の水辺は、ごみ等の堆積があるため、水辺環境の維持管理を地域住民、事業者、行政が協働で行えるよう検討します。



果報バンタ（宮城島）

### ■都市景観づくり

#### 【全体】

- 海中道路をはじめとした橋や道路、航路でつながれた5つの島においては、島々のつながりや個性を生かした景観づくりを進めるとともに、美しい景観を観光や地域振興の資源として生かします。
- 島を取り囲む斜面地などのまとまった緑地空間は、地域の貴重な自然景観であるため、地域や関係機関の協力のもと維持・保全に努めます。
- 各島に残されているグスクや史跡、伝統的な集落などを地域資源として保全に努めるとともに、地域の伝統行事も大事な地域の景観として、地域の協力のもと維持・継承に努めます。
- 海岸線周辺の不法投棄に対し、関係機関の協力のもと、看板の設置や景観維持向上を目指した対策を実施します。



### 【海中道路】

- 本市を代表する観光スポットである海中道路及び海のあやはし館は、地域景観と調和した計画的な景観づくりを推進するとともに、これらの資産を生かし地域の活性化を図ります。



道の駅あやはし館・海中道路  
出典：うるま市観光物産協会 HP

### 【浜比嘉島】

- 「神の島」と呼ばれる浜比嘉島に所在するアマミチューの墓やシルミチュー、東の御嶽（シヌグ堂）など数多く残る歴史遺産を、島の伝統を伝える景観資源として周辺の景観とともに保全します。
- 比嘉グスクなどの高台や浜比嘉大橋から臨む美しい眺望や昔ながらの集落景観、美しい海岸など、のどかな景観を保全するとともに、観光や地域資源に活用します。



浜比嘉大橋



浜比嘉の集落

### 【津堅島】

- 青く澄んだ海や白い砂浜に代表される手つかずの自然と津堅ニンジンが代表される農業や漁業を営む人々の暮らしが織りなすのどかな津堅島の景観については、地域や事業者等の協力のもと維持・保全し、観光や地域振興に活用します。



津堅集落

### 【平安座島】

- 平安座島の西部に集約した集落と後背の斜面地の緑地が織りなすのどかな景観と海と産業が伝統文化と相まって生み出される漁業のまちとしての個性のある景観をまもるとともに、その景観を観光や地域振興の資源として生かします。



平安座島の空と海  
出典：うるま市観光物産協会 HP

## 第2次うるま市都市計画マスタープラン

- 与佐次河や彩橋小中学校の校内にあるクワデーサー（モモタマナ）などの地域の景観資源を維持・保全するとともに、サングウチャーなど地域の伝統行事も大事な景観として維持・継承に努めます。
- 島の東部の石油基地や島周辺の護岸等については、関係機関の協力のもと周辺との調和に配慮した景観形成を進めます。



平宮護岸アート（平安座島）

### 【宮城島】

- 「たかはなり」と呼ばれる切り立った台地状の地形をなす島のシヌグ堂周辺の整備を推進し、高台から集落や海を望む壮観な眺望を保全します。
- 崖地の緑地、手つかずの白い砂浜、昔ながらののどかな集落の景観については、地域と協力のもと維持・保全に努めます。
- シヌグ堂やヤンガーなど宮城島に残される島の歴史・伝統を伝える景観資源を保全・活用します。



シヌグ堂バンタ（宮城島）



宮城島のビーチ

### 【伊計島】

- 島を囲む美しい海や伊計ビーチ、大泊ビーチをはじめとした手つかずの白い砂浜、伊計集落ののどかな景観、優良農地等の田園景観については、地域や事業者等と協力のもと維持・保全しつつ、地域振興の資源として活用します。
- 伊計大橋のシンボルカラーである赤と橋からみる海の青のコントラストが織りなす美しい景観について、関係機関の協力のもと保全に努めます。
- 伊計グスクや犬名河（インナガー）、先史時代の歴史景観が復元された仲原遺跡の保存・活用を図り、観光や地域振興の資源として活用します。



伊計大橋



伊計集落

【島しょ地域 まちづくり方針図】

- 地域別方針での位置づけ
- 土地利用及び市街地整備の方針
  - 道路・交通ネットワークの方針
  - 都市施設・防災・水とみどり・景観の方針

- 地域全体に関する方針
- 施地域に応じた污水处理施設の整備
    - ・平安座地区：公共下水道の整備推進
    - ・津堅地区：農業集落排水施設の接続推進
    - ・その他：合併浄化槽設置の促進

- <平安座島>
- 民間事業者との連携による計画的な工業系土地利用の推進
  - 施社会福祉センター跡地利用の検討
  - 防平安座地区石油コンビナート等防災計画に基づく対策を推進
  - 景集落景観の保全
  - 景クワデーイーサーなどの地域資源やサングワーチャーなどの伝統文化の保全

- サイクルツーリズム等の交通結節機能を備えた海の駅あやはし館の活用
- 水とみ地域、事業者、行政の連携による海中道路周辺の環境維持（ごみ対策など）
- 景海中道路、あやはし館周辺の計画的な景観づくりの推進

- <伊計島>
- 施学校跡地の有効活用による小さな拠点の形成（人材育成、教育機能（N高等学校立地済み））
  - 景伊計ビーチ、大泊ビーチ等の保全
  - 景集落及び田園景観の保全
  - 景伊計大橋からの眺望景観の保全
  - 景伊計グスクや犬名河（インナガー）等の歴史景観の復元・保全

- <宮城島>
- 県道10号線（伊計平良川線）の道路整備と活用の促進
  - 施学校跡地の有効活用による小さな拠点の形成（地域交流、地域福祉、防災機能、地域振興）
  - 施停電に備えた上水道の非常用電源の整備
  - 景シヌグ堂周辺整備・眺望景観の保全
  - 景シヌグ堂やヤンガーなど歴史・伝統を伝える景観資源の保全

- <津堅島>
- 民間企業と連携した、ツーリズム拠点の整備を検討
  - 複合拠点整備（小さな拠点）の検討
  - 施ストックマネジメント手法の導入による農業集落排水施設の更新
  - 施防波堤などの整備を促進
  - 景地域の産業と人々の暮らしが織りなすのどかな津堅島の景観の保全

- <浜比嘉島>
- 施学校跡地の有効活用による小さな拠点の形成（地域の活性化に資する機能、防災機能、就業機能）
  - 施浜比嘉ふるさと海岸の復元整備の促進
  - 景アマミチューの墓、シルミチューなどの歴史遺産と周辺景観の保全
  - 景眺望景観の保全

- 地域全体に関する方針
- 自然環境、歴史・文化遺産を活用した地域振興に向けた計画的な土地利用
  - 周辺の土地利用と調和した計画的な施設立地
  - 公民館、学校跡地を活用した小さな拠点づくり
  - 地域資源等を活用した移住・定住の促進（空き家の活用、遊休農地の活用など）
  - 関係機関との連携による中部東道路の早期実現
  - 集落内生活道路の計画的な整備、環境改善
  - 既存路線バスの維持とそれを補完する新たな公共交通ネットワークの構築（グリーンスローモビリティ等）
  - サイクルツーリズム等の推進に向けた自転車ネットワークの整備
  - 景県道10号線（伊計平良川線）沿道における景観形成の骨格たる軸としての景観づくりや不法投棄対策
  - 防土砂災害警戒区域等の安全確保
  - 防津波・高潮対策に向けた安全対策の実施
  - 防島外縁部の保安林の保全
  - 防観光客にもわかりやすい避難誘導標識の設置
  - 水とみ海岸保全区域の良好な維持管理
  - 景島々のつながりや個性を生かした景観づくり
  - 景まとまった緑地空間の維持・保全
  - 景グスクや史跡、伝統行事を地域の景観として継承

用途区分

	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

	集落保全地
	農地
	その他自然地
	軍用地
	土地利用検討区域
	産業・物流用地
	用途地域界



---

# 第 5 章

---

## 実現化方策

---

- 5-1. 計画の実現に向けた考え方
  - 5-2. 実現に向けた取組み
  - 5-3. 都市計画マスタープランの評価と見直し
-

## 5-1. 計画の実現に向けた考え方

### 1. 都市計画マスタープランの運用

本計画は、本市の将来像を設定し、その実現を図るための方向性を「全体構想」「地域別構想」に示したものです。今後はこの目標や方針を基本として、都市づくり・地域づくりにおける各事業の展開を図ります。また、本計画を推進するため、関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

#### (1) 都市計画事業の推進

「土地利用」「市街地整備」「都市施設」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として本計画を運用します。

- ・地域地区（用途地域等）の指定や見直しなど、土地利用や建築物等の適正な規制・誘導に関わる事項の決定又は変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- ・道路や公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定又は変更、整備など、具体的な施策は、本計画の方針に沿って進めます。
- ・都市計画の決定、変更にあたっては、うるまらしい景観や水とみどりの保全、観光振興など各分野の計画との連携により、効果的な都市づくりを進めます。

#### (2) 総合的なまちづくりの推進

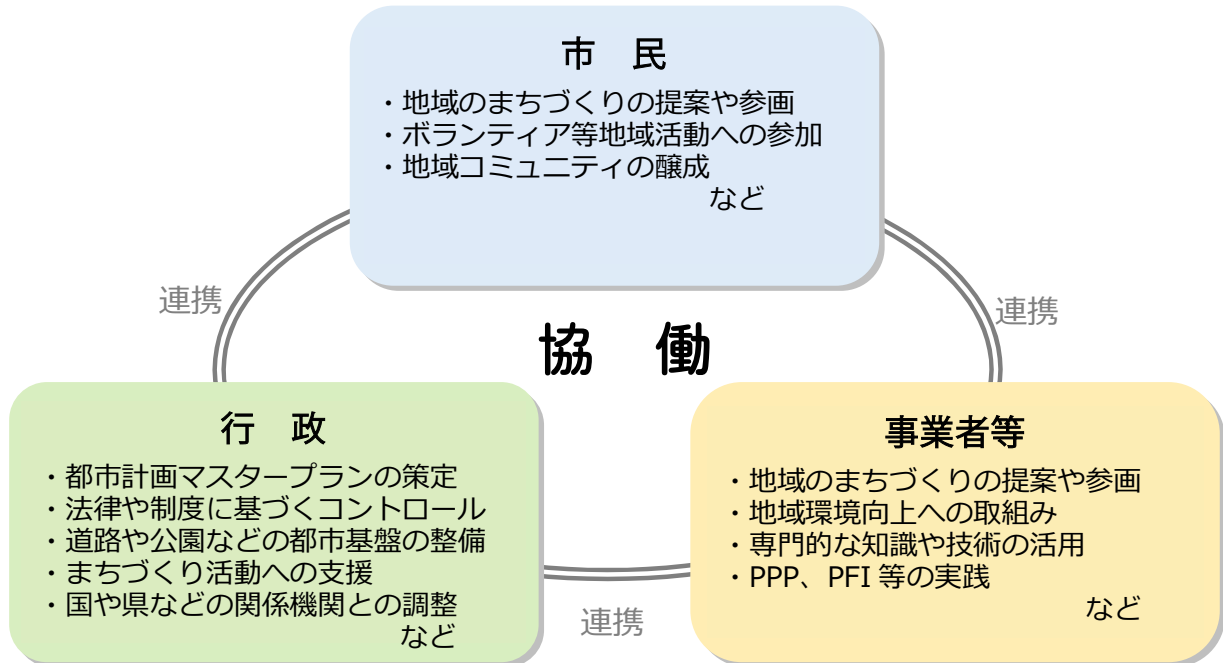
都市づくりの実現にあたっては、都市計画だけではなく、産業、観光、文化、福祉、環境等の様々な分野との連携が必要です。また、持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みや、ICT等の新技術の活用など各種社会課題や変化に柔軟に対応することが重要です。

このため、うるま市総合計画などの各種計画と整合・連携を図り、総合的なまちづくりを推進するための指針として本計画を運用します。

## 2. 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者等との連携・協働による取組みが重要です。このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者等が参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取組んでいる団体への支援の充実を図ります。

【協働のまちづくりの体制のイメージ】



### (1) 各主体の役割

#### ①市民の役割

- まちづくりの主体であることを自覚し、本市のまちづくりに対する理解や協力にとどまらず、地域社会に関心を持って、積極的にまちづくりに関わるよう努めます。
- NPOなどの市民団体は、専門性などを生かし、まちづくり活動を進めるとともに、地域住民や企業などとの連携・協働に積極的に努めます。
- 地域に応じた課題への対応、地域の良好な居住環境等を維持・創出するため、地区計画の検討など、地域主体のまちづくりに努めます。

#### ②事業者の役割

- 事業活動を通して地域産業、経済の発展に貢献するとともに、地域社会の一員として、地域住民やNPOなどとの連携を深め、地域と密着した関係を構築するよう努めます。
- 地域の活性化が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、人材・資金・ノウハウなどの資源を生かし、企業活動を通じてまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

### ③行政の役割

- 行政が主体的に行うべきまちづくりについて、市民の多様なニーズを踏まえながら、効率的な施策展開などに留意して、計画的に進めます。
- 連携・協働によるまちづくりを推進するため、各主体が十分に力を発揮することができる環境づくりに努めるとともに、市役所内の連携強化に取り組みます。
- 地域の課題に適切に対応するため、関係者間の連携・協働を促すとともに、必要に応じて、国や県などの関係機関に協力を求めます。

## (2) 協働のまちづくりの進め方

### ①まちづくりに関する情報の発信

- 協働のまちづくりに向けては、市民や事業者の各関係者がまちづくりに関する現状や今後の取組みについて知ることが重要です。
- 本計画は本市のまちづくりの方向性を示す重要な計画で、本市の現状や課題、今後の方向性について定めています。まずは、本計画を知っていただけるよう、ホームページや広報誌、自治会等を通じて、積極的に広報します。
- 本計画だけでなく、まちづくりの現状や各種計画、現在の取組みについて、継続的かつ積極的な広報を図ります。



### ②まちづくりへの参加機会の充実

- 市民や事業者の各関係者が、地域の課題や取組みについて、情報発信を行うことや意見をを行うことなど、まちづくりに関わるのが重要です。
- 地域におけるまちづくりの課題や取組みについて、各種まちづくりアンケートや自治会活動を通じて、まちづくりの課題の調査・ニーズの把握を行います。
- また、本市が実施するまちづくりに関する様々な事業や取組み、計画については、地域の意見を反映できるよう、意向調査やワークショップ、パブリックコメント、自治会との意見交換等を実施します。



## 第2次うるま市都市計画マスタープラン

### ③まちづくりの実践

- 協働のまちづくりに向けては、市民や事業者の各関係者が実際にまちづくりに参加・実践することが重要です。
- 市民と事業者等が主体となった計画の検討・実践手法として、地区計画等の地区まちづくりに係る手法のほか、PPPなど公民連携による手法があります。これらの制度、手法の活用により協働のまちづくりを推進します。

#### <地区計画等>

- 比較的小規模な地区を単位として、地区の個性あるまちづくりに向けて、地区計画等の活用を図ります。
- 建築物の用途の制限や高さの制限、道路や公園の配置等のほか、地区の良好な住環境の形成や魅力ある空間づくり・景観づくりについて、市民との協働により進めます。

#### <PPP/PFI、エリアマネジメントなど公民連携の取組み>

- 公共施設の整備や公園等の都市基盤整備における公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向け、民間資金活用事業調査を行ない PPP/PFI の活用などを目指します。
- ウォーカブルなまちづくりの推進をはじめ、地域の賑わいや魅力ある都市空間の形成、良好な住環境を備えた市街地の形成など、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための市民や事業者による主体的な取組みであるエリアマネジメントの取組みを目指します。

#### <その他地域による維持管理など>

- 身近な道路や公園の維持管理、賑わいの創出やコミュニティの維持・創出に向けたイベントの開催など地域と行政が協働した取組みを推進します。
- これらの取組みについては、自治会をはじめとする地域団体との連携が重要となります。地域団体と密に連携を図りながら、お互いが共通の目的意識をもって取組める体制づくりを推進します。



### 3. 計画の推進体制

---

本計画に示す都市づくり・地域づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

#### (1) 国・県・近隣市町村および関係機関との連携強化

- 本市の都市づくりにおいて、重要な交通ネットワークとなる「中部東道路」の早期実現、「(仮称)うるまインターチェンジ」の追加検討、新たな産業振興にあたっては、国や県との連携が重要です。このため、国や県をはじめとする関係機関と密に連携を図りながら、一体的な都市づくりを推進します。
- 本市は中部広域都市計画区域に属するほか、本市西部においては沖縄市と連続した市街地を形成しています。このため、都市圏全体での公共交通の確保や生活圏がまたがる地域住民の市街地環境及び福祉向上など、その達成に向けて近隣町村との連携を強化します。
- 分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関と調整を図りながら、まちづくりを推進します。

#### (2) 庁内推進体制の構築と人材育成

- 都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、横断的な組織づくりを進めます。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成に努めます。

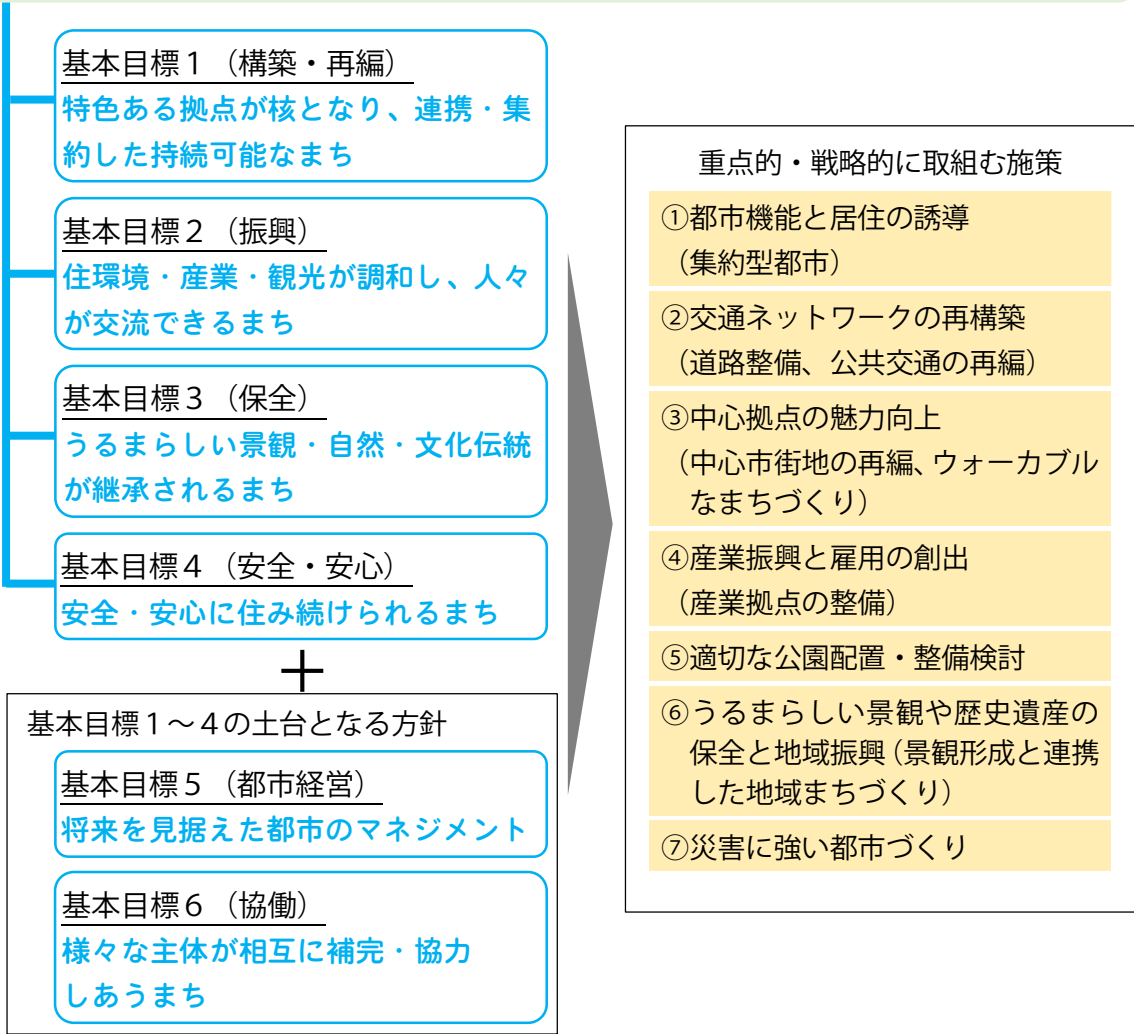
## 5-2. 実現に向けた取組み

本計画の将来像の実現に向けて、重点的・戦略的に取組む施策を整理します。施策の整理にあたっては、以下の視点に基づき整理します。

なお、ここで位置づけた施策については、個別計画と連携するとともに地域住民との協議を進めながら具体的な内容を定めていくことが不可欠となるため、必要に応じて適宜見直しを図ります。

- ① 概ね20年以内に全庁的かつ横断的に取組むまちづくりの重点課題となる施策
- ② 本計画の将来像や地域の将来像の実現を牽引する施策
- ③ 今後のまちづくりの取組みにおいて、モデルとなり地域や地区への波及効果が期待される施策

**将来像** 人・自然・歴史文化が調和し、特色ある拠点がネットワークで結ばれ、都市の豊かさが次世代へ受け継がれるまち



## 1. 重点的・戦略的に取組む施策

## (1) 都市機能と居住の誘導

立地適正化計画制度の活用	<p>多極連携・集約型都市の具体的な施策を推進するため立地適正化計画策定の検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立地適正化計画の策定と都市計画法等を主とした土地利用の規制・誘導</li> <li>○ 都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定による、居住や都市機能の誘導</li> <li>○ 都市の成長管理など、都市全体のマネジメントに加え、ウォークアブルなまちづくりをはじめとした拠点地区のマネジメントによる地域の再編</li> </ul>
--------------	--

## (2) 交通ネットワークの再構築

公共交通ネットワークの再編	<p>拠点がネットワークで結ばれる多極連携・集約型都市構造の創出に向けて、公共交通ネットワークの検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠点内や拠点間を巡る循環型公共交通サービスの充実</li> <li>○ 地域の実情に応じた多様な交通サービスの組合せ（コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の導入）</li> <li>○ 交通弱者等の円滑な移動に向けた交通システムの構築、支援の検討</li> <li>○ 拠点地区の回遊性を高めるとともに、本市の観光振興と連携した自転車活用推進計画及び自転車ネットワークの検討</li> <li>○ 地域公共交通計画の策定検討</li> </ul>
効果的・効率的な道路整備の推進	<p>市としての一体性の強化、また産業拠点及び観光拠点として、広域都市圏との連携を強化するため、将来における都市づくりの動向や交通需要の変化を踏まえた道路整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 那覇空港及び中南部都市圏から本市へのアクセス性の向上や災害に強い都市づくりの役割を担う「中部東道路」の早期実現に向け関係機関との調整</li> <li>○ （仮称）勝連半島南側道路の整備推進</li> <li>○ 「うるま市道路整備プログラム」に基づく各種幹線道路整備</li> <li>○ 長期間において未整備区間を有する都市計画道路の廃止や変更の検討</li> <li>○ 区画道路（生活道路）については、緊急性や優先度等を踏まえた整備推進</li> </ul>
(仮称)うるまインターチェンジの整備	<p>沖縄北インターチェンジの渋滞緩和や地域活性化のため、(仮称)うるまインターチェンジの整備を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな土地利用への取組みを踏まえた(仮称)うるまインターチェンジの整備要請</li> </ul>

(3) 中心拠点の魅力向上

<p>安慶名地区のウォーカブルなまちづくりの推進</p>	<p>「まちなかウォーカブル推進プログラム」の検討をはじめ、拠点の魅力向上とともに、歩いて楽しいまちづくりに向けて、公民連携のウォーカブルなまちづくりの検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「まちなかウォーカブル推進プログラム」の検討</li> <li>○ オープンカフェやイベント開催など、歩道や公園をはじめとする公共空間の有効活用</li> <li>○ 安全で快適な歩行空間の創出</li> </ul>
<p>安慶名周辺交通拠点の整備</p>	<p>公共交通の要衝となっている安慶名地区において、ウォーカブルなまちづくりと連携し、交通結節機能の強化を図ることで、人々が滞留し、まちの賑わいを創出する新たなランドマーク創出の検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市拠点・交通拠点の機能を兼ね備えた複合施設の検討</li> <li>○ 新たな公共交通ネットワークの検討</li> </ul>
<p>安慶名地区一体のまちづくりの推進</p>	<p>安慶名土地区画整理事業地区を中心に、ハード・ソフトの一体的な整備により賑わいが感じられる空間づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヌーリ川公園の Park-PFI 事業の推進</li> <li>○ 周辺地区の賑わい創出に向けた計画的な土地利用の検討（用途地域の見直し等）</li> <li>○ 高校生がまちなかで過ごすことのできる環境や若い人が中心となった賑わい空間の創出など、新たな魅力を感じられる市街地整備の検討</li> </ul>

## (4) 産業振興と雇用の創出

石川市街地地区	<p>本市北部及び周辺都市圏の拠点として、旧石川庁舎周辺、石川インターチェンジ周辺及び石川多目的ドームを含む、市街地一体の再整備に合わせて産業集積地としての活用を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧石川庁舎周辺再開発の検討</li> <li>○ 石川インターチェンジ及び石川多目的ドーム周辺の市街地整備</li> <li>○ 旧石川庁舎周辺から石川インターチェンジ周辺の一体的な市街地再編</li> <li>○ 産業拠点整備に向けた土地利用の検討</li> <li>○ 産業振興・活性化に向けたまちづくり計画の策定</li> </ul>
仲嶺・上江洲地区	<p>新規産業用地の確保・雇用の場の創出に向けて、仲嶺・上江洲地区の土地利用検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規産業用地の確保に向けた面整備の検討（土地区画整理事業等の検討）</li> <li>○ 用途地域等の指定の検討</li> <li>○ 新規企業誘致に向けた調査・研究</li> </ul>
勝連・与那城・島しょ地域	<p>地域の魅力を生かした観光産業を軸とした地域活性化に向けたまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光と連携した地域づくりと各地域の連携による回遊性（周遊性）の向上</li> <li>○ 勝連城跡周辺整備事業と連動した公民連携手法による観光産業の振興</li> <li>○ 地域が有する歴史文化や伝統芸能、観光資源を基軸とした産業振興・活性化に向けたまちづくり計画の策定</li> </ul>

## (5) 適切な公園配置・整備検討

効率的な公園整備	<p>地域の実情に沿った適切な公園配置や規模の検討を行い、市としてのあるべき姿を見据えた公園整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園整備プログラムに基づく公園整備</li> <li>○ 長期未整備の都市計画公園の廃止や変更の検討</li> </ul>
----------	---

(6) うるまらしい景観や歴史遺産の保全と地域振興

勝連城跡周辺整備	<p>勝連城跡周辺整備事業において、観光の振興を通じた地域活性化とともに、周辺と一体的な景観の保全・創出を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民連携手法を導入した勝連城跡公園の整備</li> <li>○ 「勝連城跡」「文化観光施設」「勝連城跡公園」の3施設が効果的に連動する土地利用の推進</li> <li>○ 文化・観光振興に資する景観づくりの推進</li> </ul>
景観まちづくり	<p>うるまらしい景観の保全及び創出に向けて、「うるま市景観計画」の更なる推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観・緑化推進の更なる啓発や景観緑化活動団体等へ支援を行うことにより、市民の景観まちづくりに対する意識醸成</li> <li>○ うるまらしい景観保全のため、歴史・文化遺産の保全と活用の推進</li> </ul>

(7) 災害に強い都市づくり

市全体の取組み	<p>本市全体の災害に強いまちづくりに向けた各種計画に基づき連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ うるま市国土強靱化地域計画、地域防災計画に基づいた各施策の推進</li> <li>○ 立地適正化計画に基づく防災指針の検討</li> <li>○ 復興事前準備に関する計画策定の検討、防災まちづくりの推進</li> </ul>
---------	--

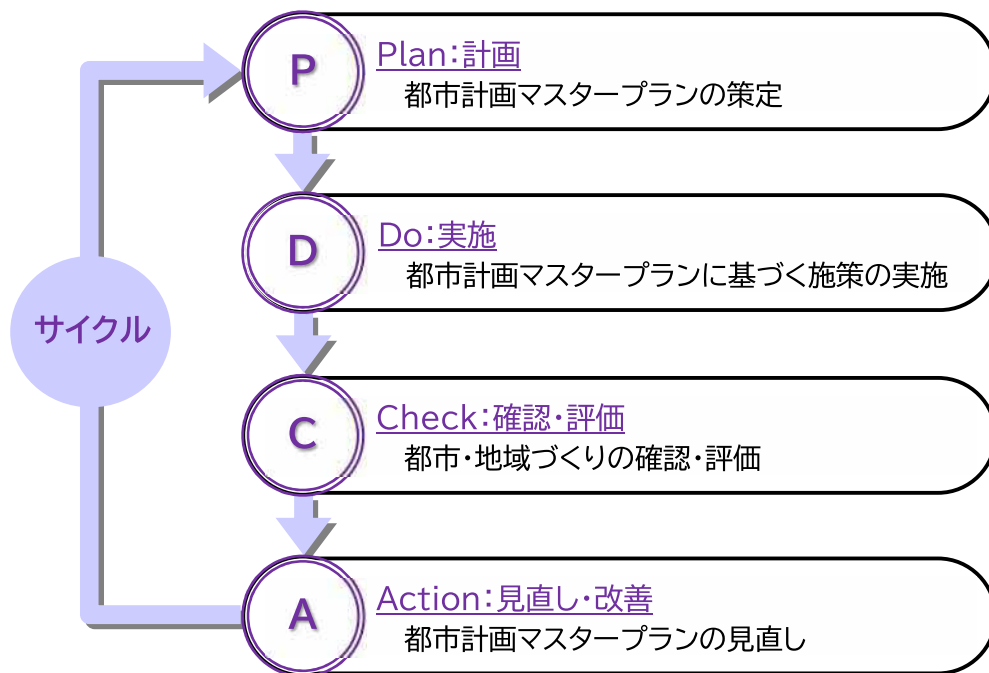
### 5-3. 都市計画マスタープランの評価と見直し

都市計画マスタープランは、本市が今後20年のうちに実現を目指す「将来像」を設定し、方向性を定める計画であり、その実現には時間を要することから、実施過程について適正な管理・確認・評価を行います。

本計画の推進を図りながら、国勢調査や都市計画基礎調査をはじめとする各種統計調査、行政内での課題や大規模プロジェクトの推進を踏まえて都市づくりの状況进行评估します。

本市の基本的な施策や社会情勢に変化があった場合は、速やかに本計画の見直しを行います。

＜計画の評価・見直しの流れ＞



---

# 参考資料

---

参－1. 計画の策定の流れ

参－2. 設置要綱及び委員名簿

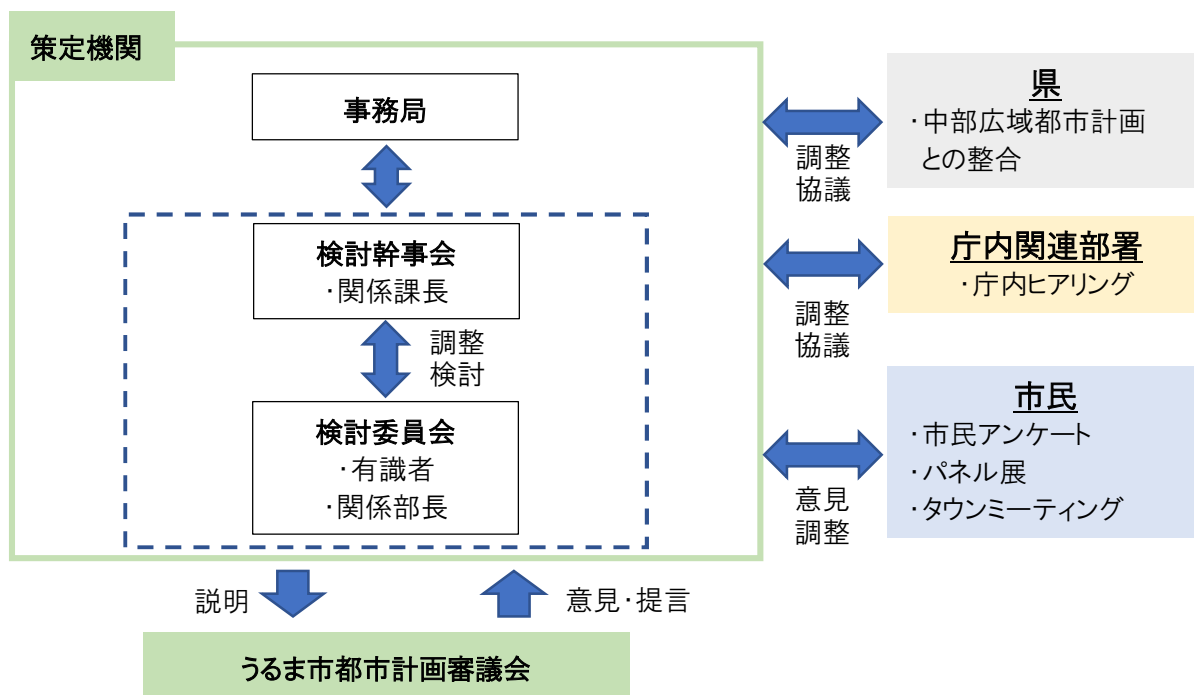
参－3. 用語集

---



## 参-1. 計画の策定の流れ

<策定体制（再掲）>



### (1) 第2次うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会

回数	日程	内容
第1回	令和2年12月3日	委嘱状交付、第2次うるま市都市計画マスタープランの概要、現況と課題、将来像と基本目標について
第2回	令和3年3月24日	将来都市構造図、分野別方針について
第3回	令和3年11月25日	地域別方針について
第4回	令和4年3月17日	全体構想・地域別構想の一部修正、実現化方策について

### (2) 第2次うるま市都市計画マスタープラン策定検討幹事会

回数	日程	内容
第1回	令和2年11月20日	委嘱状交付、第2次うるま市都市計画マスタープランの概要、現況と課題、将来像と基本目標について
第2回	令和3年2月19日	将来都市構造図、分野別方針について
第3回	令和3年11月10日	地域別方針について
第4回	令和4年2月18日	全体構想・地域別構想の一部修正、実現化方策について

(3) うるま市都市計画審議会

回数	日程	内容
第38回	令和4年2月3日	第2次うるま市都市計画マスタープランについて
第39回	令和4年7月6日	第2次うるま市都市計画マスタープランについて
第40回	令和5年1月25日	第2次うるま市都市計画マスタープランについて

(4) 市民意見の抽出

日程	取組み	内容
令和2年9月23日 ~10月8日	市民アンケート	○18歳以上の市民2,500人 ○回収数907人(回収率約36%)
令和2年10月中旬 ~11月上旬	学生アンケート	○市内7高校に通う高校生 ○回収数668人
令和2年10月13日 ~10月27日	市職員アンケート	○うるま市職員約1,000人 ○回収数311人(回収率約31%)
令和3年8月16日 ~8月31日	地域別意見の募集	○地域の魅力・課題及びアイデアの募集 ○自治会代表者、関係機関代表者への配布 HP掲載 ○回収数：自治会102名、地域団体15名
令和4年7月19日 ~8月18日	パネル展示	○地域別構想に係る市民意見の募集 ○以下の場所に展示 島しょ地域：キャロット愛ランドマリントーミナル／平安座自治会 東部地域：勝連地区公民館／与那城出張所 石川地域：石川出張所 具志川地域：うるみん 全地域：中央図書館／うるま市役所都市政策課 ○意見数：15件
令和4年7月28日 ~8月18日	地域別説明会	○地域別構想に係る説明会の開催 ○以下の地域で実施 島しょ地域・東部地域(合同開催)：3名 石川地域：3名 具志川地域：4名
令和4年10月26日 ~11月25日	パブリックコメント	○第2次うるま市都市計画マスタープランの周知 ○意見数：0件

(5) その他調整

日程	取組み	内容
令和4年11月1日 ~11月22日	沖縄県意見照会	○第2次うるま市都市計画マスタープランについて(区域マスタープランとの整合)

## 参-2. 設置要綱及び委員名簿

### (1) うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

#### ○うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

令和2年10月20日

告示第248号

改正 令和3年1月26日告示第17号

#### (設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関し、必要な事項を調査検討するものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) うるま市部長職(議会事務局長及び会計管理者を除く。)
- (3) その他特に市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランが策定されるまでの間とする。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会に出席することができない委員(ただし、第3条第2項第1号及び同項第3号の委員は除く。)は、代理の者を出席させることができる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときには、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 やむを得ない理由により、委員会が開催できない場合は、書面による会議に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市建設部都市政策課に置き、事務を処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月2日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この告示の施行後最初に行われる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和3年1月26日告示第17号)

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

(2) うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会等名簿

＜うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会＞※第4回開催時点

区分	所属	職名	氏名
委員長	国立大学法人琉球大学工学部	准教授	神谷 大介
委員	国立大学法人琉球大学工学部	教授	富山 潤
副委員長	うるま市商工会	会長	石川 満 (新垣 壮大)
委員	うるま市青年連合会	会長	崎上 桂弥
委員	ラジオパーソナリティ	－	くだか まり
委員	うるま市 都市建設部	部長	目取真 康史
委員	うるま市 企画部	部長	金城 和明
委員	うるま市 福祉部	部長	幸地 美和 (当間 重俊)
委員	うるま市 市民部	部長	新里 禎規 (平良 一雄)
委員	うるま市 経済部	部長	松岡 秀光 (佐久川 篤)
委員	うるま市 水道部	部長	儀保 一盛
委員	うるま市 消防本部	消防長	新垣 隆 (諸見里 朝弘)
委員	うるま市 教育部	部長	赤嶺 勝

※氏名の ( ) 内は、R2 年度委員

＜うるま市都市計画マスタープラン策定幹事会＞※第4回開催時点

区分	所属	職名
幹事長	都市建設部 都市建設部	参事
副幹事長	都市建設部 都市政策課	課長
幹事	企画部 企画政策課	課長
幹事	企画部 プロジェクト推進課	課長
幹事	企画部 危機管理課	課長
幹事	市民部 市民協働課	課長
幹事	市民部 環境課	課長
幹事	経済部 産業政策課	課長
幹事	経済部 農政課	課長
幹事	経済部 観光振興課	課長
幹事	福祉部 福祉総務課	課長
幹事	都市建設部 道路公園課	課長
幹事	都市建設部 道路公園課	技幹
幹事	都市建設部 維持管理課	課長
幹事	都市建設部 建築行政課	課長
幹事	水道部 水道総務課	主幹
幹事	水道部 下水道課	課長
幹事	消防本部 消防総務課	課長
幹事	教育委員会 教育部 文化財課	課長
幹事	農業委員会 農業委員会事務局	局長

## 参-3. 用語集

【あ行】	
アセットマネジメント	資産管理のこと。都市施設等の現状（経過年数、耐震性の有無等）を把握し、適切な施設の機能を維持するために、将来的に必要なとされる施設の更新時期や、更新事業を行うための財政収支等、施設のライフサイクル全体における見通しを図ることです。
うるま市総合計画	今後10年間のうるま市のまちづくりの指針となる計画で、基本構想、基本計画より構成されます。基本構想では、うるま市のまちづくりの基本理念や、「愛してまます 住みよいまち うるま」の将来像の実現にむけ、まちづくりの課題を市民と行政が共有し、共に取組んでいくための今後10年間の指針を示します。「基本計画」では、基本構想を実現するための分野ごとの方針や主要な施策、達成すべき目標を定めており、計画期間は令和4年度～令和8年度までの5年間となります。
うるま市国土利用計画	国土利用計画法第7条の規定に基づいて定められる計画で、第5次沖縄県国土利用計画を基本として、また、市の総合計画の基本構想に即して、本市の区域における市土の利用に関して必要な事項を定めます。
ウォーカブルなまちづくり	居心地が良く歩きたくなるまちづくり。 現在、国内外の多くの都市において、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換する取組みが推進されています。居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちづくり）を進めることは、人々が憩い、集い、多様な活動を繰り広げられる場づくりにつながると同時に、環境に優しいまちづくりにつながるとされています。 また、これら実現に向けて、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組みが進められています。 令和元年6月26日、国土交通省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」において、「WE DO」Walkable, Eyelevel, Diversity, Openをキーワードとするこれからのまちづくりの方向性が打ち出され、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた政策実施のパートナーとして「ウォーカブル推進都市」の募集があり、うるま市もパートナー都市となります。
エリアマネジメント	特定のエリアにおいて、地権者や企業などの民間が主導で、行政と連携してまちづくりを行うこと。連携してまちづくりを行うことで、統一感のある街並みや地域コミュニティの形成が期待されるほか、自分たちのまちは自分たちで守るという意識がより一層芽生え、安心安全なまちづくりが進むことが期待されます。
延焼遮断帯	道路、河川、鉄道、公園、緑道等、火災の延焼を防止するための帯状の都市施設。必要に応じて、それらの沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより構築することが考えられます。
オープンスペース	公園・広場。河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地を総称していいます。
オープンデータ	一般的には、国、地方公共団体及び事業者が保有するデータを、誰もが編集・加工等がしやすい形で、インターネットで公開することをいい、これにより、新たなサービスが創出されることが期待されています。
【か行】	
ガー(カーともいう)	湧水、井戸を指す方言です。
開発許可	都市計画法における開発行為に対する制度で、良好な市街地の形成と一定以上の宅地水準の確保を目的とした技術的基準や許可要件を定めています。

街区公園	主として街区内の居住者が利用することを目的とする公園。基本的な考え方は、街区内の居住者が容易に利用できるような配置し、1か所当たり面積0.25haを標準として配置するものです。
ガイドライン	政策等の指針、基本線、指導目標をいいます。
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めたもの。家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進することにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、畜産業の健全な発展に資することを目的とします。
合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ九分の一に減らすことができます。
環境基本計画	環境基本法に基づき、地方自治体が環境に関する施策の方向を明らかにしたものです。
幹線・地域幹線道路	幹線道路とは、国道など、複数の生活・経済圏を連絡する道路のことをいいます。地域幹線道路とは、幹線道路などと一体的に、隣接する市町村と連絡する道路のことをいいます。
基幹バス	都市部の基幹交通を担うように構想・整備された路線バス。停車回数が少なく、通常の路線バスよりも速達性が高く、将来的に需要が伸びれば、BRTやLRTへの転換も考えられます。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条に基づき、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域です。
協働	地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、市民と市がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態を指します。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。
グリーンスクーモビリティ	電動で、時速20km未満で公道を走る、4人乗り以上のモビリティのこと。
景観計画	平成16年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。
景観地区	景観法に規定され、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に定められる地域地区の一つ。
公共下水道	市町村が事業主体となって、汚水や雨水を集めて排除するもので、公共下水道と特定環境保全公共下水道に分けることができます。
公共施設間連絡バス	うるま市において運行するコミュニティバス。市役所庁舎統合後の市民の行政手続き等の利便性の確保並びに公共交通空白地帯における交通手段の改善を目的に運行しています。
公民連携	自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組み。社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するために自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していく手法です。公民連携の手法には、PFI方式、指定管理者制度、市場化テストのほか、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

第2次うるま市都市計画マスタープラン

国際物流拠点 産業集積地域	沖縄における産業及び貿易を振興し、沖縄の自立型経済の構築を目的とした国際物流拠点産業集積地域制度に基づき指定された地域で、税制上の特例措置や、中小企業信用保険法等の特例、沖縄振興開発金融公庫の融資制度等の活用が可能となります。
コミュニティ	一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団、地域社会を指しますが、近年、居住地を飛び越えてテーマでの活動する人々のつながりもコミュニティに含んで考えられています。ここでは、地域社会のコミュニティを指します。
コミュニティ 交通	基幹バス、支線バス等のサービスが及ばない地域において提供される、デマンドバスや乗合タクシー等の交通サービスを指します。
コンテンツ	「内容」「中身」を意味する英語由来の言葉であり、IT産業や娯楽産業において「情報の中身」「情報そのもの」を指し示す概念。
<b>【さ行】</b>	
シームレス	シームレスとは、「継ぎ目のない」の意味。 公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。具体的には、バリアフリー対策、同一ホームによる乗り換え、相互直通運転化、接続ダイヤの設定、乗継運賃割引の拡大、共通乗車船券の設定等。
市街地再開発 事業	一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。都市計画法では、土地区画整理事業、市街地再開発事業ほか、6種類の事業が位置づけられています。
地すべり防止 区域	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第3条に基づき、関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域。地すべりしている区域、地すべりするおそれのきわめて大きい区域など。
自然的土地 利用	その土地の用途が、森林や農用地等の用途である土地のことを指します。
支線バス	基幹バスや高速バスという基幹路線と周辺地域を結ぶ路線バス。
指定管理者 制度	公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度。 指定管理者の企画・アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することが可能となります。
浚渫（しゅんせつ）	海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。
準用河川	1級・2級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川を市長が指定、管理を行っている河川です。
人口フレーム	フレームとは枠のことで、人口フレームとは将来の人口のおおむねの推計値の枠組みのことを指します。
新広域道路交 通計画	沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン・新広域道路交通計画。 国土交通省が定める計画で、地域の将来像等を踏まえ、広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」と、このビジョンを踏まえ、概ね20～30年間の中長期的な視点で検討を進めた「新広域道路交通計画」があります。
ストック	蓄えられたもの。ここでは整備された道路、公園の都市基盤施設や市役所をはじめとした施設のこと。
ストックマネ ジメント手法	機能診断、劣化予測を経て、維持管理費などライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する手法。
スマートシ ティ	先進的技術や官民データを活用し、まちの課題を解決し、新たな価値を創出するため、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するまちづくりの考え。



スマートアイランド	離島地域において、官・民や学などが連携して新しい技術や知見を導入することでさまざまな課題の解決に繋げ、離島の暮らしが改善し、産業が活性化するまちづくりの考え。
生活道路	幹線道路、鉄道駅、学校等公共施設などに移動する際に利用する、日常生活上密接な関わりを持つ市町村道レベルの道路を示します。
整備、開発又は保全の方針	都道府県が定める都市計画区域のマスタープランともいうべきもの。都市計画区域について、①土地利用の方針、②市街地の開発及び再開発の方針、③交通体系の整備の方針、④自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針、⑤下水道及び河川の整備方針などを定めています。
静脈物流ネットワーク	人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送を示します。臨海部等において、リサイクル処理施設の集中立地等による静脈物流の拠点化や低コストで環境負担の小さい海上輸送を活用したネットワークを形成し、循環資源の収集・輸送・処理の適正化を図ります。
ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。
<b>【た行】</b>	
滞在型観光	バスツアーなどで複数の観光目的地を駆け足で巡る周遊型観光とは異なり、1か所あるいは一定の地域に宿泊し、体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイルのこと。 滞在型観光を楽しむ観光客は、地域の文化に触れ、地域の住民と交流できる機会が豊富にあり、豊かで深い体験を味わうことが可能となります。
ダウンサイジング	事業の効率化の観点から、施設の統廃合や再配置などにより施設の縮小、小規模化を図ること。新しい技術等を取り入れて機能を保ったまま小規模化すること。
小さな拠点	小学校区など複数の集落が散在する地域において商店、診療所、小学校など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。
地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。
地区公園	主として徒歩圏内の居住者が利用することを目的とする公園。 基本的な考え方は、徒歩圏内の居住者が容易に利用できるよう配置し、1地区当たり1か所面積4haを目標として配置します。
調節池	総合治水対策の一環として、洪水、下水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節する施設です。
長寿命化計画	各種都市施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを示した計画です。
デマンド型交通・デマンドバス	事前に予約をして乗車する乗合型の新しい交通システムです。専用の車両でお迎えに行き、市内の目的地までお送りする、タクシーの便利さと路線バスの手軽さを併せもった交通サービスです。
特定用途制限地域	都市計画法による地域地区のひとつ(都市計画法第8条第1項第2号の2)。用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域、とされています。
都市基盤整備	道路、公園、上・下水道等の都市の基盤となる施設の整備をいいます。

第2次うるま市都市計画マスタープラン

都市計画道路	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした都市計画法第11条第1項に定める都市施設であり、知事の承認を受けて都市計画決定した道路のことをいいます。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、平成14年6月に制定された法律です。
都市的土地利用	その土地の用途が、住宅や工場、商店等の土地のことを指します。
都市の成長管理	市街地が無秩序に広がることで、道路や公共下水道等の都市施設の新たな整備が必要となり、維持管理コストも増加し、多大な財政負担が発生することが予測されます。また、開発により、豊かな自然や住環境、景観などの貴重な財産が失われていくこととなります。これらのことから、今ある豊かな環境を守り、効率的・効果的な都市施設の投資や維持管理を行うために、土地利用をコントロールすることを示します。(第1次計画より)
都市マネジメント	都市全体から、地域・街区、個々の施設に至る広狭様々な都市空間について、それぞれのレベルで幅広い関係者の総力を結集して整備、管理運営等を行い、効率的・効果的に都市機能を高めていく営みのあり方です。
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法(平成12年法律第57号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき指定される区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策が進められます。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設の不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部(保留地)を売却し事業資金の一部に充てる仕組みになっています。
<b>【な行】</b>	
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する一体的に農業の振興を図ることが必要である地域。「農振地域」と略称されることもあります。
農業集落排水	農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落について実施する汚水処理事業のことをいいます。
<b>【は行】</b>	
パークアンドバスライド	郊外や都市周辺部のバスターミナルやバス停周辺などに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム。
バイオマスタウン	域内において、関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われている、あるいは今後行われることが見込まれる地域。
ハシゴ道路	沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義的に障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用されています。

東海岸サンライズベルト構想	沖縄の更なる発展に資するため、沖縄本島東海岸地域に着目し、今後 10 年の新たな振興計画に向け、東海岸地域の活性化・発展を推進するための方向性を示すものです。
風致地区	都市計画上の地域地区のひとつ(都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号)です。都市の風致を維持するために定める地区で、指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに制限が加えることが可能となります。
<b>【ま行】</b>	
マーラン船	沖縄にはマーラン船と呼ばれる伝統的な船があり、輸送に使われてきました。現在では実際に運航されている船はなく、伝統的な船作りの技術を伝承する船大工も非常に少なくなっています。
マスタープラン	基本計画、基本設計を指す言葉です。
みどりの基本計画	都市緑地保全法に基づき市町村が定める「緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村の緑に関わる総合的な施策をまとめたものです。
<b>【や行】</b>	
優良農地	農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地、または、集団で存在している農地のことをいいます。
ユニバーサルデザイン (Universal Design. UD と略記することもある)	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。バリアフリー概念を発展させた考え方で、「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトです。デザイン対象を障がい者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なります。
用途地域	都市計画法に基づき、目指すべき市街地像に応じて 13 種類に分類されています。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その規模の制限が法により詳しく規定されています。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。
<b>【ら行】</b>	
ライフスタイル(Life Style)	生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めたその人の個性を表すような個人の生き方。
ライフライン	電気、ガス、上下水道、電話等、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。
立地適正化計画	持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画です。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導する計画となります。(都市再生特別措置法の一部改正により立地適正化計画制度が創設)
流域治水	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策。
レクリエーション	仕事や勉強などの疲れを、休憩や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。また、そのために行う休養や娯楽を意味します。
緑地保全地域	都市緑地法第 5 条に基づき都市計画で定めた良好な自然環境の形成に必要な地域。

【わ行】	
ワイトゥイ	ワイトゥイはうるま市勝連(うるましかつれん)の平安名(へんな)集落に築かれた断崖を掘削した農道です。岩を割って取ったという意味から「ワイトゥイ」と呼ばれていますが、正式には比殿(ヒドウン)農道といいます。かつては急崖の山道を上り下りしていましたが、村人の苦難を解消するため、岩山をトゥングェー(金鍬)とカニガラ(石割棒)など人力だけで150mもくりぬき、1932年から3年の歳月を費やして完成しました。
ウタキ	拝み山・森(ムイ)、グスク、ウガン、オン、スク、などと呼ばれる聖地の総称。集落形態から見るとウタキを含む集落包護林(クサティヌムイ)は、集落環境を安定させる空間的な機能を有します。
【A～Z】	
AI	AIとは人工知能、Artificial Intelligence (アーティフィシャル インテリジェンス)の略称。
BRT	Bus Rapid Transit の略称。連節バス、PTPS (公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムです。
ICT	「情報通信技術」のこと。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術を表します。
IT	Information Technology (情報技術)の略称で、コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉です。
IoT	「Internet of Things」の略称で、「モノのインターネット」とされ、人を介さずモノが自動的にインターネットに繋がる技術のこと。
LRT	Light Rail Transit の略。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと。
NPO	Nonprofit Organization の略称。 政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命(ミッション)の精神を尊重して行う非営利組織・団体。Non-Profit Organization の略。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(NPO法)が成立。
PPP/PFI	PPP (Public Private Partnership) とは、公民連携事業の総称です。(公民連携は別途参照) PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方です。
Park-PFI 制度	公募設置管理制度 (Park-PFI) (都市公園法) 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定することで、民間資金等を活用した公園利用者の利便の向上や公園管理者の財政負担の軽減を図ることができます。
SDGs	Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の目標が示されています。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。
Society5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。

## 第2次 うるま市都市計画マスタープラン

編集発行

うるま市役所 都市建設部 都市政策課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町1-1-1

TEL098-923-7620 FAX098-923-7604



沖縄県うるま市

